

第二編 歴史

史



古文書は語る（旧下坂大庄屋 土居家所蔵）

第一章 村の歴史への試み

我々柳谷の人々は、いつ、どこから、どうして来たのだろうか。そして今、我々はどこに、どうしているのか。やがて我々の後代は、どこへどう歩みつづけるべきなのか。この一筋の旅の道筋を、なんとか確かめてみたい。それが我々村民の、村の歴史への志向である。

我々の旅の道筋を支えてきて、今支えてくれており、そしていつまでも支えてくれるであろうわが村の大自然。わが柳谷のすべてのいのちを支える慈母として、その素性、その姿、そのはたらき、まことに優雅で、悠久で、壮美である。わが旅の足跡を知りつくし、旅の行先を見通しつくして、悠々然として我々との喚び合いを深め、自らのいのちの深さをあらわに見せつづけてゆく。

いつの日だったのか。我々の先祖がこの自然に呼び込みの第一歩を踏み入れたのは。書かれざるくらしの跡を尋ねることのむつかしさは、今更かこつこともないことではある。けれどもこの村の天地に生を托したその時から、我々の先祖は、試みてはつまづき、つまづいては更に試み、繰り返し積み重ね、自分たちのならわしが形造られるまで、伝統らしく蓄えられるまで、ねがい（願望）、こころみ（学習）、そしてすすむ（進化）のひたむきな道筋を歩いてきたのではないだろうか。はたらきのないもの（無機物）の世界から抜け出し、はたらきをもつもの（有機物）との世界で、共存を楽しみ合ってきたが、やがてそのものたちとの距離が大きくなって、「文化の世界」という新しい世界へ、目ざましい跳躍を果したのではなからうか。「文化化してゆく世界」は、我々人間だけがもつ世界となった。今明らか

たいとする村民の歴史には、柳谷人の文化化の事々が、尋ねられ盛らるべきだと考える。

「すべてのものは過ぎ去る。」は、どうしても避けられない事実である。だからそのままにしておくならば、すべては無意義のまま永遠に消え去ってゆく。「消え去るものを引き留めたい。」これは人間が抱く野望かもしれない。「歴史」は、人間の切望の創造物として、人間社会に一つの地位を突らせている。さらに人間は、その創造物を育てる工夫として、我々が定めた「時間」の尺度で、その区分分類を試みる。だからその時代区分と名づけられるものは、どう理由づけしても、無理と身勝手なそしりはまぬかれないであろう。我々柳谷人はこの大自然に無数の足跡をつけてきた。わが村の姿は一面、我々がつけた複雑な跡方の積重ねであるとも言えよう。いまその跡形を振り分けて区分わけしようとする。こじつけと矛盾はあるだろう。柳谷人は文化化してゆく生きたくらしの社会に生き抜いてきた。そして今日のくらしの事々は、ひとりびとりのねがい―こころみ―すみの道筋を経て、蓄えられた伝統の香りにつつまれている。村民はこの生き生きしている流れを、村の歴史の気風としてとらえようとする。

第二章 柳谷人の足跡の区分

柳谷人の旅の足跡を、四つの時期に区分してみる。

第一の時期は、この柳谷の大地を耕して、植物栽培を試みるいわゆる農耕期より以前の時期である。まだこの地に人々の住みつきのない時期である。人々はどこかの岩陰に生活し、毎日移動して来て、自然のえものを採集したり、捕獲したりして、再び岩陰へ帰ってゆくのである。この期を農耕以前不定住期とも、移動的採収生活期とも呼ぼう。

第二の時期は、人類が大地に種をおろして植物を栽培する、いわゆる農耕という技術を発明してからの時期である。植物栽培のため人々は、一定の場所に住みつき、村づくりの郷びらきに入っている時期である。わが柳谷にも郷びらきが始まった。○山・○谷・○野・○村・○地などの地名がつけられたのは、おそらくこの時期であろうと思われる。人々は畑を拓き、田を掘って作物を作って食べた。社会のしくみもだんだん進んではゆくが、中央とわが柳谷の村里、柳谷ととなりの村里などの関係が、きちんと秩序立ってはいない。ただ作って食べるといふ時期で、この期を農耕的自給生活期と呼ぶことにする。

第三の時期は、社会の組織も進み、中央と地方、地方相互の関係も次第に秩序立った時期である。わが柳谷では、村組織ができ、村人の唯一つの活動形態である農耕も、その封建的土地所有者と村人との関係がきちんと規律立てられた時期である。村里に○場・○着・○市・○立・○行など、村人の社会人としての行動の側面を現わした地名は、この時期に生まれたものと想像される。この期を農業中心という意味で、農本的封建社会期と呼ぶことにする。

第四の時期は、社会が活性化する時期、すべてのものがダイナミックに動く時期である。個人も社会も封建制約から解放され、自由を求めてその個性を実現する時期である。総じてこの期を、流通的自由社会期と呼び、前期を工業化（通産化）社会期、その達成度を濃くした後期を、福祉社会化期とに二分する。

第三章 農耕以前不定任期（移動的採收生活期）

地殻運動のうなりを伴ってできた傾動ブロックの一部、これが柳谷の大自然の原塊であった。そしてこの原塊を素材として、気の遠くなるほど永い間、絶え間なく刻みつづけたのが、黒川の流れの褶曲^{ひだ}彫りである。わが柳谷人の文化のいとなみは、彫刻師黒川溪の創作美術品に拠って行われたものである。「天地は大いなるかなや四国山脈もたゞ一つ褶曲ぞ秋空のもと」歌人逗子八郎大川嶺の頂に立っての、柳谷大自然の讚嘆である。

わが先人を柳谷の大地に喚び込んだのはなにか。誘った魅力はなにであったのか。なにが先人の欲求に応えようとしたのか。それは柳谷の天地の美しさにはぐくまれたゆたかさだろうと思われる。

雲流れる空、風唸る峰々、霧駆ける稜線、そして褶曲深く刻まれ、靄濃くこめる溪々。黒川のいとなみの綾は、まことに巧みである。こうして仕上げた素彫りの地肌に、自然は更に、彩りのわざを重ねていった。

光と熱と水分が織りなすこの地肌に、いのちたちはそれぞれに棲み場を定める。四季の移り変わるたたずまいに、自ら活きてゆく自らの運命をつかんだのは、夏は緑に映え、秋冬落葉する樹々たち（ブナ・コナラ・クリ・ケヤキ・ナラ・カシワ・アベマキなど）と、笹属（クマザサ・チマキザサ・ネマガリダケ等）である。笹属は樹下共生したり、高地に離れて茂ったりした。夏緑落葉樹も、シイなどの常緑照葉樹や、モミ・ツガ・スギ・ヒノキ・マツなどの針葉樹と混生して、美の精彩を加えていたのである。こうしてわが柳谷の大自然は、夏緑落葉樹を主とした、春花・夏緑・秋紅・冬雪の移ろいに、それらの間に点在する峭壁と、カルストの伏石との調和を保って、巨いなる庭園の粧いを現わしてい

るのである。光と色の織りなすこの庭園はまた、歳々絶ゆることなくつくり出される食餌の一大楽園でもあった。動物たちが食餌を探し出す能力はすばらしい。小動物をはじめ鳥獣たちも亦、彼らの棲場とし、彼らの渡り場として、彼らの種の繁栄をこの楽土に求める。峰高く溪深くして、山・谷が作り出す地肌の広さが、彼らの棲場と食餌のゆたかさを伴って、彼らの魅力を駆り立てたにちがひなかったと思われる。主なくして創り出されたこの大自然。まことに無垢で無疵である。何びとの仕業をも受けず、なんら人工のきず跡ももっていない。ことばどおりの自然そのもの。それは文明以前、いや広い意味の文化以前とも言うべきものであろう。

光と水と沃土のゆたかさが、夏緑落葉樹林の繁茂をつくりだし、やがてそれは、動物たちとの共生へ移ってゆく。そこに充ち溢れた大自然の美のゆたかさが、我々先人の魅力をかき立てずにはおかないはずである。この魅力のかき立ては、ただ自然の美しさに対する感懐というものだけではなく、もっともっと激しいものであったに違いない。先人たちをゆさぶったものは、おのがいのちのちの持統と、わが種の繁栄を願う最も根本の願いであつただろう。自分の内胚（五臓六腑）を充たすことの衝動は、なにもにも増して強烈なものである。その強烈な衝動に応え得られるものは、大自然からのおのずからなる供与のゆたかさ以外には考えられないのである。

霧駈ける峰々を越え、靄濃き中に軋る音さやかに黒川のどろきを耳にしながら、谷々を渡って来て、この大地に はじめての足跡をつけたわが先人は、為すなくして与えられる大自然の贈りものゆたかさに、驚嘆したのではないだろうか。すでに火をつくることに成功している先人たちは、手足の労苦にとつてくれるであろう道具をつくることに、智慧を研ぐようになっていたであろう。母たちは野蔓を結び合わせ、木の葉を敷いた入籠を抱えており、父たちは、棒の先に石斧をくっつけた剣と、弓矢とを掲げている。母たちは地面に叢生した草・茸・菜などを、また樹の枝からぶら下った熟実をもぎ取って入籠に詰めていく。父たちは矢を放ったり、やりを投げたり突いたりして、野鳥

やけだものを捕えるのに懸命だった。そして樹林にさす夕陽のかげが傾くころ、父母たちは今日の得(獲)物を背負い担ぎ抱えるなどして、今朝来た峰谷を、枝折りつけた道しるべを頼りに、岩陰のわが家をさして帰っていくのであった。宵闇迫る岩陰の棲家には、親待つこどもたちとの、夕餉の団らんが待っていたであろう。こうしてあくる日もまた、新しい豊かさを求めてのくらしが、一家の者たちのいのちの永らえを約束しているのであった。

しかしこうした先人たちの、柳谷の大自然とのかかわり合いは、与えられるものを、全く初歩の技術によって取得するという程度のものにすぎない。母たちの労作は、山野に自生している食用植物(とちの実・柶の実はじめ、葛根・百合根・わらび根・ヘッポ草の根・カシ瓜根・烏瓜根などデンプン質草根、ウド・ワラビ・ゼンマイ・アザミ・ミツ・シトゲ・ウルヒ等季節副食物などの葉茎)を採取することであり、父たちの狩労作は、野棲鳥獣の捕殺という、限られたもの、与えられたものについてのかかわり方にすぎなかった。

このような受け身のくらしの中においても、昼夜寒暑の変わりや、四季の移ろいなど、大自然のめぐりについて、一種の畏敬の念のようなものが湧いて来なかっただろうか。その念おもいが、太陽を仰ぐ信仰儀礼のような所作を、習慣づけるに至ってはいなかっただろうか。

先人の新しい生活様式への前進は、これまでの自然の供与だけによる、受け身の態度から、なんらかの能動的行動に、転換するチャンスによつてもたらされる。その転換とは、なんらかの新しい技術の発見、新しい社会づくり、新しい信仰への目ざめ、新しい言語思考力前進を伴うところのものであった。

ここに、無垢で、無疵の大自然に向かって、我々人類による、改造めいた行為が試みられることになるのである。

第四章 農耕的自給生活期

第一節 新しい生活様式への転換

植物栽培の発明

自然が与えてくれるものを、採取したり捕獲したりして、自分たちの生活を充たす生活様式にも限りがある。行き詰りがくる。与えられる物は減ってゆき、欲しがる者は殖えるからである。需要は増大し、供給は減少する。生活様式切替への機は熟し、転換の必要は迫ってくる。人々にとって、一大天才の出現の期待は大きく膨らんでくるのである。熟した期待の実がはじけた。一大天才が植物栽培の可能性を発明した。植物自身のいとなみを絶えず注視していたことが、この発明の機となったのであろう。いずれにしろ、発明はすばらしい。この発明、人類にとって、火・道具・社会・言葉などの発明と肩を並べ、勝るとも劣らないものと言えよう。

やがて人類は、この植物栽培の発明を鍵として、動物の飼育・養殖へとその進みを跳躍させる。文化化の技術面の進みの足どりには、ある確かさを偲ばせるものを感じる。

農耕生活のあけぼの

人手による植物栽培によって、人類の生活様式には、農耕生活の曙が訪れる。約数千年前の大事件であった。人類が、「人らしくなるための生物としてのちから」を具え持ったのは、凡そ一〇〇万年前といわれる。今農耕生活の夜明けを迎えた。計り知れない試みと失敗の積み重ねの一〇〇万年の足どりである。

選地―定住― 村の夜明け

人々の生活は一変する。今迄の地表とのかかわり合い。それは地表から利得を奮うだけの態度であった。それが今、大地との「やりとり」のかかわり合いに一変する。人々はまず、大地に自分たちからエネルギーを提供する。そして大地から、その報いを受けとる。心の通い合い、結び合いが芽を吹くのである。更にまた、その土地を所有するという結ばれができ、親近の度合いは濃くなってゆく。やがて人々の生活様式は、今までの身内だけの生存から、横の繋がりへ新しい連帯の蔓が伸びていった。ほかの身内との群れ合い（それは共同防衛のため）社会つくりがひろがる。「人から人間へ」最も基礎としての図式（村社会）が樹立されることになったのである。

第二節 村びらき―村の歴史のおこり―黒川文化のめばえ

柳谷のあけぼの

村の歴史の初声、黒川文化の胚芽は、入り来った某氏によって、柳谷の大地の一角に、種つぼが掘られ、最初の種一粒が落され、土が覆われた瞬間にはじまる。某氏は誰だったか。時はいつだったか。明らかにすることはできないが、大まかに推論できる手がかりはある。手がかりとは。その一つは、村社の建立。つぎは官道の変遷。いま一つは、予土の国ざかに庶民が踏み開いた山道の息づきである。村社はむらの中心のひろばで、郷びとのいのちを支える心臓であり、官道、それにつづく街道、山道は、郷びとをひろげへ結ぶみちであって、郷びとのいのちを永らえる血管であった。

村社の建立

社伝によると、わが村の村社の建立は、つぎのように伝えられる。イ 中津大宮八幡神社 推古帝四年（五九六年三月四日―今から一四一六年前）時の国造伊予主命によって、伊予土佐両国国境高峰に、

国土鎮護のため建立。ロ 柳井川本村早虎大明神々社 同じく推古帝四年（五九六年一〇月）あるいは神亀五年（七二八年—今から一二五六年前）五穀豊饒の農耕神として建立。ハ 柳井川休場河内神社 大宝元年（七〇一年九月—今から一二八三年前）五穀豊饒の農耕神として建立。ニ 柳井川高地総高地神社 同じく大宝元年あるいは弘仁五年（八二四年—今から一一七〇年前）土地守護の産土神として建立。ホ 西谷郷角五社八幡神社 延久三年（一〇七二年—今から九一三年前）源頼義・越智宿弥親経が鎌倉八幡を勧請して建立。古くから産土神として尊崇、河野氏の寄進を受ける。

へ 西谷古味川崎神社 仁平三年（一一五三年—今から八三二年前）源頼政心願して建立。

官道の変遷

わが国は農耕期に入ってから、統一国家としてのしくみが出来上った。そして都が畿内に定められていたから、地方を鎮護するためには、都と地方府（国府）を繋ぐ道筋は、官道として統制されていた。隣国土佐の国府は、今の御免町にあり、ここと都を繋ぐ官道は、つぎのような変遷史を遺している。

イ 南予迂回土佐官道 はじめ四国山脈越えの難を避け、都—紀伊—淡路—阿波—伊予瀬戸内海岸南下—土佐幡多路迂回—国府後免

ロ 久万官道 その後、この一番遠い廻り道は止められ、斉明帝六六一年（今から一三二三年前）久万官道が新設された。先の南予廻り道の途中、伊予道後から三坂峠を越え、久万—馬角—蘓川—久栖—吾川を経て佐川—国府とを結んだ。

ハ 阿波官道 養老二年（七二八年—今から一二六六年前）阿波—甲浦—野根山関所—国府の阿波土佐直通も認められた。

ニ 伊予土佐最短官道 延暦六年（七九七年—今から一一八七年）阿波官道を止め、川之江—馬立—立川—国府後免の伊予最短官道となる。

民間山道の開通

庶民が踏み開いた山道は、文化・経済・信仰などの交流する真に活きた血路である。畿内に都があり、瀬戸内文化が咲き香る事情から、「伊予は先進国だ。」と土佐の人々は言いつづけ、伊予との交流活動は、幕藩期までも意欲的に続いていたように見える。延喜一三年（九一三年三月四日—今から一〇七一年前）津野郷（今の高知県高岡郡梶原町・東津野村・葉山村など）の開郷者津野経高の入郷と、その子孫の豪族化がきっかけで、伊予の豪族河野氏との特殊な主従関係が続いたので、わが柳谷がその通路の役割を担ってきたのである。五段高原から西、葦が峠に至る四国カルストには、数条の民間山道が生き永らえ、今日の山村構造改善諸事業が、先人が踏み開けた民間山道のコースに沿って施工され、今や地芳越えが、瀬戸内・太平洋の主幹国道四四〇号線に、その様相を一変しようとしている。「道は自然なり。」の詩人のことばに感深いものを覚え、「ああわが柳谷の夜明けは晴れていた。」と北叟笑みたい。

高知県高岡郡『梶原町史』のブログに次のように書いてある。

経高土佐入国の延喜時代……はるか西方高岡郡と伊予との国境には、伊予の三大文化地帯より押しよせた、カオリ高い文化の波がひたひたと押しよせて、まばゆいほどの鮮やかな光を放っていた。……奈良朝時代すでにサンゼンたる光を放っていた伊予文化を梶原地帯に引き入れ、いち早く土佐に文化のうるほいを与えた人、それは梶原の開祖津野経高である。経高は伊予文化を巧みに導入して、……………。

と。王朝のころ、既に土佐津野郷と伊予瀬戸内を結んだ文化交流線上に、わが村を位置づけているのである。

石鎚天狗岳（一九八二メートル）から雨包山（一一二二メートル）へ南西に、わが村を膝に抱いたように山稜が続く。

土佐吾川郡・高岡郡と、伊予上浮穴郡・東宇和郡の境である。この山稜地塊に略直交するかのように、数条の断層線が迫っている。仁淀川は、御三戸から断層線に沿って、中津山から大川嶺への稜線を断って南下、支流黒川を合わ

せ、構造線に平行して東流する。支流黒川は深山断層線等に沿って南下、山稜主線の走向に準じて北東流して仁淀川に合流しているのである。

伊子の奥地であったわが村、土佐の奥地であった津野郷、共に一一〇〇から一五〇〇メートルの山稜で背を合わせた孤立境・閉鎖地域であった。この不利な宿命を切り拓かせたものは、文化化を目指す両郷民の強い意欲であろう。封建期のあのきびしい政治禁圧にもめげず、これらの断層線に沿って、一一〇〇から一五〇〇メートルに及ぶ山稜地塊を越える幾筋もの山道を踏み開き続けてきたのであった。

第三節 定住

みち

村社の建立時期、官街道の開廃変遷、国さかいの民間山道の開通などから考えてみると、わが村の郷びらの流れに沿って南下してきた人々が、標高四〇〇〜五〇〇メートルぐらいの河岸段丘や、南向きの緩斜面（地名は多く〇野とつけている）で、水の便のよいところを選んで住みついたものと思われる。まず街道の駅家やつかだったらしいマツギ（馬着・馬次・馬継）が、タツノやオオクボダニと共にホンムラとして開け、街道に沿ってカワマエ・コウジ・ヤスバと開けていったのだろう。これらの郷びらぎがほぼできたころ、これらの郷びとは、川魚のゆたかな川に沿う郷―やなば梁場やなばの続く川に沿う郷の生活を称たたえて「梁結やなゆい川がわ」と地名づけしたものだろう。

陽当たりのよい段丘カワノウチに住みついた一群れが、郷村むらの角かどになって、中津山麓の陽当たりよく、傾斜けいさの緩い開田化（中田・窪田）されるところに郷びらぎが進んでいった。「ええとこじゃ。いつまでも住もうぜ。」久柄くがの里すの地

名は、この喚び合いから生れたもの。なお官街道筋のマカド（馬門）から、タノモトに下りた一群れは川を渡り、陽当たりの蘆川・稲村・鉢と群つくりし、先に開けていた郷（田どころ）とつながる所に、コエノトオやニシムラが開け、土州と通ずる国境に、イワガワの住みつきがはじまったものだろうと思われる。小松谷のささやきも、地吉越えするコママツタニ（駒待つ谷）と意味づけたら、田どころ里久栖のひびきに融けて、胸和むわけ。

では黒川の流れに沿って拓けていった群れ合いを考えよう。さきの津野郷と瀬戸内を結ぶ民間山道のうち、幹線として最も往来が頻繁であったのは、道後―久万―落合―深山断層線―大野が原―姫草越―四万川の経路であろう。これに次いで往来が多かったのは、旧街道からマツギで分れ、黒川に沿って廻り、支流地芳川に沿う地芳越・唐岩越であったらうと思われる。これら二本の中間にできたものは、大川嶺―横野断層線に沿う、今日の落合―大川―本谷―名荷のつなぎ経路であろう。以上三つの路線上の郷びらきは、一つ郷角・本谷圏・二つ名荷圏・三つ古味圏ではないか。ゴウカクは旧西谷村が占める一つの圏域の入口（門・角）で、ホンタニはさきの梁結川村のホンムラ三組に類する、郷びらきの拠点であったことを物語っている。コミという郷は、黒川・高野川・高野本川が合流するところだから、多くの流れが混むということのほか、多くの人々が込むところ、ゆききするところだと物語っているようだ。

オオナルというのは、名荷川が黒川本流に合流する比較的近いところという印象で呼んだものか。これら三つの節目に繋がる川に沿って、中畑・菅行や高野・猪伏・そして横野・中久保の群合いが、地形や耕地びらきの条件をふまえて、生まれてきたのであった。これら黒川の流れに沿う郷びらきは、官街道に沿う郷びらきに較べて、何百年か遅れたものと思われる。

永い空白

村の郷びらきは略推測できるが、移動生活期に、定住生活期が直結したとは考えにくい。二つの期の間には、かなり永い空白期があったのではなからうか。千二、三百年ほど以前の奈良朝期に、伊予道前後

も、土地は広くなければならない。省みて、わが村の褶曲は深い。

第四は土地がもつ農耕利用度。農耕利用度は高いことが望まれる。集約度も高いこと。焼畑づくりして、できるだけ早く常畑化できること。切替畑としては、その植生力も高くあつて欲しい。更に水利に恵まれ開田できることも望まれる。

第五は居住性である。そこを生活の拠点として、お互い群合つて郷づくりをする。だから集落として良い条件でありたい。いわゆる住み心地よいところ、快度溢れるところというわけ。陽当たりはどうか。傾斜はどうか。日かげの具合は、水の便は、住居づくりの資材入手は、等々。

第六は往来性。人が住みつく。群れ合つて郷ができる。村は一つのひろば。ひろばとひろばの間に、みちが踏み開かれる。ひろばができて、みちができるのゆき方が普通だが、新しい郷びらき(住みつき)は逆の場合も多い。選ぶ所が、交通地位の高い経路とどんな関係にあるかが考えられる。交通地位が高い官道・街道と、縁の近い所か、縁の遠い僻地なのかという点である。

第七はその土地の生産性。さきの条件と重複はあるが、洩れを拾う配慮と総括りの意味で。温度はどうか。耕地としての陽向き・傾斜・標高・気温変化等。湿度はどうか。年間・月々の雨量は。次に土壌はどうか。地形が略できてからの、自然現象の総合したエネルギーは、個人の体力に相当する。災害性はどうか。冷干害のおそれはないか。風水害・病虫害の心配はどうであるか等々。これらのほかに、細大たくさん項目が考えられよう。これらの項目から考えられる、わが村の特質の総合されたものが、わが先人をここに住みつくことを決意させたものであろう。作つて食べようという自給の願いを、かなえてくれたのであろう。

こうしてわが先人は、柳谷の天地を住まうところと定めた。広く豊かな大自然である。この大地に、文化化の一畝

一畝を打ち加えた。くろかわの犂る音を訓として。

願いに赫く眼差しを交わし合つて、群れ合い隣り合い、郷びらきは続けられる。焼畑びらきの斧のこだま。山焼きの共同作業。五穀豊穰・村郷安穩の願いは、信仰の講を生み、やしろが村郷のひろばとなって、村郷の結ばれは一層かたく、温かいものに育つていったのであろう。ここに柳谷の歴史が始まり、黒川文化は、地道な歩みを今日に伸ばし来たのである。

この土地への住みつきが始められた村の始まりのころから、生活の手段とした土地の、利用度を「石高」で計算するころ迄、凡そ一〇〇〇年位であらうか。この一〇〇〇年ぐらいの期間を、農耕的自給生活期（焼畑をつくり、食料作物を作つて食べ、自分たちで生活を切盛する社会）と区切りつけをして、そのすがたを考えてみよう。

第四節 焼畑山村社会の形成

自耕自給

農耕生活が進むにつれて、人々の群れ合い、社会づくりも進む。群れ合いの規模はだんだん大きくなつてゆき、まとまりも強められていった。小さな集団国家群が、つぎつぎ統合されて、大きくまとまり、わが国も一つの統一国家のしくみに入つていった。都が定められ、中央政府もつくられる。中央と地方を強く結びつけねばならない。地方制度・土地制度が樹立される。財政の必要から、貢租制度が定められた。土地が提供され、それを利用することによって、民衆生活の基礎が固まってゆく。生活が向上してくると、文化の香りもぼつぼつ漂いはじめる。しかし進歩の足どりはにぶい。文化の香りが漂うのは、ごく一部の地域に限られていた。社会の制度や、文化の恵みに浴することができるのは、貴族・豪族等一部の人々に限られる。ほとんど大部分を占める庶民・農民は、

貧しい農奴の生活を托していたのである。中央・地方を結ぶ官道も、民衆の生活をうるおすものではない。地方府間の連絡と、地方貢租物を中央に届けるためのものにすぎない。いかに都城・地方平坦地域に住んでいても、貴族・豪族の生活に奉仕する民衆の生活には、文化は香らなかった。土地を相手にする農耕民衆の生くる喜びは、自ら耕してその酬いを受け、それを食って自足する自作農民の生活にあった。しかしこの頃の自作農民は、ごく僻地農民の一部に限られていたようだ。このころの伊予の国では、王朝期の班田制や条里制、国・郡の制度や国司・郡司任命の跡を見ても、中世に入ってから守護職や地頭職の変遷、二二箇所に亘る荘園の分布の跡を見ても、我々の久万山地域では、それらの諸々の定めを、偲び確かめられる跡が見られない。ただ一二世紀末から一六世紀末にかけて、ほぼ四世紀に及ぶ河野氏の支配期に、河野氏寄進の社伝がある。それによって文化地域からの注目と影響を伺うにすぎない。大宮八幡大明神・早虎大明神が建立されたのは一七世紀はじめである。河野・大野の支配勢力の衰滅が一七世紀だから、この間略一〇〇〇年間に於ける中央や地方文化地域からの影響は、ごく僅かだったと言えないだろうか。

諸種の貢租や、それに類する献上物などのきまりはあったものの、ほとんど課せられない地域として、終始したものでなからうか。土地については、不輸租権が伴っており、一度開拓して任意占有すれば、不入特権が自生していたのではなからうか。里とはいえ、文化地域とはいえ、道前・道後両平野はじめ、田所郡で農奴の労働を強いられる人々の眼には、わが山方の村は、魅力ある土地に映っていただろう。この山村は、自ら耕作して食う太平自由の天地、自作の生甲斐を楽しませる楽土に見えたに違いない。だからこの農耕的自給社会期のわが村の人々の生活の実際正味の姿は、次のような生活の姿に、相通するものと思われる。中国史記『帝王世紀』に、「帝堯の世は、天下大和し、百姓無事なり。八九十の老人あり。壤を撃つて歌う（田畑をうち耕しながら歌っている。）嘯を含み、腹を鼓し（腹

一ばい飯を食べ、出張でばった腹を撫なで乍ら』『日出でて作り、日入りて息いう。井をうがって飲み、田を耕して食う。帝力なんぞ我にあらんや。』(日が出てから田畑を作り、日が暮れたら休む。井をほって水を飲み、田畑を作って、腹一ばい食っている。何不自由なくらした。べつに政治のおかげというわけでもないよ。けっこうなことよ。)

山村形成

昭和四〇(一九六五)年公布施行の山村振興法では、山村を、交通条件・経済的文化的諸条件・産業開発程度・住民の文化水準などを基準として定義しており、具体的には、林野率・人口密度等の数値で限定した市町村単位を、山村の対象としている。過疎法や農水統計などにおける把え方も、それぞれ定められた基準で、対象や区分設定がなされている。我々の先人がこの地に住みついて、郷びらきをした。もとより山村形成という大きい営みである。当然山村という地域づくりには違いはないが、先の法や統計等に用いられた数値が、当てはめられるような対象ではない。住みつく人数は不定であり、自給生活を支える生業も亦、限られたものにすぎなかった。では生業とはどんなものだったか。良質の材料が豊かに得られるところに、住みつ

第2図 焼畑景観卓越地域



いたのは、木地師である。数はごく僅かで、今の名荷川の上流の木地で、ながく生業にいそしんだ。その余の大部分を占める定住者は、すべて焼畑耕作に終始した。それが次の期の焼畑経営発展の素地となり、今日の切替転移(食料作物↓三稜栽培↓植林)経営の源を形成したものである。

焼畑景観

四国山脈西部は、焼畑耕作の適地として、定住当初から焼畑化されてきた。峰高く溪深き褶曲の斜面は、焼畑として広い場を与えてくれる。自生植生した樹林の落葉は、永年の推積によって、土壌を肥沃にしている。そして伐倒し焼却してできた草木灰は、植栽植物の身肥としてよく効く。斜

面の傾斜も、四〇度まで焼畑として耕作できるから、休耕↓植栽↓再利用の循環に、広い地積が確保できる。焼畑は畑拓きして植栽する。作物の種類や輪作・切替等の都合で、春焼き・夏焼きの季節区分がある。この期の作物は、商品化作物（楮や三桧）はなくて、ほとんど食料目当ての普通作物であった。植栽する作物の、性質や蒔付・収穫の季節関係で、焼畑・切替畑を次のように呼んでいたようだ。きび山⇨王蜀黍（大小豆間作）↓王蜀黍（大小豆間作）↓王蜀黍（大小豆間作）。そば山⇨そば↓大小豆（あるいは王蜀黍）↓粟。麦山⇨小麦（あるいは裸麦）↓王蜀黍↓王蜀黍。稗藪⇨稗↓大小豆↓粟↓大小豆↓粟。この期は、焼畑山村の形成期とも言うべく、焼畑利用の目的は、食料自給の確保にあつて、次の統一封建社会期に入ると、きびしい石高設定のもとに、御物成納皆済（おねんぐものおさめずみ）の重い責を負うことになり、焼畑利用目的の面目は一変する。

第五節 分権的封建社会の崩壊—河野氏・大野氏の支配は終る

元暦二（一一八五）年七月二八日、河野道信は伊予国の初代守護に補せられた。その後、河野氏の伊予国支配

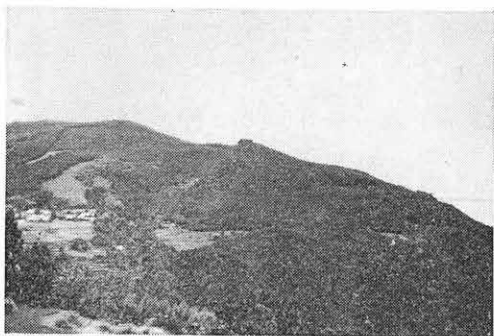
（一五四一）年ごろまで約三世紀半に、その支配は及んでいる。戦国期には河野氏の所領は、東予西部から中予北部に亘つて、一〇郡に及んだ。此らの諸郡には、すでに城砦を築いて、それぞれの地を支配している国人衆が多かつた。河野氏は此らの国人衆を家臣団にとり入れ、それらとの同族的結合により、道後湯月城を本城として、その支配勢力を保持した。

大野氏の小
田・久万支配

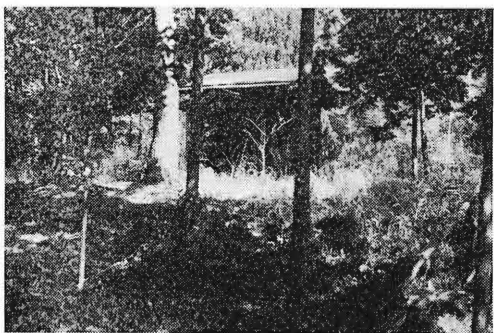
中世の久万郷・小田郷は、道後湯月城主河野氏の配下大野氏が中心であった。「大野系譜」による初代吉良喜から数えて二八代目の主、直里（弥次郎）が、永享四（一四三二）年に大田本部及び久万を譲り受けたことで始まる。それ以後数代の間に、土佐津野郷の津野氏の戦いや、応仁の乱を経る期間に、勢力の消長はあった。明応元（一四九二）年に湯月城主河野氏との和議が成立し、河野氏と結縁関係、つづいて久万大除城への転封などによって、小田郷・久万郷に於ける地歩は確立した。

柳谷地域の番城

河野氏の家臣団の一人である大野氏の役割は、土佐勢への対応である。「予陽河野家譜」に、久万大除城築造について、「久万山は伊予土佐両国の境にあって、山高く谷深く峻しい地形をして



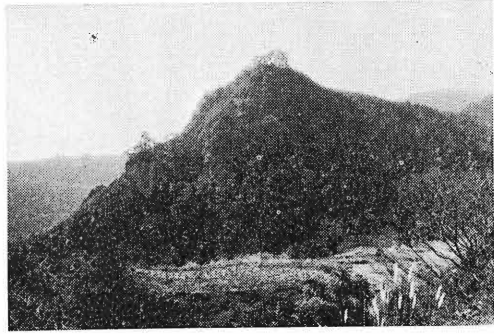
古城址（立野シロノダイ）



古城址松岡城（岩川）



古城址一天神が森城（横野）



古城址城ヶ森城（小村）

いる。住民も多く、これまで他国の侵入を受けたこともなく、平和な生活を楽しんでいたのに、先年来、土佐の一条氏が兵をくり出して防戦に困難となって来た。そのため道後湯月城主河野氏は、久万山明神村（浮穴郡荏原荘熊庄）に新たに山城を築いて大除城と名づけた。」と記してある。また「大野直昌由緒聞書」に「小田五千石（大田郷）の地は日野・林・土居・安持の四人で支配していたが、土佐の長曾我部元親が、度々侵入して苦しむようになった。……さすれば宇津の大野殿をおいて外にない。……久万十八家……河野氏の家臣に申し送ったところ、みな喜んで賛成したので、直家を大除城に迎え入れ、何れも家来として忠誠を誓った。」と記してある。

この信頼に依えて、大野氏三五代直昌の代には、領内要所要所に、限なく城砦を築造した。一族はじめ重臣四八家を、番城々主として配置して、それぞれ

- の任に当たらせている。わが村にも三つの番城が配備された。
- 一 松岡城 中津岩川 重藤数馬時保。
 - 二 天神森城 西谷横野 山下金兵衛俊朗。
 - 三 城ヶ森城（一名大成城） 西谷猪伏（あるいは西谷小村） 中川主膳正直清。

時は戦国末期（四三〇年ばかり前）である。永く都や地方の里方から遠ざかって、泰平安穩を楽しんでいたわが山村にも、異様なさわがしさが訪れたわけである。小高い丘上に城砦が築かれ、本城から差遣わされた城主が、家臣を伴って入城する。村びとの中からも要人として選ばれ、招じ入れられた者も居たであろう。村びとには、不気味な時代の到来が感ぜられたであろう。

昭和五三（一九七八）年戊午七月二日、大成城主中川主膳正直清公一三代の孫南堂こと源悟氏、遠つ祖みぢやの居城浮穴郡西谷村猪伏（一説）大成城趾を訪ねられ、つぎの詩歌玉篇に無量の感懐を託せらる。

訪大成城趾おびなもてしやうしんじやう

猪俣山頂大成城いしのみやまのうへにおおなるじやう

征旗堂々意気盛せいきどうどういぎかんじやう

来訪当年争戦跡きたりやねんせうせんせうせん

栄枯如夢聞老鶯えいこゆめのごとくやうをきく

反歌

たたなめて猪伏の山の城趾に

遠つ御祖の想ほゆるかな

なおその節、つぎの史料の提供があった。

中川記に大成城、河野家譜に大成城中川主膳旗下式拾騎と見え、予陽郡郷俚諺集その他の郷誌には「城が森城」「猪伏城」等の記録あり。中川家の記 中川主膳正直清 則於弘治二丙辰（一五五六年）四二七年前）春三月在伊予国道後湯月城 降為河野彈正少弼通直之被官 祝為久万山大除城之從属 寄騎転駐該国浮穴郡西谷村之大成城」云々。

永禄一一（一五六八）年一月、土佐一条氏の家臣ら、五百余騎を率いて久万山に侵入した。大土佐一条氏の久万侵入を撃退する 野出羽守直昌は、尾首・船草・山内・明神・梅木・渡部・越智ら重臣らと二百余騎を以て応戦した。奮戦防禦に努めて、土佐勢をみごとに撃退することができた。この戦に功を立てた明神

清右衛門、梅木但馬等は後年、柳井川村・久栖村の庄屋を仰せつけられている。

笹が峠の戦

大除城三代目城主直昌と弟直之との間不和となり、土州長曾我部元親が、両者の調停に関わることになった。天正二（一五七四）年八月のことである。直昌・元親両者交渉の果、伊予土佐両国境の笹が峠に於ての、両将会談の約定となる。八月二五日定刻両将の出場会談となっていたわけであるが、定刻に至って長曾我部側の伏兵戦略のため、合戦となった。激戦の末、大野方の討死は多数に上り、将直昌は、土佐勢の大勢を崩して帰城することはできたが、この不慮の合戦に、数々の勇将能侍を失ったため、後年の衰運を招くきっかけをなすに至

ったものと思われる。この合戦で、天神森城主山下金兵衛俊朗は討死したのである。

主家の衰滅によ

り牢々の身に

やがて、四国全土は、羽柴筑前守秀吉の平定統一するところとなる。天正一五（一五八七）年、

時の道後湯月城主河野道直は、小早川隆景の勧めに従って、湯月城を開城、隆景の出身地芸州竹原山田に落去した。同年九月一五行年二四歳の若年を以て卒去とある。ここに中世四百有余

年、伊予国随一の名家、支配者として、分権の華を謳歌した河野氏も、遂に滅んだのである。湯月落城後、大除城主直昌もまた、時の流れを悟り、主家に随って開城、同じく芸州下山田に落去したのである。やがて直昌は、天正一七（一五八九）年七月二六日行年六二歳で彼の地に卒去とある。

さきの土州一条氏の侵入以来、前後七回に及ぶ土佐勢の侵攻に対して、わが久万山勢はその度ごとに、僅かな守勢を以て、天險を利し、勇猛果敢な反撃により、土佐勢をして、イブシ、イブシ（伊予武士 伊予武士）と恐怖せしめる戦蹟を収めてきた。が、今や天運利なく、両主家の衰滅に遭うに至る。大野配下四八家四一城の城主を始め、その旗下たちは、みな下城牢々の身とならざるを得ない。城を焼き、下城して、久万・小田両郷にそれぞれ帰農し、牢人として余生を送る。わが村にあった番城の城主たちのゆく末もまた、その例に洩れず、落日傾城の運命を辿る。天神森城主山下金兵衛俊朗は、さきの笹が峠の戦で討死。松岡城主重藤数馬時保は、天正二（一五七四）年病死。城が森（大成城）城主中川主膳正直清は、下城後、荏原西町城主遠江守の嫡子となり、面河村草原で生を送るとある。いずれもさきの南堂氏の玉篇の結句にある「栄枯如夢」とおり、栄枯盛衰する事々は、「くろかわの朝る音なひ」と、「古城趾の松籟」のみぞ「そのまこと」を知れりである。この間にあって、わが柳谷人は、自分たちが試みてきた「文化化のしぐさ」の事々を胸深くたたみ、ことばを超えた温もりを守り続けるのである。

世は、農本（重農）の統一封建社会の夜明けを目ざし、うなりを立てて大きく動いてゆく。

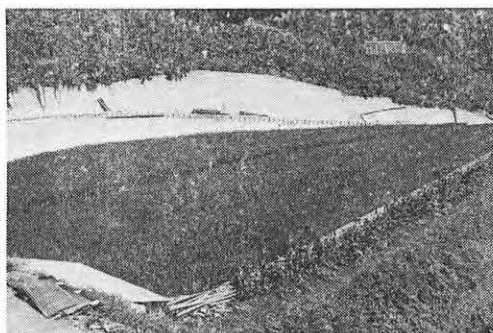
第五章 農本的封建社会期

第一節 新しい社会構造の出現

わが伊予の国においては、河野氏の衰滅（天正一五年―一五八七）を転機として、分権的封建社会は崩壊した。その



柳井川村庄屋所跡（大窪谷）



西谷村庄屋所跡（本谷）



久主村庄屋所跡（窪田）

後、統一封建社会ができあがるまでには、約四半世紀を要した。わが伊予は、一国八藩の成立によって、藩の仕組を完成した。

わが村を領内とする松山藩は、文禄四（一五九五）年に加藤嘉明が知行せられて成立し、わが村は、慶長二（一五九七）年藩公嘉明から、明神清右衛門維帷房が、柳井川村の初代村庄屋を仰せ付けられることによって、名実共に統一封建社会の一翼となった。続いて慶長八（一六〇三）年梅木馬之助（初代梅木但馬の孫）が久栖村初代村庄屋を、寛永一八（一六四二）年明神新兵衛（明神清右衛門の俵）が西谷村初代村庄屋を、それぞれ仰せ付けられている。この村庄屋中心の村役人体制は、以後明治四（一八一）年に至るまで、約二六〇年に及んでそれぞれ続き、統一された社会の仕組は、緩みなく見事に存続したのである。

第二節 農本的封建社会の構造特質

この期の社会のしくみを考えるについて、はじめに、この期に先行した期、後続する期との比較を交えながら、農本的封建社会期の特徴とも思われるものを取り上げて、概観を試みよう。

統一社会性

（封建的土地所有者である幕府藩主と、農奴的農民とがつくる共同社会） 王朝期はじめ武家期においても、統一国家社会の姿を保っているながら、社会しくみの要素には、さまざまな乱れを発生させる要因を含んでいた。そのため戦国争乱期という乱れを経過したのである。今分散した社会力を収集統一して、中心に統一力をもち、全体の釣合いの整った社会に結着させたのである。

農本性

この期に先行した期は、もとより農耕社会であった。この期、その継続としての農耕社会であることはもちろんだが、前の期の農耕生活様式は、その目あてを世間Ⅱ社会におくということより、個々の身内Ⅱ家族においていた。この期に続く次の期すなわち現代は、農耕・農政の目あてを、国家社会から更に国際社会の要求に應ずる「交易」にまで拡げられていると考えたい。それでは、この統一封建社会期の農耕は、社会の仕組を支える中心の役割を背負う点に、その目あてがおかれていた。だから農耕を重んずる「重農性」というよりも、農耕を中心とする「農本性」と名づける呼び方を選びたい。この期の農耕活動は、村びとすべてに亘って、社会の金錢に関するすべてのこと、仕事の選び方に関わるすべてのこと等、一切を引きまとめて背負わせている。例外は何一つ認められなかった。

身分性

士農工商の四民性である。少しもゆとりを認めない身分で取締る仕組である。各個人に背負わされる社会的役割は、きちんと決まったものである。うちの生業を必ず引き継ぐこと。人柄・生れつきの力を伸ばすことは認めない。そして、儉約を強制する。仕事の稼ぎ高を上げること。本当にきびしい。このように一人一人の社会的役割をみごとに果させる。正に総力の結集である。この国策の焦点はなにか。

閉鎖性

徳川幕府は二六〇年間、諸国との交際をしなかった。鎖国という世界に未だ例のない政策を押し通した。国内のすべての眼を、内にだけ向けさせるやり方であるから、内に向って集中する民族性はやしなわれたと見られる。一人々々の個性は、内に蓄えられて、次の期に芽を吹き枝葉が繁り、実を稔らせる活動に向けられるしくみになったと言えよう。

防衛性

幕府―藩―郷―百姓、すべての社会活動は、幕藩を骨組みにした社会の仕組を、永続させる点にある。外、鎖国を以て外患を防ぎ、内、幕藩組織を以て内政秩序を強化する。すべては防衛の一点にあった。

第三節 農本的封建社会の生活様式

社会的役割

人々の農耕生活が始まってから、永い期間が経って、わが村に人々の定住が始まったと見られる。群れ合つてある社会生活に入りながら、社会生活の未熟な段階では、家族社会が中心で、仕事の分担も、男女の性別による分業にすぎない。社会的役割も男性向き・女性向きの域を出していない。わが村に定住して、一〇〇年から一二〇〇年に及ぶ農耕自給生活を経験して、社会として可成その成熟は進み、新しい構造の社会に入るに至つたのであろう。しかしこの社会は、極めてきびしい構造化を目指す社会であつたと言われよう。社会自体が、構成員に対して持つ期待はひじょうに大きいものである反面、個々の構成員が、この新しい構造の社会の中で、ある種の地位を得たいと志しても、それをつかみ得る余地はなかつた。社会的役割を果たす機会、つまり選択される専門化分業の領域は、ほんとうに狭かつたのである。この農本的封建社会へ入るころ、わが村の人口は、凡そ二〇〇〇人前後と推察される。この人たちが、それぞれある種の地位・進路を望んでも、与えられる選択幅は実に狭いものである。この期において専門家とされていたものは、次の分類で窺える程度である。一 政治専門家 庄屋を始め村役人たち（庄屋以外は兼業） 二 技術専門家 武士 医者 商人 陶工 木地師 織物や染工 金属細工師。 三 儀礼専門家 司祭（社人 僧侶） 占い師 憑き靈もよほら払いの祈祷師等 全く塞がれた社会的進路、限られた社会的分業であつた。この状態を二四〇年程前の寛保の頃の生業分布で見ると、人口推定数 二九六八人（宗門人別数）―稲村・鉢・磯が成を推定加筆のため 中専門家数 一七（内訳 出家四 山伏三 通心二 禅門二 社人五 座頭一）で、残り二九五一人（九五パーセント）は百姓である。

社会が進むにつれて、社会自身が構成員に期待する社会的役割というものは、分化するものである。社会を構成している個人、それぞれの役割を担おうとして、それぞれ社会的進路の選択に取組む。しかしながら、百姓のほかに社会的役割を担う場がないとすれば、支配者はいかにして、農耕という伝統に忠実に服従させるか、個人はまた、それに無限の可能性を持ちながら、百姓社会の枠の中で、社会に対するおのれの影響のしかたを、どのように見極めるのであろうか。

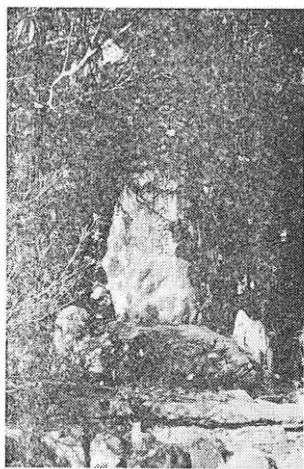
支配層は権威・威信をもつ。その権威・威信の巧みな操作に依った。それに依って民百姓の生活様式を、伝統化してゆく途を選んだものように見えるのである。

村役人

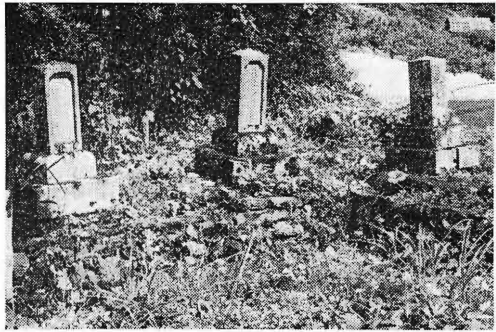
農本的封建社会期の中心単位は村である。村運営の主動力は村役人であった。村の生活が健康となるか、衰弱するかは、一に村役人のあり方に掛っていたようである。村役人の主力は村三役という組織である。村三役とは、村庄屋・百姓代・組頭三者のことで、中心は村庄屋である。以下村三役のはたらきを見よう。

村庄屋

村庄屋は小庄屋とも呼ばれ、一村一人で、今日の村長と全く同じである。村庄屋になるのは、初めのことか、前期末に卒々の身に落ちぶれていた者が任命されたか、他所から任命されたか。村の中心部―柳井川村は、馬着まつぎ（馬次・馬継まつぎ）を、西谷村は本谷を、久栖村は窪田を、本村として、そこに庄屋屋敷をでんと構えて移り住んだ。だんだんこの庄屋制が成熟するにつれて、地元の適任者が任命されたこともある。そんな場合でも、今日のような公選制ではなく、村で勢力のある家とか、石高の多い家であるとか、村の開発に特別に功績があった家とか、



明神氏の墓（松木）



西谷村庄屋墓所（本谷）



久主村庄屋梅木氏の墓（窪田）

布告など）を村人に洩れなく示達する。幕藩との賦課貢租の割付をする。貢租は村単位であるから、全部の百姓個々に割付ねばならない。そして重要諸記録（免状・割付・皆済状・大積納払明細書・取立帳・上納帳・郷帳・地附帳など）を整備管理する。そしてそれぞれの割付額を完納皆済させる責任を負う。村内の山林・原野・水流の利用を維持できるよう管理する。そしてその顛末を重要書類（御林帳・取調書上帳・絵図・川除普請関係帳 用水関係帳等）に整備管理する。農業技術の指導をする。村人から奉行所・代官所への願出・申立等については、その書類整備につとめ、奥書（今日の副申書）を必ず添書して、連帯責任をとる。そのほか村人生活の全般に亘って、細かな管理監督をする。

村庄屋の報酬は給米でなされ、大体数十俵であった。

そうした中から特別に仰せつかっている。

村庄屋は世襲が立前である。もし世継が幼弱その他の事情で、その任に堪えられないときは、隣村の庄屋が預庄屋（今日の後見人）を兼務させられ、事情が解決するのを待って、世襲の立前を活かしていたようである。村庄屋は地方行政官吏としての性格であって、極めて広い任務・権限を持っていた。しごととは次のようであった。法令（幕藩↓代官・郡奉行↓大庄屋↓村庄屋）―（法

藩の出先は代官所であった。久万町村にあって、村人は会所とも呼んでいたようだ。この代官所と村役人（村庄屋）との間に大庄屋という役職が置かれていた。数か村を統轄して、代官所との諸連絡をとる機関とも言えよう。郡域の有能な村庄屋前歴者あたりが、仰せつかっていた。今日の地元選出県議辺りの活動の一部に類している。

百姓代 村三役のうち百姓代というのは、今日の企業体役員制度の監査役に相当する。村の入用を始め、諸々の割付決定に立会う。村三役の庄屋・組頭に対して、その機能のお目付役を果たすものである。村内の地主

百姓から選ばれ、一村二名から三名ぐらいで無報酬である。

組頭 与頭とも書く。村三役の一つで、庄屋の補佐役である。一村数名で、村内の高持百姓のうちから、協議や入札で選ばれていた。領主の認定を受けて決する村と、すべて決定は村一任となっている村がある。

報酬も給米の村と、無報酬の村とがある。あるいは、持高の内一定高の年貢免除にされる村もあって、いろいろまちである。数名の組頭のうち、筆頭者一名は、組内の者の公文書・私的文書に連署しなければならないし、組びとの刑法上の罪科の連帯責任をも負わねばならなかった。

村三役に統一して五人組頭 村役人のしくみやしごとを、今日の村行政に引き較べてみる。庄屋は村長とその部局、百姓代は村議会構成、組頭は村長が委嘱している各種委員会制度、それぞれに似ついているようである。では

村三役に続く五人組頭は、今日の各組囑託員に相当すると見てはどうだろう。五人組頭はずっと前の期からあって、そのはたらきはかなり成熟していた。この期に入って、寛永一四（一六三七）年の郷中御条目に、五人頭について、詳しい規定が出ている。諸藩もこの五人組制を採用した。庶民の最小単位の組織であって、主として治安維持目的に利用された。一面では儒教（中国から採り入れた孔子・孟子の政治と教育一致の教え）の考え方を世間に浸み通らせて、封建制持続に役立てようとした。その筆頭者は組頭である。村役人からの任命・家格順・寄合協議等

の形で選ばれ、村役人中の組頭は、もともと、五人組頭から選ばれていた。

惣百姓

弘化元（一八四四）年「柳井川惣百姓共当村入屋角平次方みよこ哲儀村方之酒造株ヲ脇方へ専決売渡セシ事

ニ付郡代官ノ御裁許方願上ゲル口上書一恐れ乍ら願ひ上げ奉る口上の覚一」の文書がある。この文書の主は、柳井川村の惣百姓共で、百姓で構成された団体である。惣と呼ぶ人々の群れ合いは、荘園制度から郷村制度へ、社会構造が転移する過渡期に発生したといわれる。人々の寄り合いまとまりである。以来この寄り合いは、年齢・地位・財力・職種・目的等によって、構成員がちがひ、またまとまり方や、社会化の成熟度によって、○座・○中・○惣・○惣中・○衆・一揆など様々な名称があり、活動の仕方もさまざまであった。今日的に言うところ、「組合」に共通するものであろう。しかしすべてに共通しているのは、それぞれが目あてとしている自治的活動・団結と共同という特性であろう。農本的封建社会の大名所得は、前期末迄に成熟していた、村惣とか郡中惣とかを、土台にしてつくりあげられた。そして惣の機関に、大名の権力機構としての、郡代官や村役人がとって置き替えられた。各種の講や宮座や株仲間等も、従来どおりに認められて存続していた。しかし其等は、自治的に動き、自主的団結したり、協同化することはできない。すべての動き方は、村役人中心のしくみの下に組みこまれ、その惣活動の影響はすべて、幕藩の権力を補充強化に役立てるものであった。一例を挙げると、お詣りの講一つにしても、事前の承認・事後の報告が、義務づけられていた。まことに支配者の巧みな権威・威信の表わし方である。この期を「村役人・百姓一体制の時期」とうまく定義づけられる所以である。

高い貢租

公共体・私企業体等の財政は、税金（貢租）か、事業収益か、献金か拠出金か、いずれかに財源を求める。公共組織体では、どの時代でも、税金（貢租）が主軸になっている。我国では前期末まで、貢租を徴収する基礎を、土地面積に拠ったり、収穫高に拠ったりしており、その計算のしかたも、実に大まかな方法であった。

しかしこの期に入ると、統一性・農本性という特質が示すとおり、財政の基礎付けを、農業・百姓・土地に基礎づけしており、統一をねらいとしているので、一貫した貢租制度が確立されておいた。まず「検地」によって土地調査を行い、「石盛」操作を経て「石高」を確定し、それに「免」を乗じて「貢租高」を決めるのである。しかも「高」はすべて「米」であった。「検地」は「検見」とも呼ばれ、農地の測量調査である。今日の国土調査法に基づく地籍調査に当たる。この調査で面積測定したものを、一筆ごとに、上・中・下・下下の四品分類する。一定標準の石盛をして収獲量を定め、その村の「石高」が決定される。寛保から明和に至るところ（二四〇年ほど前）の記録で、わが村の田畑反別・田畑石高は次のとおりであった。この「高」は、二六〇年間ほとんど変わっていない。

柳井川村 三三町四反七畝 田畑反別 二町七畝 田反別 三一町四反 畑反別 二七〇石五斗七升 田畑石高 三一石五升
 田石高 二二九石五斗二升 畑石高 一石五斗二升一合 田反当石高 七斗六升三合 畑反当石高
 西谷村 三一町二反七畝 田畑反別 三反 田反別 三〇町五反七畝 畑反別 二五九石二斗八升 田畑石高 四石五斗
 石高 二五四石七斗八升 畑石高 一石五斗 田反当石高 八斗三升二合 畑反当石高
 久栖村 一八町四反七畝 田畑反別 二町一反三畝 田反別 一六町三反 畑反別 一四二石四斗四升 田畑石高 三三石八
 斗一升 田石高 一〇八石六斗 畑石高 一石五斗八升八合 田反当石高 六斗六升六合 畑反当石高
 合計 八三町一反七畝 田畑反別 四町五反 田反別 七八町六反七畝 畑反別 六七二石二斗九升 田畑石高 六九石八斗
 四升 田石高 六〇二石四斗五升 畑石高 一石五斗五升二合 田反当石高 七斗八升五合 畑反当石高

「免」は今日の税制の税率に当たる。松山藩は六公四民の定免（固定免）であった。村単位の算定石高に免を乗じて、その村の貢租高を算出する。その高を村庄屋は村内の石持百姓に割当て、取立ててそれに納目録を添えて、上納皆済するのである。

以上は田畑にかけられる正税で、年貢・本途物成と呼ばれる。この期の貢租には、正税のほかに非常に多数の貢租

(小物成又は小年貢)があった。(1) 山林・原野・池沼などの土地利用して得た利益又はその産物。(2) 問屋・市場・製造業その他の営業(運上又は冥加と呼ばれる)などで、種類や課徴方法等雑多である。(1)に属するものに山年貢・林年貢・野年貢・草年貢・茶年貢・山役・野役・川役・池役・山手・野手・川手などがあり、(2)に属するものに、市売分運上・受山分運上・水車運上・問屋運上・醬油屋冥加・旅籠冥加等がある。茶樹栽培一つを例にとってみると、茶畑として高に入れ、上々畑・上畑として畑年貢を納めさせる。植栽した茶は、検地の際の竿除けとして高外地とし、お茶年貢として、畑年貢と別に小物成として、銀納又は米納させるのであり、畑地でなくて山地・野地等の茶植栽に対しては、茶年貢とは別種のお茶役という名目で銀納させている。寛保のころ(一七四一ころから)の西谷村の小物成を次に示す。

- | | | | | | | | |
|----------------------------|---------|------------------------------|-----------|-------------------------------|------|------------------------------|--------|
| (1) 御入木六三荷 | 銀一六三匁八分 | (2) 茶銀 | 銀四五匁三分二厘 | (3) 薺藤銀 <small>つづらぎ</small> | 銀九匁 | (4) 御山札六〇 | |
| 匁 | 銀二三匁 | (5) 麻御札三枚分 | 銀一八匁 | (6) 竹御請銀 | 銀五匁 | (7) 上り真綿斤目 | 銀五〇匁 |
| (8) 炭二石五斗代 | 銀五匁 | (9) 上り塩硝 <small>えんしよ</small> | 六斤半 | (10) 上り漆斤目 <small>うるし</small> | 一三三匁 | (11) 上り麻苧 <small>(貫)</small> | 一匁六六一匁 |
| (12) 夫米 <small>ぶまい</small> | 一六俵八斗二合 | (13) 御種子米代 | 二五俵三斗七升二合 | (14) 庄屋給米 | 一一俵 | (15) 小走四人給 | 米 八俵二斗 |
| (16) 使番給銀 | 銀一〇〇匁 | | | | | | |

畑所村

この期におけるわが村の田畑反別比は、田五・五パーセント対畑九四・五パーセントであった。畑所村たる所以である。内訳は、久栖村が田一〇パーセント対畑九〇パーセント、西谷村は田一パーセント対畑九九パーセント、柳井川村がその中間で、田六パーセント対畑九四パーセントである。さきの農耕的自給生活期の延長としての、焼畑景観の卓越した村であった。この期を通じて設定されていた、水田反別(四町五反)と水田石高(六九石八斗四升)から、松山藩の税制表(明治初年大蔵当局調査)を基準として、わが村の年貢高を推計してみよう。

わが村の田畑反別八三町一反七畝×浮穴郡田畑平均石高一石一斗二升六合×松山藩田畑平均免Ⅱ六〇石四斗二升二合

したがって、わが村の田収獲推定量六九石八斗四升は、ほとんど全量年貢として米代納となる。畑作は二毛作・三毛作が可能であるから、畑作の損毛に対して減免はとられず、定免を原則とする。加えて、水田裏作の麦もまた、小物成を含めた雑租代納に充てられて、「裏作破免の特典」を自家食料に当てるのが難かしくなる。水田僅少で、純畑所村とも言うべきわが村の畑作経営は、おのずと食料作物(きび・稗等)栽培に主力を置かねばならなかった。と共に、新焼畑の開こん増反によって、茶・楮・麻・苧・漆・紫根などの換銀作物の栽培にも努力せねばならなかった。

担負能力 財形意欲

寛保のころ(二四〇年ほど前)のわが村の推定人口を、二九六八人とする。その九六パーセントに当たる惣百姓が、年貢を負担する能力の当事者である。今日の税制の所得税・法人税納税者層に当たる。社会の安定性は、その社会が持つ財源の強さにかかっている。この期の村々の田畑石高は、ほとんど一定し、税制に見られる免税点の設定とその上げ下げ操作、諸種の調整措置に類するものは、見当たらない。いずこに惣百姓たちの、担貢のゆとりが見つけられようか。その上、自然がもつ生産阻害の力は、きびしいものがある。風水雪害・冷干害・病虫害等、その及ぼす被害は、自然の意のままであった。西南日本外帯に位置するわが村。ほとんど年ごとに、天災の訪れにあう。自然の破壊力に対応できる品種改良・耕作改善・肥培管理の妙案など、何一つ見るべきものがない。僅かに肥草・人糞尿等、有機肥料の効果を繰り返えず農耕指導にあげくれた。すべて成るに任せる農耕生活である。すべては、空腹を充たすことを第一義とする生き方である。そこには、生産の増加を図り、コストの低減

を求める財産形成心が芽を吹く風土ではなかったと見える。

余裕余地のない担貢能力、財産形成の活力が芽生えない干びた土壌。惣百姓たちは、こうした虚弱な体質で、この期後半の飢饉に曝される。そして、死地ぎりぎりの境地に追い込まれた極限者の叫びに抵抗の発生を見るに至ったのである。

凶作に続く飢饉苦

貢租は重く、農耕生産性は低い。惣百姓の生活に、財産づくりの可能性は全くない。この期の人々の生活には、坂落ちの雪崩を懸念させる怖れを漂わせた。一方ことばなき自然は、自らの意志どおりの行為を見せる。人若しこの行為への対応を誤るとき、忽ち人間社会に破局が訪れる。飢饉又その破局の予告である。『日本霊異記』の記録では、欽明代二八年から明治二年まで約一三〇〇年間に、大小二二五回の飢饉に見舞われている。わが村また、そのうち相当数の飢饉に出会っている。その中でこの期の三大飢饉が、その最たるものと言われる。三大飢饉と呼ばれるのは、享保・天明・天保三年間のものを指している。以下三大飢饉の概要を述べよう。

享保一七（一七三〇）年の飢饉　この年五月二〇日ごろから、七月上旬まで長雨が続いた。そのあと、蝗（いば）・うんかの虫害が大発生して、田畑の作物を食いつくした。収穫は皆無となり、穀物の値段は暴騰した。食料は極度に欠乏して、松山藩内の餓死者三四八九人、牛馬の斃死三〇九七頭に及んだと記録されている。伊予郡松前村の義農作兵衛の麦種袋を枕として遺し、餓死した美談も、この年のことである。久万山村の被害記録について、詳しいものは見当らない。しかし地理的・歴史的条件からして、道前後平野部以上の深刻な食料不足となり、餓死者も多くあったものと想像される。飢饉前二万人の久万山人口が、飢饉後一万七〇〇〇人に減っている統計は、この想像を裏付けているようである。畑所村のわが村にとって、畑作皆無という窮状に思いを致そう。山野に自生する「かずね」秋の七草

の「つーくずかずら くすば」や、「すみら―彼岸花ほぜ」を食って命をつないだと、古書は物語っている。

天明二（一七八二）年から天明七（一七八七）年に及ぶ飢饉 この飢饉は、氣候不順のための冷害で、凶作が数年続いた。天明七年は極点に達した。鳥けだものほもとより、雑草・樹皮を食いつくし、果ては死人の肉まで食うに至ったといわれる。餓死者が全国で二〇〇万人に及んだと記録されている。天保四（一八三三）年から天保七（一八三六）年に及ぶ飢饉 天保七（一八三六）年わが西谷村の惨状その極に達したといわれる。人々は牛馬に喰わす草を食った。そのころ牛馬は家族の一員として、同じ屋根下の入口脇で飼われていた。家族が食べる草束に物欲しい眼差しを投げかけて斃れてゆく牛馬―、家族の身代りとなった牛馬―この年の餓死者は少なかつたといわれる。けれども村人は、「くらしやすいとこ」を尋ねて村出した。明家（あきや）、明門（あきかど）、潰門（かどつぶれ）が引続いたと言われる（天保六年六月八日付郡役人より各庄屋宛廻書で、明家・明門・潰門等の区分を明確にするよう指示）。

松山藩より救恤備荒施策（村人を飢えから救う行政手当）が次々に行われた。七項目に及ぶ「久万山凶荒救済策」は適切に打出されたのである。久万凶荒予備組合の沿革など詳細は政治篇参照。

厚生と信仰

常食 畑所村であるわが村の人々の常食は、米はもちろん麦にも恵まれなかつた。数多い雑穀中、病虫害少なく、比較的作り易い唐黍・稗・粟等が主食用に栽培された。飯に炊く粘りの米がないので、雑穀調理にはいろいろと工夫され、雑炊・団子・菜っ葉との混炊（花子練り）などの食べ方がとられていた。畑作物は水稲に較べて、風害をもろに受け易い。豊作予想が一晩の風で凶作となることが多かつた。災害に強い備荒作物に、さつまいもがとり入れられて、備荒効果があげられたのである。

住 居

百姓をするには大きい家が要る。牛馬を飼う駄屋・農具の置き場・取り入れ物の置き場・細工や夜なべをするところ・肥えを溜める雪隠等。居間や寝間のほか広い場所が必要だつた。家の建て方は以前はほと

んど掘立小屋だったが、この期の後半ごろから、礎つき（いしくちつき）の家に変わっていった。材木の取締は、殊のほかきびしかったから、普請ふしんの許しをもらうのに骨が折れた。庄屋・組頭連署の願い書を次に示す。

礎

三間ニ六間

柳井川村 百姓 何 某

右之者 居宅大破ニ及ビ候ニ付 有り来リノ通り普請仕り度キ様願イ出デ申シ候 尤モ木材ノ儀ハ古木取り合セ足り立タズ

候分ハ持分ノ屋根林ニテ雑木ヲ伐リ足シ相調候旨申シ出デ候間願ノ通り仰セ付ケラレ下サレ度ク此ノ段願イ奉リ候

文政 年月

庄屋 何 某 印

組頭 何 某 印

番 所

この期は閉鎖社会であったから、他藩・他国に通ずる要路上の藩境には、番所（今日の出入国管理所・税関に相当）が置かれ、きびしく取締りが行われた。わが村に関係ある番所は、(1) 唐右口番所（西谷村唐岩 土佐藩が設置管理）(2) 別枝口番所（柳井川村休場口 土佐藩が設置管理）(3) 村方岩屋口番所（柳井川村休場 伊予松山藩設置）文久三（一八六三）年久栖村庄屋梅木類之助改庄屋格帯刀番所方仰セ付ケラル。(4) 村方古味組番所（西谷村古味 伊予松山藩設置）文久三（一八六三）年西谷村庄屋鶴原政四郎改庄屋格帯刀番所方仰セ付ケラル

番所の任務は、領内辺境における治安の維持である。例えば通鑑を所持していない者の越境を取締り、犯罪容疑者を取締り、他所売差留財貨の流出取締り、銭札両替等が、その主たるものであった。

医 療

村方には未だ医者居なかった。藩医が郡方へ出向していた。郡医として岡本祐甫という医師がおり、お代官の指示に従って、久万山村の医療行政を担当していた。岡本郡医の行政措置による久万山村の医

療状況のあらましを見よう。

。文政七（一八二四）年二月一〇日郡役人より 御代官の癩疹流行に就而御沙汰書示達（お代官から、はしかの流行についてのお示し書きを伝える。）

左之通申来ニ付村々共端々迄不殘様御申医者ナキ郷共相用之様御取計可有之候前紙之通亭和三亥年依而沙汰申触シ所当オモ癩疹流行シ候ニ付各隙申触候間此度諸郡村々端々迄不殘様可申聞候 申三月 御代官（つぎのように申してきたから、村々みんなに残らず申し伝え、医者が居ない所も、みんなにこのくすりをを用うるよう取計らわれること。前の畫面のとおり、亭和三亥の年に、お上からのお指図を申したが、今年もはしかが流行するので、各方面へ申し伝えていたので、このたび各いなかの村々はしばし迄残らず申しきかせてくれるように。申の年の三月 お代官から）

此度都鄙共癩疹一流行御領内町方山分海辺共度流行之由ニ付左ノ通り郷方医師締成場所不殘様伝受致遣之可申旨癩疹疫病共大熱下痢スル多分有之惡熱下痢スル者初ヨリ發達下劑早相用手早熱取仕後熱解不痢自相止也不痢ヲ恐レ温補濕温之剝皮而相用マジ取而癩疹之下痢者下痢之毒取申事ニ仕後ハ吉兆ト相心得下痢ヲ止メ仕様之事必致間敷様方法共致伝受遣可申旨御沙汰有之候（このころ町方山方ともはしかが流行しはじめ、ご領内も町方山分海べとも流行しているそうだから、つぎのとおり、いなかの医者が少ないところは、のこらないように申し伝えること。そして申すべきことは、はしかはほかのやまいと同じく、熱が高くて下痢する者も多分あるから、惡熱がして下痢する者は、初めから効き目よい下劑を吞ませ、手早く熱を下げたなら、熱も下痢もひとりりでとまるのである。若し下痢をこわがって、ぬくめたりしつぷしたりしてその果て、皮膚を剝がすような手当の仕方をしてはいけない。とり立てて言うとは、はしかの下痢は、下痢で体内の毒をとっただけで結構だと心得え、下痢をとめるようなことは決してしないように、やりかたをおしえてやるようにおさとしがあった。）

薬方

款谷ノ根 糶ノ葉 各等分 但此糶葉倍云川柳ハ父コロ柳但柳澁皮ヲケズリテヨシ

右キザミ菅服ヲ掛目五匁位ニシテ水一合半入一合ニセンジ用ウ 右熱甚敷者芭蕉根茎共ニ搗キシポリ其汁ヲ右ノ薬ニ入レテ用テヨシ又シポリ汁、バカリ別兼用ニノムノモヨシ左様ニ山方共ニ早ク相達シ様取計可申上候 井出玄察

(くすりはふきの根ときよりの葉をそれぞれ同じくする。たゞこのきよりの葉と名づけた柳は、父ころ柳のこと
で、この柳の皮をけずりつぶしてもよい。右の二つを刻んだ一服を五匁包みぐらいとし、水一合半入れて一合ぐら
いにせんじてのむ。なお熱が高い者は、芭蕉の根と茎をたたきつぶして、そのしぼり汁を右の葉に入れて吞んでも
よい。又しぼり汁だけ別にのんでもよい。そうするように、山方の者に早く知らせ、処理されるよう申上げる。)

天保七年の大飢饉による失調と当冬寒氣の為、翌八年チフスが大流行した。岡本郡医その対応に忙殺され、膨大な
量の薬調合と、その投与にやすむひまなき有様であったと言われている。

。天保八(一八三六)年三月二五日郡役人ノ村々庄屋

荒年之後必疫病被行御趣古人申伝候処去歲ハ一統違作之上寒氣強飢寒凌暮候者多有之候得共病得候儀氣掛候付此度岡本祐甫
申聞植苗金山湯三千九拾〇調合為致役人場相渡遣候間村々役人場被配分何惡寒發熱頭痛吐瀉時候障之類相掛候者有之候無手
抜相用養生為致可申候人命者重儀如何程御領分広候御百姓手少而御領地之有甲斐者無之御百姓多少御足元之強弱預不容易事
候間老人而人之損無之様村役人場而厚心用致介抱遣可申候尤藥品之処吟味為致候得共手置悪候而藥氣薄相成候間箱様之物詰
置藥氣散様致置可申候(不作の年の後では、かならず伝染病が流行すると、昔の人は言い伝えているが、昨年はことごとく
不作であった上、冬は寒さもきびしくて、ひもじさ・さむさをしのいで暮した者も多かったが、病氣にかかった者のことに
ついては心配であるので、このたびは岡本祐甫に申しつけて、植苗金山湯を三千九拾人分つくらせ、役人場へ渡させている
から、村の役人場へ配らせ、いずれさむけして發熱・ずつう・はきけ・時候さわりなどにかかった者には、手おくれなく吞
ませて、養生するように申しつけられたい。人命は大せつであって、どれほど領分が広くても、お百姓の数が少くても、
ご領地のある甲斐はなく、お百姓の多い少いが、お国の強弱にかかわる大事なことであるから、一人も減るようなことにな
いように、村役人場で十分氣くばりをして、お百姓をかばってやつて欲しい。もちろん薬については、十分氣をつけている
けれども、家での取り扱ひを氣をつけないと、薬がきかなくなるから、箱のようなものにきちんと入れ、薬氣がうせないよ
うにして欲しいのである。)

飲用水をはじめ、飲食物の清浄を保ち、また疫病の蔓延を防ぐ環境を整えることにも、こと欠けていたころであった。したがって一たび疫病が発生すると、その流行を見ることがとなる。郡役人はじめ村役人においては、その治療と流行防止に配慮が払われ、対策が講じられていた。以下数例を引用する。

嘉永六（一八五三）年六月三日、郡医岡本祐甫より、諸薬草植方についての指導文書（本文省略）。

嘉永七（一八五四）年三月、会所詰役人から村々庄屋へ、難病患者中の癩病者養生について示達。（このころ難病患者中の癩病者が、拠所なく出歩いているとを聞く。各庄屋に於てその実情を見究め、手早く療養させるよう取計らわれない。全快に至らずとも、大痛みの向きは取鎮め得させたいものである。入用の儀については、村方より見てやるよう、手早く患苦を取除いてやるよう、代官様から格別の御沙汰を承っている次第である。）

嘉永七（一八五四）年八月、会所詰役人・郡医岡本祐甫連署、下坂庄屋宛廻状、未癩瘡者に対して種痘実施のこと。（種痘実施については、既にお沙汰書の趣、端々迄残さず申し諭させるよう示達し来ったが、村々の隅々迄理解させていない。天然痘に罹った者以外の者は、必ず種痘を受けるよう、然るべく取計らわれない。）

文久二（一八六二）年六月、癩疹熱病流行について郡役人からの御廻状。（この度癩疹大流行ときく。郡内村方難病患者（なんぎにん）の中に、この病に罹り、拠所なく命をおとす者あるやに聞く。村役人をして詳細取調べ、急ぎ処理するよう御沙汰があったから、然るべく取計らわれない。）

文久二（一八六二）年十一月三日、会所詰役人より各村庄屋宛、種痘を実施する旨御沙汰があったから各村から人員報告。（種痘を実施する御沙汰書の御趣をよく申し諭し、今冬実施できるよう、人数を正確に報告されたし。）

村びとの信仰

わが村に人びとが移り住み、この自然に生を托す農耕生活に入ると、なんらかの信仰生活が、村びとの中核になったのだらうと思う。人びとの心のうちに芽生えた、宇宙の中の一つである自分、自分が到底及ばないものに対して抱く畏れのかんじ、自分たちが住んでいる空間のどこかに、そうしたかんじを象づ

けなくなつたであろう。そして、その一つのものに、自分の抱くすべての気持がとけ入って、生きる安らぎに凝こつていったであろう。郷々に次々に夫々にできた「むらやしろ」が、その辺りのなりゆきを物語ものごとってくれていると考えたい。「むらやしろ」について、詳しくは、第二編歴史 第四章農耕的自給生活期 第二節村びらき 第二目村社の建立及び、第七編生活安全 第四章信仰 第二節神社祠に、村内の個々の神社祠についての社伝の語ることがらは譲る。むらやしろの建立目的については、時の支配者が建立・再建・寄進等の際に掲げた祈願目的によつて、いろいろ取沙汰されてはいるが、氏子として崇め続けてきた村郷の人々には、すべて産土うぶすなの神やしろであつて、家内安全・五穀豊饒・村郷安穩をきこし召されと、絶ゆることなく、奉祀つづけてきた氏神なのである。

次に寺院の開基・建立については、その詳細を第七編生活安全 第四章信仰に譲るが、一般に神社より遅れて開基・建立されたこと、そして檀家・檀寺の関係が、むらやしろのように、村郷・地域と必ずしも一致していない点がある。その特質である。

なお、村社・寺院に類する信仰対策については、組(字)や郷ぐるみや、祈禱目的による仲間のまとまりをもつて、いろいろさまざまの祠が祀られてきた。今日ますます盛んになるものもあり、さびれて跡方だけとどめるものもある。また講を組織して、遠くの地の寺や宮への信仰(金刀比羅講・菅生山講・八か寺詣り等)が続けられてきた。

以上のもののほか、この期には、藩公の治世の掟に沿つて、領内五穀豊饒・領内安全祈願を主として、祈禱参加が強く推し進められた。数例を挙げてみる。寛政一一(一七九九)年六月二六日郡役人より村庄屋宛廻状 来る二七・二九二夜三日菅生村三嶋大神宮において、雨乞神楽執行する。組頭以上代参されたい。寛政一二(一七八〇)年五月二四日郡役人から村庄屋宛廻状 菅生山に於て五穀成就御祈願を執行する。村役人参加のこと。元和元(一六一五)年二月四日代官所より村々庄屋へ示達此の度伊勢大神宮へ、代官様代参なさる。御祈禱御初穂其他諸負担を各村へ割付る。

文化一〇(一八二三)年一月一二日大庄屋より各村庄屋へ勸請。次歳々始の御祈禱に、村々指上物帳に就て―指上物品名附出しのこと。この時の附出品名 久栖村梅木新太郎 葛粉、久栖村広蔵 いわたけ、西谷村 鶴原政四郎 たかきび、天保一二(一八四二)年一月九日代官所より各村庄屋へ廻状 東雲神社へ御献米当歳割当決定 領内五〇俵 内久万山村二俵二斗三升五合也。

節儉・出精

この期における支配層(幕藩)が掲げた百姓指導目標は、簡明素朴で明確であったと見える。百姓共に課した重い社会的役割を完遂させるには、その目あてを理解させるための「くらしの掟おきて」は実にきびしいものである。「使うな。稼げ。」である。「節儉せよ。出精せよ。」である。お題目並べではない。生活の隅々端々に、目遣りして、微を尽し細を穿って、その目当てを肚の底迄わからせていたと見える。繰り返し捲き返して出された、代官様のお触れ・お沙汰を手掛りにして、その真の姿を捉えよう。

。寛政一〇(一七九八)年二月二三日

麦作修理之儀当歳春短有之候得共無油断可致出精事 山川普請之儀早々相済様才許事 井浚井関普請之儀同断 (麦作手入のことは、今年春が短かそうだから、ゆだんせず精出させるように。山や川の修理手入しておくことは、早目にさせておくようさしずするように。井戸ざらい関なおしなどについても、前のことと同じく、早目にさせておくようさしずしてはしむ。)

。天保一四(一八四三)年一月一八日

急申入候然者前紙之通御沙汰有之候間其段御承知之上村々共端々迄不残様申聞可有之候右早々如此御座候 一 麦作修理之儀一統無油断可致出精事 一 池川普請之儀早々相調候様可致才許事但普請願相済候後右樋木杭木等渡方手後相成申達事 一 井溝浚方関普請之儀無油断相整候様可致才許事從升掛升年別入念早々浚方致掛水不始抹無様可致才許事 一 春田地

捨村直等事 一 苜敷之事 一 春田之内内俵編置候様可申聞事但俵繩仕立等之儀文政五年別紙以申聞候通可申付事 一 池之水溜注進之事但肩書之天水川掛等之訳相認可申出 一 惣百姓法度筋之儀前々被仰出候有之別而郡村儉約之儀文政十丑年天保十一子年委細被仰出去寅十月及沙汰候通正月十五日七月廿五日其村庄屋所一統相集且読聞堅相守候様博奕諸勝負之儀者重御制禁付正月子供遊至迄急度相警無宗門立帰者等一夜止宿為致問數百姓之不失本道惣而分過之仕成無之様弥堅相守可申候若心得違之者有之候当人者勿論村内人共急度越度可申付事 右之条々之通村々村庄屋組頭并役持者共能々相心得聊無油斷端々迄不殘様急度可申付事 (急いで申入れる。ということは、前の書面で申し渡されたから、その事を承知の上で、村々の端々迄洩れなく申し聞かせて欲しい。これを手早くかたづけけるように。一麦作の手入れのことは、みんなゆだんせずに早く片づけけるように。一 池や川の修理のことは、早目にすませるようになさしずすること。ただ修理ねがいのすんだ後に、修理の榎木や杭木などがおかれて渡されるからと、申し伝えておくこと。一 井戸、溝のさらえ関の修理のことは、ゆだんせずやっておくようさしずすること。升の手入からはじめて、升は毎年念入りにさらえ、引込み水がむだにならないようにするようさしずすること。一 春田のじゅんびは、むらなおしをしておくこと。一 草刈りをして田の面に敷いておくこと。一 春田をする時期に、収穫米俵の内俵をあんでおくように申し聞かせること。ただし、俵繩の仕立方のことは、文政五年午の歳に、別紙で申し聞かせているとおりに申しつけること。一 池水の溜り具合について報告すること但しその報告は、肩書に、天水のみと川水引込みとの区別をして、書類を作り申し出ること。一 百姓仲間には差止められていることについては、前々に申されているが、とくべつにいなかの郡村の儉約させることについては、文政十年丑歳、天保十一年子の歳に詳しく申されてあるが、このころなおお上からきびしくお取締りなされ、むだ使いせずつましくらすよう仰せられ、昨年寅歳十月に示された通り、正月十五日、七月二十五日に、村の庄屋所にみんなを集めて、ことこまかく読み聞かせ、堅く守るようにとのこと。ばくち、かけごとは強く差し止められているから、お正月の子供たちの遊びまで、きちんといじめ、宗門のない者が帰ってきてても、一夜も泊らせてはならないこと、百姓の本すじを失わず、すべて分にすぎた行いをしないよう、いよいよ堅く守ること。若し心得ちがいがあつたら、当人はもちろん村内の人々に対してきちっと充二分に申しつ

けておかねばならない。以上の数々の申しごとのように、村々の庄屋、組頭そのほか役づきの者は、十分に心得て決してゆだんせず、はしばしまでのこらずきちんと申しつけること。お代官より

。寛政一二（一八〇〇）年一月七日

態々申入候当歳不作一統難渋付諸勸化人其外都而勸進取之者改申度旨板切相記村々入口宥箇年右記之通建置事―吉未歳不作一統難渋付勸化并勸進爾申候。（とくべつに申し入れる。昨年は不作でみんななんぎしているので、いろいろのこりやくひろめ人そのほかすべてのごきふあつめを改めたいから、そのことを板切れに書いて、一か年間村の入口に建てておくこと。昨年末歳は不作でみんななんぎしているから、こりやくひろめ、ごきふあつめはつつしまれたいこと。）

。寛政一二（一八〇〇）年一月八日

御廻状申入候然者当才柄御上御苦勞罷成一統難渋之都合之上来年始万端花美之仕成無之様而論前々被仰出候御法度筋称契相聞候様元々分可申聞候御承知之上端々迄御申触可然候（おまわし状で申し入れる。というのは、今年はお上もごくろうなされ、百姓一同もなんぎをしている次第だから、くる年はじめより、すべてはでな行いしないのはもとより、前々から仰せられたお差止めのごときは、改めてもう一度はつきり承知させるように、もとじめから申し聞かせて欲しい。このこと承知して、はしばしまで申し触れをするように。）

。文化二（一八〇五）年八月五日

毎々申聞候通祭礼之節神興守并共之者緒類相用候儀皆無用之事但宮入申刻可限事（つねづね申し聞かせているとおり、お祭に神興とりしまり及び神興担ぎの者が、ひも類を身につけているのはむえぎのことである。但宮入申刻可限事（ただし宮入りは午後四時までとする。））獅子遣名付身振物等作様之儀皆無用之事（獅子つかいと言って、いろいろのものをこしら

えて身につけるのは、むえぎのことである。) 神輿犯家居越違等余無作法之儀有之間敷事(神輿を家ごしに入れる等余りに無作法なことをしてはいけない。) 毎々申聞候女童花類用笄日傘等儀心得違無之様庄屋急度可申付事(つねづね申し聞かした女の子供でも花つきかんざしや日傘など心得ちがいないように、庄屋からきちつと申しつけること。) 当歳天候順宜敷立毛宜年柄之趣拝見候右之所自然大者間敷心得違無之様可申付事(今年は天候順よくて、田畑の作柄よろしいように見える。そんなことで、しぜん大ものがましく心得ちがいしないよう申しつけること。) 右之通不洩様可申付候若心得違之者有之候吟味致名前差出可申候其節等閑致置後日相聞候当人素村役人共急度可申付事候(右のとおり洩れなく申しつけて欲しい。もし心得ちがいの者がいたなら、よく取調べて名前を書き出すこと。その場合は一応大目に見すごし、後日ふたたびくりかえしたなら、本人はもとより、村役人共にきびしく言いさせるものとする。)

。天保一四(一八四三)年九月四日

前紙之通沙汰有之候間其様御承知之上村々共端々迄心得違無之様急度申聞可有之(先ごろの文書のとおりのおさとしがあったから、そのようにご承知の上で村々の端々の者まで、心得違いがないように、きちんと申し聞かせられたい。) 荷鞍之儀於郡方者日用品而元来丈夫元致製作可致処近来一統驕奢華美之風俗相流鼻皮服当始美敷専致丈夫不成高値真鍮金物等相用小前之者迄廉抹之品者自難相用様成行無用之費多難儀之趣相聞驕侈之至付當時迄相用候目立敷品荷鞍真鍮金物之儀者差留申付候間当年中取除可申儀候以来丈夫之為……云々(荷鞍というものは、いなかでは日用品だから、もともと丈夫であることが第一としてこしらえているわけであるのに、近ごろははでなくらしぶりになってきて、鼻皮や服当など美しいのが第一として、丈夫でもなく、高い値段の真鍮金物などを使うようになってきて、細々としたくらしの者まで、そまつな品をいろいろ批難しながら使うようになり、むだな費用が多く、なんぎなくらしになっていると聞いている。これはぜいたくきわまることだから、差当たり使っている目立たしい荷鞍の真鍮金物は差留めにしたから、今年中に取りはずさねばならない。今後は丈夫のために……云々。)

。天保一三（一八四二）年八月二一日

右宝曆四年被仰出左之通 祭礼之節遠来之親類他人之無差別客得候相聞候一類之外一切可為無用之事（右は宝曆四年につきのとおりに仰せ出された。祭礼の日、遠方から親族・他人の別なく、多勢のお客を迎えているときが、最も近い身内の者の外は、すべてむえぎのこととすべきである。）別紙之通此旨御沙汰有之酒御家中之茂郡方祭礼不能越候様被仰出候間親類之外得他客不申之様端々迄不洩様可申聞事 郷内祭礼親類到来掛之分左之品以取賄聊馳走間敷儀無之様可申聞事 酒肴 鉢膳 鉢寿司 但 餅置候時者寿司者相止可申事。（別紙のとおりのことおさとしになり、なおお家中の方も、いなかの祭礼に出かけさせないと申されるから、親類のほかは客を迎えないように、はしばしまでもれなく申しさされた。いなか祭礼に親類が来た場合については、つぎの品で接待をし、少々でもご馳走らしいものないよう申し聞かせること。酒さかな なます一鉢 すし一鉢だけ もし餅がある時は、すしはやめるよう申されたい。

。天保八（一八三七）年一月二八日 御代官 貯置食料人別名前申達之儀

当春已来米価格別相進諸色高値相成未々至候而者喰料差支之儀付先年相備候貯銀米等取合御救被成遣一目無難差統幸夏以来順氣諸作実熟能端々迄安住之趣於東武達及御聽御安堵被為在事候誠如去歲不時之冷氣而不熟相成候儀者不能人力儀詮方無之候去秋作迎於御領中者相応実熟致皆無申程之場所無候人之稼等入候期無恙差渡相調候得候向国々寄候而者及飢候其多一家一村空居成候場所之様相聞実可恐事候人別困之義別紙之通被仰出候 米丑年迄五年之間穀物又者乾物等何々名前食料相成 品相貯村每名前員数書出可申素々小百姓以下無縁者疎寡孤独至候仮令穀物之貯者不相調共乾物之類者心掛次第而可相調事付端々迄右御主意能々相弁出精致候様於役場厚相考可被申論事。

御主意

近年連作之因多米価逐々高値相成候處就中去歳者諸国共不作之趣而前代未聞之価相成諸色右準唯末々之者共差渡如何成行可申哉、御苦勞被為思召候処御領分之儀者米麦共皆無申程之場所無之可之差渡相整当秋出来方宜敷趣達御聽一見御安心被

為遊候得共尚時期不失糶雜穀始永食料可相成品者分限応已手許之為相貯候様被仰出候尤当秋作豊熟致迎一時貯候様相成間鋪連々御主意通被相行候銘々一己之備相立候儀尚又米之儀糶而者年々雜費不少大数至候置場差支候儀先々備致候各製方入用迄而困方無理之筋付右篤之趣相合先々成文平用不差欠何等之備相成様計方可然候間精々於役場相考御代官茂可申候條。

(お代官から 貯蔵食料について人数・名前を申出ること 今年春から米の値段が格別上がり、そのほかの物価も高くなり、貧しい家庭の者はたべものに差支えはじめたので、先年から備えていた貯銀米などを取り合わせて、お救い下され、一同無難に暮してきた。幸いにこの夏からは、天候順調なので、作柄の実入りよく、国の端々まで安らかに暮している向き、江戸表にまでお聞きになり、ごあんしんされていられる。誠に昨年の秋は、思わぬ冷害でみのらなかつたのは、人力ではどうにもならず、致し方ないしだいである。去年秋の不作の時にも、ご領内の者はかなりの実入りに恵まれて、全く収穫なしと言うほどのところはなかった。みんなが収穫する時期も順調であり、食料のはざかいのつなぎも都合よくいった。国々によっては、みんなが飢えて、一家一村あき家となつたところも出たほどに聞いており、誠におそろしいことだと思われ。家々で食料を貯えておくことについては、別紙の通りに仰せ出された。「来る丑の歳まで五年の間、穀物又は乾物など、何々と名前のある食料となる品々を貯え、村別に名前・人数を書出すこと。もともとの小百姓で、みよらない者、ごげやもめ、ひとり者などでも、穀物の貯えはできないだろうが、乾物ぐらいは、心がけしだいであるはずだから、はしはしまで、このわけしだいを肚入りさせ精出させるよう、村役人場でよくよく考えて、申しさとらせて欲しい。」

おん事のわけしだい

近年は不作の国々が多くて、米のねだんが次第に上ってきたが、とくに昨年は、諸国とも不作であつたため、今までにないねだんとなり、ほかの物価もそれにつれて上り、かばそい者の食いつなぎはどうなるだろうかと言われるばかりである。

(お上でも)ご苦勞のほど申し召されているが、御領内は、米麦共に収穫全くなしといわれる程の場所もなく、はざかいの食いつなぎもとのつていった。今年の秋の出来方もよいようにお上へ申し上げた。ちょっとご安心をなさっているが、この時期をうしなわずに、糶や雜穀をはじめ、永く食料となり得る品々は、めいめいの事情にしたがつて、めいめいの手許に

貯えるようにと仰せ出された。もっとも今年の秋作はよくできたから、とても一時に貯えるようにはできないだろうから、お人事のわけしだいのおりに、ぼつぼつと実行しつゝ、めいめいの備えを立てて行くこと。なお又、米は靱^にいにしては、年々^に困いの雑費もかかり、大量となつては、困いの場所にも差支えが出てくる。先々の備えとするには、製米方の入用までとなると、困いの方法にむりがあるうから、とくとこの辺の事情も含めて、先々に、なるだけ平素の入用にこと欠かずして、又なんらかの備えともなるように、とり計らわねばならないから、村役人場に於てしつかりと考え、よい名案をお代官へも報告して欲しい。

抵抗

一地域に一族だけで一言語で結ばれる封鎖社会。そこに固定した運・根・鈍の処世術。幾らか義理にも勇み、何程かの人情に泣きつつも、「まあいいじゃないか。いいじゃないか。」の自前の妥協が、こうして山村の平和を持続させてきたのであろう。しかし山村の人々にも、求めざる選択を迫る「極限の運命」に立たされる時が訪れた。節儉せよ、出精せよ。稼げ、使うな。小物成（雑税）も米で代納せよ。代納米なけりや、ぜに出して買うて来い。一体買う錢があるか。百姓が作った楮^{こうぞ}はみんなお上が安く強制買上げる。それを紙漉百姓（主に久柄村）に高く配給する。漉いた「御手山半紙」はお上が安く買上げる。どうしたら代納米買う錢が残るのか。更に不^な作と凶作。飢饉と疫癘^{えきれい}。追い詰められたところは、生か死の極限である。いかに質朴で従順な山村の人々に、否応なく、屈従か抵抗かの選択を迫るのであった。

封建期二八一年中に、伊予国では一一〇件の百姓の抵抗行動が起こっている。いずれも極限に追い詰められた者の当然の叫びであった。喰われることはわかっているながら、逃げ場に窮した鼠は猫に噛みついてくる。辛抱にも限りがある。では久万山村のわが先祖が選んだ抵抗手段は何であったか。聴き入れられなくても繰り返す「お願い言」であり、連れ戻されることは分っている、やらずにやおれない「逃散^{たふさん}」であった。今先祖が選んだ抵抗行動の跡を尋ね

る。

(1) 久万知行所佃十成交迭陳情 文祿四（一五九五）年加藤嘉明が伊予国に知行せられた。農本的封建社会期に入った久万山は、彼の家臣佃十成の支配下となった。十成は主君の信望も篤く、善政にも努めた反面、圧政面にも露骨なものが多かった。長く平穩な自給社会に慣れた久万山の百姓たちにとって、新政の圧政には承服できなかった。この新政初期における百姓たちの表情を察した庄屋たちは、大川村土居三郎衛門・日野浦村船草治郎右衛門の兩人を代表として、佃十成交迭方を嘉明公に直接陳情に及んだのである。その結果、十成の知行は徹収され、その子三郎兵衛に知行された。ついでには代表両氏から、世襲取止を再度願上に及んだが聴入れられず、爾後十成のごとき圧政を再びやらせないとの証文をもらって、この排斥行動は終わったのである。

(2) 久万山百姓一揆大洲領逃散騒動 寛保元（一七四一）年七月八日から八月一三日。二八一年に及ぶ農本的封建期に、わが村の百姓たちが歩んできた生活様式が、わが村の社会構造の特質と見られるものをつくりあげている。この逃散事件は、その特質を象徴しているように思われる。その理由の一つは、この一揆の原核をになったのは、久栖村の紙漉百姓であること。その二は、一揆の行動は条理を踏まえたものであること。その三は、要求嘆願の趣がまことに理をつくしており、聞き入れられるに足るすじみちが完備していること。と見えるからである。事件のあらまし―享保飢饉後わずか九年、寛保元年三月八日下坂八か村百姓共、人員を整えてお城下へ陳情に向う。途中代官及び奉行達の説諭にあい、願意不都合のまま帰村した。同年七月五日、久主村の紙漉百姓共、原核として発心、下坂百姓之に同調して、大挙大洲藩へ逃散行動を起し、同藩内子村に至る。郡役人等現地出向説得に努めたが、聞き入れられず、遂に藩側の発意で、菅生山大宝寺方丈齊秀和尚の調停を受けることとなる。ここに、齊秀和尚の決死の調停はみごとに功を奏し、一揆頭領無処罰の基本条件のもと、八月一日村別の嘆願書提出、要求貫徹確認の上、一揆全員八月一

○日帰村する。要求嘆願の趣　イ　楮紙仕法廃棄—元文三（一七三八）年藩が紙役所を設けて、村百姓耕作生産した楮を安く買取り、之を紙漉百姓に下げ渡して紙を漉かせ、漉いた御手山半紙は安く買上げることにしていた。この仕法をやめて欲しい。ロ　漆座廃棄—漆の実も漆座を設けて安く藩が買上げていた。これもやめて欲しい。ハ　茶の運上銀昇率中止、徳用銀廃棄—茶の値下り、茶の生産は減つたのに、元文三（一七三八）年以来運上銀五割増、更に徳用銀（附加税）を課し、茶商人は営業不能となる。両方共やめて欲しい。ニ　畑年貢の米納制を廃棄して、畑年貢物納制復活　畑所村は水田少なく米収僅かで、享保以降の畑年貢米納制は、畑所村百姓にとって極めて難事である。加えて茶の値下落して、代納米購う銀収に困惑している。物納制を復活して欲しい。ホ　高免引下げ—畑所村の畑年貢は、享保以降高免率である。免率を引下げて欲しい。

方丈齊和尚の調停案に沿って、藩役人と村々代表との和解調印は、後日久万町村法然寺において行われ、上記の要求項目はほとんど容れられ、三十余日に及んだ大闘争は終わったのである。

(3) 久万・久米農民騒動　明治四（一八七一）年八月一五〜二〇日、元暦四（一八八四）年河野氏が伊予守護に補せられて以来、明治四（一八七一）年に廢藩置県される迄、六八六年約七世紀に及ぶ封建閉鎖社会。この社会の中で、緩慢な文化化の足どりの生活をしてきた人々にとって、明治の政変は驚天動地の衝撃であった。動かない大地に、年々歳々の時のめぐりをセットする農耕行動に馴れ切ったものには、産業化社会への対応は、動願のほか何ものでもない筈であろう。この動願した幻覚は、只変化を拒んで、安定を求める頑な行動を示唆するはかなかった。明治四（一八七一）年八月一五〜二〇日藩内起った久万・久米農民強訴事件がそれである。この騒動に参加した久万山村及久米村の農民共の強訴（旧藩主の被免取下げ）には、人を説得する内容に欠けている。只自分たちの心中に群がり生ずる危惧不安の念慮のままに、衆を恃んで打毀・焼払の暴挙を敢てしたにすぎない。現実を当然視する考えに馴致された

人々には、変化がもたらすものに対する予測能力に欠け、価値の評価もなし得ないのである。強いてこの空、しき、意
味づけするならば、一万年に及ぶ人類の農耕期の波衰え、工業化期に転換する時点に、当然発生するであろうところ
のもの、と言い得るであらう。

第六章 流通的自由社会期

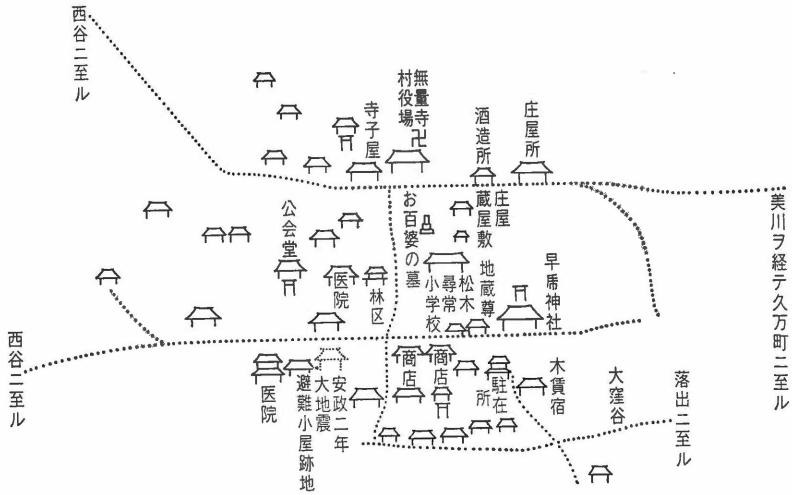
第一節 新しい社会の出現

名づけて「明治維新」といわれる。維新は維れ新たなりと訓ずる。永い封建社会体制が、その安定を失って変化を選ぶことになる。変わるべくして変わり、生まれるべくして生まれる新しい文化体制である。文化はつねに安定と変化を積み重ねてその層を厚くしてゆく。意味づけてこれを進化という。生まれ出た社会体制の新しい所以ゆえんを覗いてみる。

人々はこの地に住みついて、農耕による自給社会をつくり、その社会の支配者となった封建大土地所有者と、その土地の農耕従事者とは、共同体として存立し、農本的封建社会期を経てきたのである。この共同体制は、農耕労働者迄も含めて生産手段化した土地の単一農耕利用なのである。この共同体制が生み出す生産物の分配関係は相対的である。所有者側は、従事者層の必要生産物量の少量化を願って、余剰生産物量による自己所得増大を図る。従事者側は、自己の必要生産物量の安定化と、その超過生産物量による自己致富化を求めるものである。この相剋し合う両者の関係は、やがて従事者側の生産性向上が、自己の致富化志向に統合され、所有者側の所得低落・財政破綻を来すに至る。ここで単一な農耕利用の共同体制は、その安定性を失うに至る。

人類は、文化化の過程で、その転機に立つとき、新しいエネルギーの発明に成功している。採取生活の極限に立つ

第3図 明治初期の松木組略図（小坂卯太郎提供）



たとき、農耕の大発明に奏功している。この発明は、「光合成する太陽エネルギー」の発明であった。以来一万年、人類はその発明を忠実に実践してきた。農耕道具の改良等、その物理的側面には進歩の跡が見られる。人類の内胚葉ないはい、よちのニーズ（内臓の要求に應ずる）の側面は、この発明の改良進歩を以て充たすことができるであろう。しかし安定保持が至難となった社会体制の側面の解決のため、新たな発明を発想しなければならない。人類は、中胚葉のニーズ（筋骨皮膚の働き要求＝主に手足の要求）に應ずる大いなる発明に成功した。それは「化石燃料燃焼エネルギー発明」である。史家名づけて産業革命といい、社会体制通産化改変を迫る決定的発明であった。

新体制への改変のため、旧い体制はその両極に分解した。そして新体制への転換の鍵を果たす「絶対権力」が打ち樹てられるに至った。維れ新たなる所以は、この「絶対権力」を指すものと考える。明治を迎えた近代社会の絶対権力とは、「国家権力」のことである。その主体は、「人間性の自覚と承認を保持する国民の権威」であり、その象徴は「天皇制」である。

第二節 流通的自由社会の構造

統一国家性

近代国家像としての「国家権力」は、「立憲主義」と「国民主権主義」の二つの大綱マウに「権力分配」を行った。その枠内で天皇制が統治行動として自己をあらわす仕組である。日本国という統一トウ体は、

すべての行動を日本国憲法に明示する行動準則にしたがって進めている。国民は議会行動において「主権性」を行使し、天皇制下の官僚機構は、国民主権の立法機構が監視する下で「行政権」と「国家防衛権」を行使する。「国民と官僚」の二者共同の社会構造は、権力分配不均衡を生じ易く、そのため社会存続の安定を失する例を史上に多く見られる。ここにおいて、近代国家は、トリプルプレーの力バランス安定性に着目して、国家権力の推進を「三権分立機構」の上に求める。

通産化性

近代国家としての姿となるには、産業革命の波に乗って、国家体制の通産化（通商産業活動が中軸となる）を実現しなければならない。従来からの農耕も亦、自己生産物を従来のような自給あるいは、生産手段所有者への報酬行動に止めず、広く社会流通面に開放して、その流通交易に供されねばならない。

産業革命については、創始国イギリスが、一八世紀中期から一九世紀初期に実現、続いて西欧諸国は一九世紀中葉まで、アメリカは一九世紀の後半までに、それぞれ実現した。ひとり我国は、永く鎖国政策をとっていたため、先の国々に較べて近代化の機を遅らせてしまった。そのため我国の通産化は、焦りの歩度をとらねばならなかったのである。

平等性

人類は、あとさきの感じて時間を、立体感で空間を、感覚し感得するものであるのか。すべてのものとを識別する能力は、比較・差異・優劣の尺度の支配によるものなのか。一ばん親近の存在・関係であるはずの人々相互の認識に、不平等・差異の尺度が作用しあう。この傾向が、「人類から人らしくまでの過程」の人間社会に、数多くの悲劇を重ねた歴史の跡を見る。反面人はまた、社会生活の経験以来、人らしくへの進化の跡をかえりみて、平等観の内省をも積重ねてきている。しかし、政治的に、経済的に、社会的に、過去の人々の歴史の足跡は、あまりに不平等の人間関係に終始していると思われる。特に直前の封建社会期では、四民を竣別した極度の差別社会であった。では、今期の社会に対する人々の期待はなにか。それは、「自由の獲得」「平等人間観」である。この願いは、「四民平等」の叫びを生み、福沢諭吉の「天は人の上に人をつくらず、人の下に人をつくらず。」の人間平等の宣言に結集され、「人間性尊重」の生活信条に開花したのである。

開放性

開放は解放である。あらゆるものを、不当な繫縛から解き放って、主体の自由な成長を願う行動である。わが村の人々は、永い封建大土地所有者の支配拘束から解かれ、土地の占有・移譲・賃貸・活用ができ、生産物・必要品の処理取得が、簡便な貨幣制度の運用によって行われ、居住・移転・教育・選職等々の身上行動が、すべて村民個人の自由意志で行われるのである。

連帯性

自由は、秩序にセットされて血が通い、いのちとなる。「村の秩序」とは、村民の顔色が良識にかがやき、村民の両手が、つながれ合っているすがたのことをいう。この期に入ってここに百余年、村民は村の主権となり、村長は村民の良識の象徴となり、村役場は村の生命のビデオとなった。三者が織りなす連帯形の重心に、わが村は日々、「村格」のけだかさを色濃くしてゆく。

第三節 流通的自由社会期の生活様式

(一) 前期 通産化(工業化)社会期 明治四(一八七一)年〜昭和二〇(一九四五)年まで

半封建的社会

幕府(藩主)と百姓、のしくみで幕藩を守り続けてきた封建社会。その庄政から解き放たれて今日社会が整った。その間永い時日を要した。半封建的社会の経過もまた止むを得ない足どりであった。

自由社会の国民が育つには、国民一人一人の意識を磨かねばならない。国民の九〇パーセントを占める農民は、みんな無学文盲で、意識は低い。国民の意識の土台づくりが急がれる。国民教育の基礎づくりに半世紀はかかるであろう。永い鎖国の暗室ぐらしで、国民は文盲で音痴である。この国民に対して、西欧文明は烈しい刺戟を浴びせてくる。この子を連れて、国際社会とどうおつき合ひするか。明治新政府の悩みの深さはわかる気がする。国際社会との対等外交は、国力の背景があつてできることであつた。防衛のしくみ・産業・経済・技術の切り替え・国の財政の強化・国民の政治意識の育成等々。「せねばならぬ。」が山積していた。しかし、急いで失敗したら国は自滅するのである。選択はむつかしかった。明治新政府がとつた近代化政策は、その選びかた・進めかたの適正さを誤らなかつた。切替えられるしくみに、半ば封建的制度的なごりが残されたのは、新しい形に移つてゆく道筋において、避けられなかつた事々である。

(1) 村民の参政権行使における半封建制(詳細は政治編参照) 旧憲法第一九条に、「公務就任について能力の平等」

を規定している。ただし華族（旧武士層）には、一般人以上の特権が与えられ、皇族・女子・帰化人その他の日本人でないものは、例外にされている。(イ) 国政参加 明治二二（一八八九）年の旧憲法発布までは、軍部と官僚を中軸とする行政のしくみ、旧憲法発布から昭和二〇（一九四五）年までは、法律を基準として官僚を中心とする政治のしくみであった。衆議院議員選挙は、制限選挙で、村内ではその制限の条件に適った数名に選挙権があった。(ロ) 県政参加 知事は官選知事。地方長官の令名で、中央政府から内務官僚が派遣されていた。県会議員の選挙も制限選挙で、村民のうち一部の者にだけ選挙権があった。(ハ) 村政参加 村長は十数名の村会議員が代選する。村会議員は、区域別に区域内の成人男子が選挙し、村会の議長は村長が執行した。

(2) 国民皆兵 いのちあるものはすべて、自分を守ることに真剣である。国家という生きものもまた、その例外でない。後進国の弱さを自覚している日本は、どんな防衛手段を選んだか。選んだのは「国民皆兵」という最強力手段であった。満二〇歳に達した日本人男子はみな、兵役の義務を背負わされた。国防の第一線に立つ軍人とならねばならないのである。徴兵検査を受けて、それぞれの力に応じた兵種を定められ、一定期間軍隊に入営して訓練を受ける。一定の訓練を終えた者は、その後召集されて、国防の第一線に出陣の義務を課せられるのである。明治六（一八七三）年徴兵令が出され、明治二二（一八八九）年旧憲法に、国民三大義務（兵役・納税・教育）の筆頭義務として規定された。その節、農民・旧士族などは、徴兵令反対運動もしたが奏功せず、徴兵からのがれようとする行為はすべて、厳罰をもって処断させるきびしいものであった。やがて、兵役に従事する社会情勢が進むにつれて、兵役義務を果たすことは、国民最高の荣誉であるという国民感情が芽生え、社会に熟成して行って、国民意識の最上のもものに純化されていったのである。なお、この兵役義務の施行にも、若干の兵役免除の特例はあった。役人である者・役人となるための修学中のもの・兵役免除税二七〇円を納めた者などがそれである。このころから欧米人は、近代化に遅れ

ている日本人を評して「好戦民族」「軍事大国日本」と毒づいてきた。

日本の封建期の足どりには、そのように感じさせるものがないとは言えない。けれどもこの批難は、欧米人が自己の行動をすなおに内省することなく、その正当性を主張したがる近代人の陥る過ちであろう。「平和と戦争」という相矛盾した二つの考え方を、一つに統一しようとして苦悩することは、人類進化の道筋で犯した、「千慮の一失」がもたらす宿命と見るべきであろう。

この期の日本としては、近代国際社会への仲間入りに後れたあせりもあつたであろう。環境諸条件の不備を切り開こうとする考えもあろう。今まで蓄えてきた精神的エネルギーの燃えあがりもあつたであろう。日本が選択した数度の戦争参加は、生あるものが成長進化を急ぐあまり、思い浅くして犯した過ちと内省してはどうであろうか。

理由はいずれにしろ、悔みても解決できないものは、戦争の犠牲である。数度の戦争参加で、近親が死傷なされた方々にとって、解消しきれない悲劇であり、永久に尽きない痛恨事である。ここに村民一同は、永久平和の熱願のもと、意をつくし得ないことばをもって、英霊のご冥福を祈り、御遺族のご愁傷をお慰め申しあげる次第である。

英 霊 名 鑑

兵科官名	氏名	死亡年月日	死亡の場所	出身地
海軍兵長勲八	安宅春喜	昭二〇・一・	比島	西谷名荷
陸軍一等兵勲八	相原博	〇一七・六・一五	満洲国通化省	柳井川鉢
陸軍上等兵	天野良晴	〇一九・九・三〇	マリヤナ島	〃
海軍一等飛行兵曹	天野正近	〇一九・二・一二	南支那海	〃
	相原禮子	〇二一・三・一一	満洲国撫順市	〃

陸軍上等兵	石崎義数	昭二〇・二・一八	シベリヤ	中津中田
海軍水兵長勲八	石割武義	〃二〇・三・一一	ニューアイランド島	中津窪田
陸軍上等兵勲八	井野岩吉	明三七・八・二四	旅順	〃
陸軍曹長勲七	井野富恵	昭一八・五・五	湖北省武頭びよう	中津旭
陸軍曹長功五	伊藤常市	〃一九・七・二八	比律賓ルソン島	〃
陸軍伍長勲七	伊藤福芳	〃一九・一・二七	ビルマ	柳井川鉢
陸軍兵長	植木雅年	〃二〇・四・一六	比律賓ルソン島	柳井川高地
陸軍伍長旭八	梅井銀太郎	明三七・八・二五	旅順東鶏冠山	柳井川松木
陸軍上等兵	梅木巖	昭一九・一〇・五	台湾海峡	西谷郷角
陸軍々属勲八	上田春富	〃二〇・二・二五	比律賓ルソン島	西谷中久保
陸軍伍長勲八	大窪頼光	〃一六・六・一七	湖北省	柳井川永野
陸軍兵長勲八	大野道宏	〃一七・一・一六	バアタン州モロン	柳井川奈良藪
陸軍旭七	大野竹雄	〃一九・二・一九	台湾北方海面	西谷本谷
海軍上等水兵勲八	大野家 豫兵衛	〃一九・五・三一	アドミラルティ諸島	西谷猪伏
陸軍伍長勲七	大野繁雄	〃一九・一・二六	浜名郡南方海上	〃
海軍伍長勲八	大野博	〃二〇・七・二五	ビルマ	〃
陸軍曹長勲七	大野秀義	〃二〇・六・六	ビルマ	〃
陸軍曹長勲六	大野勝馬	〃一九・六・二九	徳之島沖	〃

兵科官名	氏名	死亡年月日	死亡の場所	出身地
陸軍上等兵 勲七	大野 柳源	明三八・三・五	盛京省奉天附近	西谷猪伏
陸軍	大野 進	昭二〇・六・一二	ビルマ	柳井川鉢
陸軍伍長 旭勲七	大江 盛吉	〃二〇・五・七	比律賓ルソン島	中津 旭
陸軍上等兵 功七	大谷 芳雄	〃一八・二・一七	中国湖北省	柳井川稻村
海軍上等兵 曹勲七	大西 寿智	〃一九・七・八	サイパン島	西谷本谷
海軍水兵 長	大野 敬蔵	〃一八・一・一五	南洋諸島	柳井川稻村
陸軍伍長 旭八	小栗 直順	〃二〇・七・二二	ビルマ	柳井川奈良籬
陸軍上等兵 旭勲八	岡 義隆	〃二〇・八・一五	中国湖南省野戦病院	中津西村
軍属	亀井 永寿	〃一九・五・一五	ニューギニヤ島	柳井川落出
陸軍 勲八	亀井 繁太郎	明三七・八・二二	旅順東鶏冠山北砲台	柳井川大窪谷
海軍水兵 長勲八	亀井 真太郎	昭二〇・一・一五	台湾	西谷郷角
陸軍一等兵 勲八	亀井 繁盛	〃一九・三・一九	善通寺陸軍病院	中津窪田
陸軍上等兵 勲八	亀井 義一	〃一九・二・三〇	ニューギニヤ島	中津窪田
陸軍上等兵 勲七	亀井 徳治	〃二一・一〇・一六	中国羅店鎮	中津休場
陸軍伍長	片岡 年一	〃二〇・七・一五	レイテ島	柳井川落出
陸軍上等兵 旭八	片岡 末広	〃一九・九・四	ビルマ アキャブ	柳井川奈良籬
陸軍兵 長	片山 武雄	〃二〇・二・一六	比律賓クラーク	柳井川川前

陸軍々屬一等工員	片山タマ子	昭二〇・八・一四	山口県光市海軍工廠	柳井川川前
海軍二等兵曹勲八	片岡十四雄	一九・八・一〇	南洋群島大宮島	西谷小村
陸軍兵長	掛水光義	一九・六・一〇	ビルマ カマイン	柳井川落出
陸軍伍長勲八	掛水秀三	二三・三・一九	小倉陸軍病院	柳井川永野
陸軍一等兵勲八	掛水洋水	二〇・一・一六	復員中越智郡波方町	中津岩川
軍屬旭勲八	掛水音次	二〇・五・二	ブーゲンビル島	中津中田
陸軍上等兵	兼井武	一九・一〇・二七	ボルネオ海 軍艦トキワ	柳井川川前
海軍少尉勲六 正八 功七	黒川常吉	二二・九・二九	中国江蘇省	西谷本谷
陸軍伍長勲七	倉橋貞安	二〇・五・二〇	比律賓ルソン島	柳井川鉢
陸軍兵長勲七	倉田今朝清	二〇・四・二四	南洋群島ウオッチェ島	中津休場
陸軍上等兵旭七	窪添政照	二一・四・二三	広島陸軍病院	中津休場
陸軍兵長勲八	工藤長良	二〇・七・一五	西部第三二部隊	柳井川落出
陸軍上等兵旭八	古味盛雄	一七・二・一二	比律賓バターン半島	柳井川落出
陸軍上等兵勲八 功七	古味輝政	一八・五・六	中国湖北省	柳井川百ヶ市
旭七	古味茂範	一八・四・一七	本州南西海面	柳井川
陸軍伍長勲七	小崎利行	一八・八・三〇	中国江蘇省	西谷名荷
陸軍上等兵勲八 功七	小森朝市	二二・九・七	中国羅天鎮	中津中田
陸軍伍長旭勲八	小坂吉光	二〇・一二・一六	ソ連シベリヤ	中津旭

兵科官名	氏名	死亡年月日	死亡の場所	出身地
陸軍兵長	小寺 元治郎	昭一九・五・一〇	ハルマヘラ島	中津
陸軍々曹旭勲七	佐賀 謙好	〃二〇・三・一七	南太平洋	中津岩川
陸軍整備兵長勲八	佐賀 道雄	〃二〇・三・二八	セレベス島沖	中津岩川
陸軍々属勲八	坂本 重雄	〃一九・一・一五	東支那海	柳井川鉢
海軍上等兵曹勲七	桜田 登	〃二〇・六・一六	福岡県若松沖	中津 旭
陸軍伍長旭八	新谷 進	〃二〇・四・二〇	中国湖南省	柳井川
陸軍一等兵	新谷 伊十郎	〃一九・五・二〇	インド方面	柳井川百ヶ市
陸軍兵長旭八	新谷 喜三郎	明三七・一〇・二二	中国三塊石山附近	柳井川落出
海軍兵曹長 正八 旭六	白石 政樹	昭一九・三・三〇	ニューブリッテン島	柳井川高地
海軍軍属	鈴木 時衛	〃一九・八・二	テニヤン島	柳井川大窪谷
陸軍上等兵	鈴木 需	〃二〇・六・三〇	比律賓マニラ	柳井川大窪谷
陸軍々属旭勲八	鈴木 今朝美	〃二〇・七・三〇	比律賓ルソン島	柳井川大窪谷
海軍兵長勲八	鈴木 清	〃一五・一・一七	満洲国奉天省	柳井川奈良敷
海軍	高岡 栄喜	〃一九・四・二一	ソロモン群島	中津 旭
陸軍伍長	高橋 源松	〃二〇・三・一	南支那海	西谷古味
	高橋 政重	〃一九・一・二	南洋群島	柳井川前
		〃一九・四・四	ビルマ	西谷横野

陸軍伍長勲八	高橋 増一	昭一九・一一・九	中国広西省	西谷小村
陸軍伍長勲八	高橋 道雄	〃二四・一二・二五	善通寺陸軍病院へ転送中	西谷小村
海軍々属勲八	高橋 三浦	〃二〇・二・一	ソロモン群島	西谷小村
陸軍伍長勲八	高橋 繁喜	〃二〇・三・二四	東支那海	西谷小村
海軍二等兵曹勲八	高橋 藤吉	〃二〇・一二・五	九州八幡陸軍病院	中津岩川
陸軍一等兵勲八	高橋 好太郎	明三七・一二・二〇	旅順東鶏冠山北砲台	柳井川川前
海軍二等水兵勲八 功七	高山 寿夫	昭一七・一・一二	ボルネオ島	西谷中畑
陸軍上等兵勲八	高山 政信	〃二二・九・二五	上海陸戦隊病舎	西谷高野
海軍上等兵曹勲七	竹内 鶴雄	〃二〇・二・一八	本州南方海面	西谷名荷
海軍々属	竹内 秀雄	〃一六・一〇・七	広島県呉工廠	中津岩川
陸軍上等兵勲八	竹村 博	〃二三・一一・九	中国湖北省	西谷中畑
陸軍上等兵勲八	竹下 常一郎	〃一九・一〇・六	広島陸軍病院	西谷管行
陸軍上等兵勲七	館野 輝正	〃二〇・六・一四	沖縄方面	西谷高野
陸軍上等兵	田村 年一	〃一九・一〇・三	中国湖南省	柳井川鉢
陸軍伍長勲八 功七	近沢 將	〃二三・一一・九	中国武昌	西谷古味
陸軍々曹勲七 功七	近沢 龍	〃一九・六・二	ニューギニヤ島	西谷古味
陸軍一等兵	鶴岡 正秀	〃一九・六・二三	温泉郡重信町陸軍病院	中津休場
陸軍伍長旭勲八	寺田 勝守	〃二〇・七・一五	レイテ島	中津窪田

兵科官名	氏名	死亡年月日	死亡の場所	出身地
陸軍々属	徳永一十郎	昭二〇・四・一	パーレー海峡	柳井川落出
陸軍々属勲八	土居安富	〃二〇・二・三	台湾沖	西谷小村
海軍兵曹長勲七	土居直市	〃一九・六・六	比律賓レイテ島沖	西谷古味
海軍旭八	中内利幸	〃一九・五・二九	南洋群島	柳井川松木
陸軍伍長勲八	中内美德	〃二〇・八・六	広島陸軍病院	中津休場
陸軍	中居時一	〃二〇・七・六	比律賓ルソン島	柳井川鉢
陸軍々属	中村愛	〃二一・二・一四	中国江蘇省	柳井川松木
陸軍勲八	中村利清	〃二〇・一・一六	越智郡伯方町沖	柳井川大窪谷
陸軍伍長	中村保	〃二一・一〇・三	中国江蘇省	柳井川永野
陸軍伍長勲八	中村寛一	〃一九・九・三〇	マリヤナ島	柳井川
陸軍二等卒勲八	中村弥太郎	明三八・八・一	大連陸軍病院	中津岩川
陸軍伍長勲八	中野今朝元	昭二〇・五・一〇	沖繩群島	中津岩川
陸軍上等兵勲八	中野滋	〃二〇・二・一三	ニューギニヤ ワイゲオ島	中津旭
海軍水兵長	中森一善	〃二〇・三・二九	印度支那 バダンガン岬	柳井川鉢
陸軍兵長勲八	中山仲次	〃二〇・三・一〇	比律賓ルソン島バギオマウンテン洲	中津休場
陸軍軽重輪卒	中越幾助	明三八・二・九	中国盛京省兵站病院	中津休場
海軍三等主計兵	長谷義行	昭一一・一・一八	佐世保海軍病院	西谷高野

陸軍一等兵	長谷治好	昭一五・八・四	温泉郡川上療養所	西谷高野
陸軍上等兵 勲七	長谷藤吉	〃一四・七・二四	中国興八安省ノモンハン	西谷高野
陸軍伍長 勲七	長谷俊行	〃一七・二・九	比律賓バタアン半島	西谷高野
陸軍上等兵 勲六	長谷義輝	〃一八・九・一四	善通寺陸軍病院	西谷高野
陸軍伍長 勲七	長谷佐一郎	〃一七・一・九	中国湖南省	西谷高野
陸軍上等兵 勲七	長谷隆	〃一三・一〇・二六	中国安徽省	西谷高野
陸軍伍長 勲八	成岡俊明	〃一四・六・八	中国江蘇省	中津西村
陸軍上等兵	西森 豊	〃一七・一・一九	比律賓ルソン島	中津 旭
海軍上等水兵	西森 坦	〃一九・二・六	南洋群島	柳井川川前
陸軍兵長 旭八	西森 操	〃二〇・五・二〇	比律賓ルソン島	柳井川松木
陸軍少尉 正八 旭六	西森 作	〃二四・一二・二二	ソ連シベリヤナホトカ	柳井川松木
陸軍一等兵	西森 藤	明三八・三・二	中国盛京省奉天	柳井川川前
陸軍伍長 勲八	西森 清喜	昭一六・一二・二三	中国九江陸軍病院	西谷中久保
陸軍兵長 勲八	西森 玉義	〃一九・九・一	中支第五八師団野戦病院	西谷横野
陸軍伍長 勲八	西森 貞弘	〃二〇・一一・二二	関東第六陸軍病院	西谷横野
陸軍上等兵 勲八	西森 光利	〃一三・一〇・一〇	中国広西省	西谷横野
陸軍上等兵 勲七	西森 数男	〃一九・一〇・一七	比律賓ルソン島マバラカット	西谷横野
軍属	西森 傳	〃一九・七・八	広島県呉海軍工廠	中津中田

兵科官名	氏名	死亡年月日	死亡の場所	出身地
陸軍上等兵旭八	西森宗作	昭二〇・三・一〇	比律賓キャンガンバヤワン	中津中田
陸軍准尉功六	西森 巖	〃二・一〇・一二	中支	中津中田
海軍上等兵曹旭七	西森長村	〃一九・一一・一一	ソロモン群島	中津中田
陸軍兵長旭八	西森重雄	〃二〇・六・五	レイテ島カンキボット	中津休場
陸軍兵長旭七	西森益一	〃二〇・七・一〇	比律賓ルソン島リサノル	中津休場
陸軍伍長勲八	西森直親	〃二一・七・一二	朝鮮古茂山野戦病院	中津休場
陸軍伍長勲七	西川繁隆	〃一九・八・八	中国湖南省	西谷郷角
海軍兵曹長勲八	西川照繁	〃二〇・一・八	台湾海峡	西谷郷角
海軍一等水兵勲八	西岡知久磨	〃一九・八・一	佐世保海軍病院	西谷本谷
陸軍兵長勲八	西本清之助	〃一九・八・二	華揚県	西谷中畑
陸軍上等兵勲八	西田鶴義	〃二〇・一・二八	東安第二陸軍病院	西谷中久保
義勇軍	林 年秋	〃一九・三・一三	中国黒河省	柳井川
陸軍兵長旭八	林 新喜	〃二〇・四・二九	ビルマ、タエドミョウウベツテキ	柳井川永野
陸軍伍長勲七	林 清行	〃二〇・六・一四	マインシャル群島ミレ島	柳井川松木
陸軍々曹旭七	羽 沢 涉	〃一七・八・一	満洲虎林野戦病院	中津中田
陸軍兵長旭八	橋本正輝	〃一九・一二・二九	ビルマ、メイサンジヨ	中津休場
海軍二等兵曹旭八	平岡利雄	〃一九・八・二	南太平洋テニヤン島	中津中田

海軍二等兵曹旭八	平岡	登	昭二〇・六・一三	沖繩方面	中津中田
海軍一等兵曹旭七	平岡	清	〃一五・八・二九	潜水艦伊号	中津中田
海軍一等兵曹旭七	平岡	貢	〃一九・五・一〇	南方洋上作戦	中津中田
陸軍上等兵勲八	平川	秀雄	〃二〇・一・一六	満洲国	中津休場
陸軍伍長旭七	平野	若廣	〃二〇・六・一七	比律賓ルソン島	柳井川永野
陸軍兵長勲八	日野	勝重	〃二〇・二・一二	奈良陸軍病院	西谷小村
陸軍兵長勲八	藤岡	笹喜	〃一九・七・一八	マリアナ群島	西谷本谷
海軍一等水兵	藤岡	高男	〃八・八・二〇	上海北四川路福民医院	西谷高野
陸軍一等卒	藤岡	数衛	明三八・八・二二	壞仁県兵站司令部付療養所	西谷名荷
陸軍々曹	藤岡	佐伯	昭一九・二・二三	南方諸島	柳井川
陸軍准尉	藤坂	治雄	〃二〇・四・一八	ミレー島	柳井川落出
陸軍兵長勲八	藤田	幸友	〃二〇・五・二〇	沖繩本島	柳井川落出
陸軍上等兵旭八	藤田	義友	〃二〇・二・一六	比律賓ルソン島クラーク山中	西谷名荷
陸軍少尉旭八	藤田	義政	〃一九・七・一五	朝鮮全羅南道西北四〇湮	中津休場
陸軍兵長勲八	古川	安良次	〃一六・一〇・一八	家庭療養中	中津休場
陸軍一等卒勲八	古川	淳吉	明三七・一二・一八	南京病院衛生船	西谷名荷
陸軍二等卒	古川	巖	大九・一・二九	中国盛京省東鶏冠山北砲台	西谷名荷
				松山陸軍衛戍病院	西谷名荷

兵科官名	氏名	死亡年月日	死亡の場所	出身地
海軍三等機関兵曹 旭七 功七	船田 貞伯	昭一七・六・五	南太平洋上	中津中田
海軍水兵長	銚石 衛	〃二〇・一・八	台湾方面	柳井川川前
海軍二等兵曹 旭八	本川 晴俊	〃二〇・七・二五	ライオグン島	中津旭
陸軍伍長 勲八	細川 重若	〃二〇・八・一三	ミレー島	西谷名荷
陸軍上等兵 旭八 功七	堀田 之重	〃一八・一・二	中国湖北省	中津中田
陸軍兵長	正岡 研治	〃一九・一・一〇	レイテ島オルモック海	柳井川川前
海軍兵長	政木 忠志	〃二一・三・二九	海軍經理学校在校自宅療養中	中津 旭
陸軍旭八	松山 国丸	〃一九・九・三〇	マリアナ群島	柳井川永野
陸軍上等兵 旭八	松岡 武	〃二〇・六・一	比律賓ルソン島リサール	柳井川立野
陸軍兵長 勲八 功七	松田 鶴喜	〃一九・六・二	台湾東方火燒島	西谷中久保
陸軍伍長 勲八 功七	丸山 定男	〃二・九・一四	中国羅店鎮野戰病院	西谷郷角
海軍一等兵曹 勲八	丸山 道春	〃二〇・三・二四	東支那海	西谷郷角
海軍上等兵曹 勲八	丸山 武雄	〃二〇・六・一六	比律賓	西谷郷角
陸軍伍長 旭八	升田 輝雄	〃二〇・一・二一	ビルマ シヤマ原国南方	中津中田
陸軍上等兵 勲八	的場 嘉盛	〃一六・六・二五	広島大ノ浦陸軍病院	柳井川鉢
海軍二等水兵 勲七 功七	三好 関五郎	〃一七・六・五	東太平洋方面	西谷名荷

陸軍伍長勲八	三好	昭二・九・二八	中国宝山県	西谷名荷
陸軍兵長旭八	三本守	〃二〇・八・二三	中国牡丹江省	中津中田
陸軍伍長勲八	光田数雄	〃二〇・七・二一	ビルマ ベネーベルゴン	西谷高野
陸軍上等兵勲八	水本福市	〃一九・一一・一二	朝鮮平壤第一陸軍病院	西谷名荷
陸軍伍長勲七	村上茂	〃一九・六・五	中国湖南省	西谷名荷
陸軍一等卒	室木源重	明三九・五・七	善通寺陸軍病院	中津休場
陸軍旭八	目戸歳松	昭一八・五・四	善通寺陸軍病院	柳井川永野
陸軍兵長旭七	目戸竹正	〃二〇・五・二九	比律賓ネグロス島	柳井川落出
陸軍兵長旭八	森岡豊	〃一九・一〇・五	ビルマ ビンレブ	柳井川松木
陸軍伍長旭八	森岡武雄	〃二〇・六・二一	沖繩本島	柳井川松木
海軍飛行兵曹勲七	森岡昱	〃二〇・九・一三	比律賓レガスピ	柳井川
陸軍准尉勲七	森岡鶴亀	〃二〇・四・五	比律賓ルソン島ボソポソ	西谷古味
陸軍伍長勲八	森岡竹道	〃二〇・八・一九	中国東安省虎林県	西谷古味
陸軍一等卒	森岡幾之進	明四三・五・一八	中国遼陽衛戍病院	西谷古味
海軍々属	山下武	昭一九・一〇・九	本邦西南方海面	柳井川落出
陸軍曹長勲七	山下末喜	〃二〇・六・一四	中国チチハル陸軍病院	西谷菅行
陸軍上等兵勲八	山下竹弘	〃二一・八・二八	中国江蘇省	西谷菅行
陸軍上等兵勲八	山下数義	〃一七・一二・一三	ニューギニヤ	西谷菅行

兵科官名	氏名	死亡年月日	死亡の場所	出身地
陸軍伍長勲八	山下隆夫	昭二〇・七・一三	ビルマ	西谷菅行
海軍一等整備兵	山地政市	〃一八・一一・二三	東支那海	柳井川永野
陸軍上等兵旭八	山地重隆	〃一六・一〇・二八	中国漢口	中津岩川
陸軍兵長旭八	山田友義	〃一九・六・一四	ビルマ	柳井川百ガ市
陸軍上等兵旭八	山田好信	〃一九・九・二一	比律賓ルソン島西方海上	中津旭
海軍兵曹長勲七	山田繁春	〃二〇・一・一八	ソロモン群島	中津
陸軍伍長旭八	山田盛市	〃一五・五・二六	中国湖北省通山県	中津旭
陸軍二等卒	山口鉄太郎	明二七・九・二〇	朝鮮龍山府野戰病院	西谷菅行
陸軍上等兵旭八	山口年広	昭一九・七・九	サイパン島	中津旭
海軍兵曹長旭七	山口市義	〃一八・一二・七	南洋群島	中津西村
海軍々属旭八	山中香	〃二〇・六・一八	北太平洋	中津
海軍兵曹長勲七	山本元喜	〃一九・一一・二一	台湾方面	西谷郷角
海軍兵長勲八	山本正弘	〃二〇・二・二五	海南島	西谷名荷
陸軍上等兵旭八	山本廣衛	〃一三・七・四	中国山西省	西谷名荷
陸軍兵長勲八	山本弥伊喜	〃一九・一一・二三	中国湖南省	西谷小村
陸軍上等兵勲八 功七	山本丑太郎	明三七・一一・二五	中国盛京省東鶏冠山北砲台	西谷小村
陸軍一等卒	山本道太郎	〃三八・一〇・一三	開原兵站病院	西谷小村

陸軍伍長旭八	山本仙太郎	昭一九・九・八	ビルマ	中津川之内
陸軍一等兵	山本清	〃二三・一・二六	柳井川鉢	柳井川鉢
陸軍伍長	山本定丸	〃二〇・六・二五	沖繩本島	柳井川鉢
陸軍兵長旭八	矢野猛	〃二〇・九・八	泰國アンボバイ兵站病院	中津旭
陸軍兵長旭八	矢野政美	〃一九・三・二二	ビルマ	中津西村
陸軍旭八	矢野志雄義	〃二一・一・二	中国牡丹江	中津西村
海軍機関兵長旭八	矢野正利	〃一八・四・二八	マキンタラワ島	中津西村
海軍上等機関兵	矢野美榮	〃一八・一・二五	葦島台湾沖	中津西村
軍属看護婦	矢野タマノ	〃二一・四・一五	自宅療養中	中津窪田
陸軍伍長旭八	吉岡進	〃二〇・三・二二	比律賓ルソン島マウンテン洲	柳井川落出
陸軍	吉岡重馬	〃二一・一・三〇	中国牡丹江	柳井川落出
陸軍々曹旭七	吉岡政雄	〃二〇・八・一三	中国牡丹江	柳井川永野
陸軍々属旭八	吉岡袈裟義	〃一九・五・五	本州南東海面	柳井川小黒川
陸軍輜重輸卒勲八	吉岡金吾	明三八・九・二一	満洲舎宮病院	柳井川小黒川
海軍一等兵曹勲八	吉田照義	昭一九・一・八	南方マロエラン	西谷中久保
陸軍二等卒	吉田安吉	明三九・八・一四	第一関東陸軍病院	西谷中久保
陸軍伍長勲八	吉田政之留	昭二〇・九・一	ビルマ野戦病院	西谷中久保
陸軍伍長	横川伊志岡	〃一四・五・八	中国江蘇省	柳井川落出

兵科官名	氏名	死亡年月日	死亡の場所	出身地
海軍々属 勲八	横川 鈴江	昭二〇・四・二四	佐世保軍港	西谷横野
陸軍一等兵	横山 三郎	〃一九・一・九	不詳	中津
海軍二等工作兵 勲七	和田 年未	〃一七・六・五	ミッドウェー島	中津窪田

土地税制

明治新政諸改革の中心は、土地制度を根本的に改革することであった。封建制から近代国家体制へ転換するためには、財政の基礎が確立されなければならない。当時のわが国としては、財源の主軸に、前農本制の延長として地租を置くほかに途はなかった。明治五（一八七二）年の人口三四八〇万人の国民拒税能力は、専ら土地利用（耕作主体）の稼ぎに求める段階である。だから明治新政当初において、土地の所有並びに課税制度確立が、取急される課題であった。

- (1) 地租改正の準備段階 明治三（一八七〇）年六月、神田孝平の田租改革建議。同年七月、畑方石高を金納に統一。翌明治四（一八七二）年五月、田方石高の金納を許す。その翌明治五（一八七二）年二月、封建期の農民保有地（高持）にそれぞれ地券を交付して、その「私的所有」を認める。併せて今後は、「土地永代売買」を認める。
- (2) 地租条例発布。明治六（一八七三）年七月、地租改正条例発布。課税標準は地価。税率は地価（法定）の三パーセントの定率。収納物件は金納とした。地租はその後、地価の修正と税率変更を見たが、制度の大本は動かなかった。昭和六（一九三一）年に至って、現実地価と法定地価とのへだたりによる不合理を無くすため、課税標準を「地価」から「賃貸価格」に改正した。

(3) この地租改正がもつ意義。封建期は、土地をつなぎにして、領主（藩主）と領民（百姓）は共同体であった。今期は地租改正法によって、土地は農民個人の「所有権の対象」となり、「資本化」した。そして資本主義社会体制が育つめばえとなり、土地を個人が持つことは、やがて「地主層」が生まれる素因をつくるに至った。ここで地主と小作者の純所得を比較してみる。この条例と同時に発布された「地方官心得書」でみると、田地一反歩収穫米一石六斗（四俵）、その小作米一石八升八合の代金（石三円として）三円二六銭四厘、地主側控除は、地租（地価四〇円八〇銭の三パーセント一円二二銭四厘）、村費四〇銭八厘、合計一円六三銭二厘で、残金三円二六銭四厘也である。つぎに小作者側、小作米支払後残量一円五三銭六厘、控除は種粃肥料代七二銭、後残金八一銭六厘である。両者の純所得比二対一となる。封建領主と農奴・農民の關係に較べて、この期の地主・小作者の關係は、両者の間に表面は、両者の自由な考えに基づく契約ができていたと言いながら、土地を所有する者の資格と、土地を耕作する者の資格の間には、著しい優劣のあることは、この土地税制が生み出した、半ば封建的なくみたと見るべきであろう。

(4) 税金に占める地租の比率 明治一五（一八八二）年六四パーセント、明治二〇（一八八七）年六三パーセント、明治二五（一八九二）年五五パーセント、明治三〇（一八九七）年三六パーセント、この年酒税四二パーセントで、地租を追い抜く。明治三五（一九〇二）年二八パーセント酒税五五パーセント、明治四〇（一九〇七）年三〇パーセント酒税四八パーセント、明治四五（一九一〇）年二五パーセント酒税四八パーセント。

(5) 土地税制の変遷 明治六（一八七三）年発布の地租は、本税は国税として国庫に収入された。しかしこの税制には、更に地方税として、諸種の附加税が重徴されている。府県税として地租附加税、市町村税としての地租割などである。わが村の「地租割」の跡を見よう。各年の記載順は (イ) 年度、(ロ) 地租割額、(ハ) 対年度村費比率の順である。

明治二二（一八八九）、地租額の六パーセントで三九円七二銭五厘、五〇パーセント。明治二三（一八九〇）、地租割の一四・三パーセントで九四円六七銭九厘、九パーセント。明治二四（一八九一）、九四円六七銭九厘、九・一パーセント。明治二五（一八九二）、九三円五九銭三厘、九七パーセント。明治二六（一八九三）、九三円九二銭四厘、九・二パーセント。明治三四（一九〇二）、地租額の一五パーセントの九〇円三五銭九厘、二・九パーセント。明治三五（一九〇二）、九四円八七銭九厘、三・六パーセント。明治三六（一九〇三）、一二七円、四・五パーセント。明治四〇（一九〇七）、一八三円六八銭、五・六パーセント。

なお昭和六（一九三一）年に、課税標準を地価（法定）から賃貸価格に改正。また国税の税目中、地租を酒税が追いつ越したのに対して、地租を地方税に移せの要望が起り、この動きに応じて、昭和二二（一九四七）年地租を都道府県に移譲した。更に昭和二五（一九五〇）年七月三十一日新地方税法が成立、地租は税目を「固定資産税」と改め、市町村独立税となる。同時に、地方税目中の附加税制度は全面廃止された。ほんとうに永い永い土地税制の苦慮の足どりである。

農山漁村民の低所得

。農民分解 先進諸国との友好関係が遅れたこと、そして後進国として国交上のいろいろな差別扱いに悩んだわが国は、この不利益から脱け出そうとあせった。軍事力すなわち国力と軽信した。国策の中心に強兵策がとられたのである。農民が納めた地租を主要財源とした国家財政は、主力を軍需面に運用した（軍事費 明治三三年国家総予算額の四五・七パーセント。昭和五年二八・六パーセント）。したがって、極く僅少の通貨が、農山漁村に環流して、われらの生活を潤っていたのである。働くことだけに生きがいをとらえていた山村農民にとっては、ぜにの顔を見るのは一年中で盆と正月だけ。山村の算用は年二回だけ。どこうちにも借銭がある。夜昼休まず働いて作った品物は、久万・松山の商人に買ったたかれる。村うちの数軒のうちには、ぜにが蓄えてあ

るが、村うちはぜにの大ひでりであった。村うちのぜに持ちから、月二歩で借りてくる。返すのは益・節期二回の区切りだから、返せにやその月はダブって一年一四か月。借銭は雪だるま式に利太りする。山村の百姓は、ぜに貸しと借銭もちに分かれはじめる。明治新政のおかげでやっとわが物となった土地は、借銭するとき抵当入りしているから、元元払わんとなりや、否応なしにぜに貸しのうちのものとなる。そこで農村は、土地を所有していて作らん大地主と、土地を持たんで作る小作とに分解した。前の封建期の惣百姓仲間は、同じ土地をはさんで、所有権資格者と耕作権資格者と、立ち向かう立場となった。この変貌、土地に関する社会的役割分担の変化と見るべきであろう。第一次農業恐慌の大あらしが吹き初めた昭和四（一九二九）年九月一日現在、わが村の小作率はつぎのとおりであった。旧柳谷村 全耕地面積七六七町歩 小作率四五パーセント。旧中津村 全耕作面積六九二町歩 小作率三五パーセント。

「ぜにがないので正月がでぎん。」こんな低所得農民社会に生れたのが「頼母子講」である。一見山村金融の救世主のようだが、講仲間間の利不利のへだたりは大きい。太るものは太る一方、細るものは細りきって身代限り（破産とも売り払いとも言う）する。一軒つぶれると、「受け判捺いた者」が芋蔓式につぶれてゆく。今日の「会社更生法」のような救済制度はどこにもない。倒れたうちを再興させようと、また頼母子がはじまる。これまた共倒れの基起しであった。組内・村内のほとんどが、その金主さま（総代・債権者）に田畑の所有権を譲渡して、自分たちは耕作権を保持することに転換する。この大きな転換のうねりは、社会のしくみがもたらした社会構成員が分担する社会的役割の切替と見るべきであろう。

。農業恐慌の嵐 村内で生産した農産物の殆んどを、貢租と自家消費に充てていた封建期には、不作・凶作は直ぐに供給不足を招いて、飢饉という社会混乱をひき起こした。しかし今期に入っては、農産物は商品化され、国の内外を

通じて、流通市場に循環することになった。すなわち資本主義体制下の法則性の支配を受けて、循環流通の安定と変動をあらわすのである。したがって農産物の需給異常などが、農産物価格の下落を招いて、農家の家計に大打撃を与える事態が起こってくる。これを農業恐慌と呼んでいる。今期に入って最も大きい影響を及ぼしたものは、昭和四（一九二九）〜同八（一九三三）年の世界農業恐慌であった。アメリカにおける大規模な農業恐慌が大もととなつて、関係諸国はその影響をもるに受け、わが村の農家にとつても、すべての農産物価格が大暴落した。そのため農家の担税力は落ち、村の財政は、支出緊縮を余儀なくされ、村吏員・村内教員の給与八分減俸を行った。

○柳井川村勤儉組合の結成 さきの農本の封建社会期の後半、わが村の百姓は、藩主（ご太守さまⅡ久松家）↓お代官↓大庄屋↓村庄屋から、「節儉と出精」のきびしいお触れ・お沙汰をいただきつづけた。「使うな稼げ」のきびしい鞭であった。しかし今、自由社会期に入っているとは言え、さきに述べたような低所得の実情では、否応なしに儉約―勤勉の途を選ばねばならなかった。明治二〇（一八八七）年、柳井川村の全村民が村民大会を開いて、「柳井川村勤儉組合」を結成し、「規約」を決議、二二六戸の世帯主全員署名捺印して、その履行を誓約している。つぎにその規約を詳記する。

柳井川村勤儉組合申合規約

第一条 此勤儉申合規約ハ来ル明治廿二年十二月三十一日迄各自之ヲ確守スベキモノトス

第二条 葬儀仏祭等ノ節ハ酒肴ヲ侷メ又ハ其饗応ヲ受クベカラズ。

第三条 旅行之節見立或ハ迎エト唱シ宴会等ヲナシ又ハ餞別土産等取遣リヲナスベカラズ。

第四条 年齢五十年以下ノ者ニハ絹布ノ上衣又ハ絹張傘、表付下駄ヲ用ウベカラズ。但シ帯襟類及羽織ノ裏地ハ絹布ヲ用ヒ上

衣ニ糸入縞ヲ用ウルハ勿論妨ゲナシ。

第五条 クシ・カンザシ・コウガイ及髪飾・指輪・キセル又ハキセル入レ・カイチユウ等ノ飾リニモ金銀其他価高キ物品ヲ用

ウベカラズ。

第六条 芝居其他諸ニギヤカ等ノ節ハ酒肴又ハ飲食物ノ取遣リスベカラズ。

第七条 婚儀年賀ヲ除ク外祭日祝日等ノ節ハ親セキノ外ハ来往スベカラズ。

第八条 婚儀・年賀・祝日・祭日等其他客ヲ招キ懇応ヲ要スル時トイエドモ下物五鉢以内トシ質素ヲ旨トスベシ。

第九条 無用ノ宴会ヲ為シ又芸妓ヲ宴席ニ侍セシムル等ノ事アルベカラズ。

第一〇条 朝ハ必ズ早く起キ夜ハ晩ク寐ネテ家業ヲ出精シ相互ノ怠慢ヲ戒ムベシ。

第一一条 平生万事ニ儉約ヲナシ銘々非常予備ノ為メニ金錢ヲ貯エ之ヲ駅停局ヘ預ケ入ルル事ヲ努ムベシ。但シ本文預込金額ハ本人ノ適宜タルベシ。

第二一条 乞食無頼ノ徒ニハ勿論接待或ハ善言ト唱シ他人ニ金錢物品ヲ与エ又ハ止宿セシムルコトナスベカラズ。

第三一条 飲食物ト雖モタワムレニカケ事ヲナスベカラズ。

近代化施策

(国民教育)

社会が近代化するには、物は豊かに、力は強くならねばならぬ。ではその要望はどうしてかなえられるか。答はひとつ。人をつくれば、物は豊かに力は強くなってゆく。近代化の土台に「人づくり」を据えたわが国は賢明である。成程わが国は、一民族一言語の国である。永い封建期に求心性・集中性の性情は養われたであろう。それにしても驚かされることがある。明治五（一八七二）年に学制が頒布され、それに基づいて義務教育が始められた。ところが明治三七（一九六二）年の本県統計では、就学率九四パーセント、出席率八五パーセントとなっている。すばらしい進みぶりである。この発展にはそれなりの理由があろう。無学である親たちが、せめてわが子だけには……と懸命になるのはそれは当然。けれどもわが国の行財政の熱の入れように驚くのである。明治二三（一八九〇）年一〇月三〇日教育勅語が出て国民教育の方針が明示された。同年柳井川・西谷両村合併して、柳谷村が誕生した。初代村長土居通誠提案の新予算が、新村会で審議議決された。予算総額一〇五一円五五

錢二厘、うちに占める教育費予算四一七円七一錢（三九・七パーセント）である。それから町村制に基づく二二年間の行政経験を経た明治四五（一九一〇）年、予算総額七四一五円三七錢、うちに教育費予算三三一六円五五錢二厘（四四・五パーセント）である。これらの数字は經常費である。校地の購入や整地、校舎の新・改・増築ともなれば、村民は膨大な村債を背負い込むことになる。ただに財政面ばかりでない。教員養成面では、師範学校は授業料免除、教員に人材を確保する特別措置としては、兵役法に短期現役制（師範出の教員は兵役入隊五か月に短縮）があり、恩給法には、加算特典（小学校・国民学校勤務者の恩給は、勤続一七年以降の年限に対し一五〇分の一加算する）などがとられていた。以上のいくつかのことから推察されるのは、国を挙げての国民教育普及努力が、わが国の近代社会化のあらゆる面に、予想を上廻る国力の集積となった事実を裏づけている。

予土横断道路

近代化社会は、従来からの農耕活動に、新しく工業化活動が加わり、両活動がつくり出す物と人が、商取引（流通面）の流れに乗って環流して成長する。孤島四国また、この規則性の例外ではない。瀬戸内のひろばと四国南帯を結ぶみちすじに、わが村は位置する。したがって古い期以来、その期その期にふさわしい道筋のはたらきを果たしてきた。官道といい、街道といい、それぞれの期待に応える役割を担ってきたのである。

この期に入って、瀬戸内沿線の新道は、早々に整備された。しかし四国山脈に阻まれた四国横断新道の開さく実現には、時日と努力の積み重ねが必要であった。この横断新道について、その構想と実現にかけた官民の努力の跡を尋ねる。

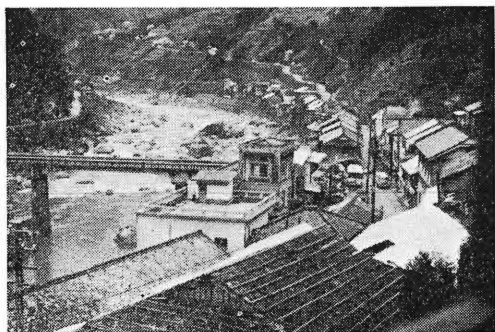
明治一七（一八八四）年。このころ讃岐・伊予合わせて愛媛県であった。同県三野豊田郡役所勸業係大久保謙之丞構想の「四国新道―今の三二・三三号線を合わせたいわゆるV字線案」と、上浮穴郡長松垣伸の構想した「予土横断

道路—今の三三号線案」とが、ほとんど同時に行政を動かす導火線となる。愛媛県令関新平・高知県令田辺良顕会谈によつて、予土横断道路事業着工を約定。六月二八日両県令連署で工事予定額五十四万円の半額国庫補助を内務卿に申請。内務卿から折返し、工事具体案整備方指令を受く。予土横断道路構想を、V字案に拡大、徳島県令酒井明の協力方のはたらきかけが奏功し、三県連合の四国新道構想計画として動きはじめ。明治一八年七月二〇日三県県令連署「四国新道開さく費御補助之儀ニ付稟申」上申書提出。工事費概算八七万四一四三円九四錢八厘也。九月八日 四国新道開さく認可。一月一三日 第一五回愛媛県臨時県会に一八年度支出金審議提案。

(第一次会) 原案同意採用演説五名……… 國の一本化・物産興起のため。原案廃棄主張演説六名……… 民間の窮状・租稅負擔のため。議長小林信近「議員として原案同意採用演説」ソモソモ此工事ハ三県ニ跨ルモノナリ。故ニ克ク四國ノ地形ヲ見テ而ル後工事ヲ起スカ必要ナルヤ否ヤヲ判断セザルベカラズ……… 四國ノ地ハ孰レモ山谷多キ故ニ其山間ニ埋没スル処ノ物産ハ四國ノ幅員ニ比スレバ實ニ其レ非常ニ多キ……… 本県ノ人民モコノ不便ノタメニ興スベキ産物ヲ興サズ開クベキノ物産ヲ開カザル者オビタダシカラシ……… 今吾川郡産物ナリ久万山辺リノ薪炭ナリ如何ニ海運ノ便アリトスルモ、ソノ海岸ヘ出ス通路ナシ、故ニ山間ノ薪炭材木等運搬ノ不便ナルガタメ之ヲ伐採スルトモ、出入相償ワナキコトアリ。如何ニモ今日ハ、人民衰退ヲ極メ居ルニハ相違ナシ。併シ乍ラ今日ノ事態タル決シテ百事退守ヲ主トスベキノ場合ニ非ズ。随分進取スベキノ事物モ頻繁ナリ。教育ナリ、土木ナリ、世ノ中ニ必要ナル者汎山アリ。故ニタトヒ民間ノ疲弊ナリトテモ其ノ疲弊ヲ挽回スル策ヲ講セズンテ、空シク手ヲ束ネ俟ツベキ時ニアラズ………」同意採用、廃棄主張激論二日に及び、表決の結果過半数一票超過で第一次会原案採用承認。続いて二次会、三次会辛うじて承認。

・新道開さく計画 伊予の分旧街道一七里一八町を一五里に短縮。工事区六区。重信橋のほか、久万川架橋四(落合・河口・久主下・落出)。明治一九年六月着工して明治二二年度完工予定。人夫労働時間一〇時間、三〇分休息三回、賃金月給九円以内、帽子・法衣支給。起工式 明治一九一四一七讚岐金刀比羅宮内で行う。県令関新平式辞「其れ

繁栄を図らんと欲せば、其策少なからずと雖も、四国に在りては、道路を開通し運輸を便にするに如くはなし。茲に於て三県相謀の、四州を貫通するの大道路を開さくするに至る。この工事たるや、一挙にして百益生じ、独りただに三県民の幸福のみならんや。則ち本邦の鴻益と言わざるを得んや。○工事遅延（三坂—久万間軟泥）延期の止むなきに至り、三年延長、明治二五年完工。○落出大橋架設中止、渡船に変更。明治二二年一二月県会に減額諮問原案承認—大正一〇年落出吊橋竣功まで、三〇年間渡船期となる。○街村落出生して発展する。予土横断道路が、松山から三坂峠までの区間竣工したのが明治二〇年、このころ、久主から梅木音吉が落出に移り構居、豆腐屋を始めた。これが落出の誕生である。やがて三坂峠—県境の工事が始まると、かねてから風早から行商に来ていた松田久吉は、土工達

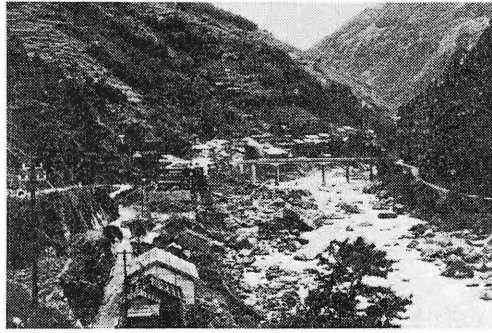


落出風景



国道改修前の落出中組附近

の炊事を引受けてこの地に定住した。松田旅館のおこりで、西谷・柳井川の生産物と、同地区住民の生活物資を一手に取扱う、下坂随一の大間屋「まつだ」として大繁昌した。道路完工の二五（一八九二）年ころには、大三嶋から来ていたでん大工の手になる街村の原型は建揃っていた。その後大正一〇（一九二一）年落出吊橋が架かる迄三〇年間渡船場として、節目（中継地）の役割をつとめる集落性は育っていった。村の各集落と結ぶ里道（落出と川前、落出と大窪谷、落出と立野、落出と稻村等々）も次々に開



落出（国道33号線著名の街村）

。新道開サク費用寄附之義ニ付願
土予間新道開サクニ付テハ右費用之内エ当村中ヨリ人夫ヲ以テ右ノ通り寄附仕度候尤モ各自寄附願ハ不日取纏メ差出候得共
先差当リ惣代ノ名義ヲ以テ此段奉願候也

明治十八年十月五日



予土横断道路に自転車走りはじめ

が雄々しく出る―街村落出のもつ個性は、やがて国道四四〇号線の改装と共に、北は村境から龍宮まで川をはさんで東町・西町のたたずまいとなる日に明示されるであらう。

。「新道開さくに関して地元から費用寄附」の記録を追記する。

通し、村のあらゆる活動体の拠点が、次々なだれ式にみな集結、傾斜三〇度もある立地条件を乗り越えて、戸数・人口は殖えつづけて来、そして殖え続けてゆく。種が大地に落ちて、芽

上浮穴郡柳井川村惣代

鈴木 貞衛

鶴井源五郎

松岡貞四郎

戸長

足利 純太

愛媛県令関新平殿

第六章 流通的自由社会期

一、人夫貳千貳百五拾人

上浮穴郡柳井川村ヨリ寄附高 尤明治十八年度ヨリ全廿二年度迄五ヶ年間ニ出夫ノ積リ前書願出之趣相違無之依而奥書致進達候也

明治十八年十月十日 上浮穴郡長 松垣 伸

書面願之趣聞届候事

但現夫ノ義ハ指揮次第可差出義ト可心得事

明治十八年十一月卅日 愛媛県令 関 新平 印

新道開サク費ノ内へ当村ヨリ人夫ヲ以テ寄附ノ義糞ニ出願ノ上御許可相成居候処不日出夫ヲ御命令相成候趣ニ付最早農繁ニ際シ一同出夫スルニ至テハ忽チ事業ノ障害ト相成候間右出夫ヲ金ニ換エ之ヲ三分シ期限ヲ以テ上納仕候様御許可相成度此段奉願候也

一金三百三十七円五拾錢

内人夫貳千貳百五拾人 沓人ニ付拾五錢

金百拾貳円五拾錢 明治廿二年五月三十一日限上納

金百拾貳円五拾錢 同年九月三十日限上納

金百拾貳円五拾錢 同年十二月廿五日限上納

明治廿二年四月十日

上浮穴郡柳井川村總代

松岡貞四郎 印

鈴木 貞衛 印

梅井 友次 印

藤田 松次 印

中村源太郎 印

上浮穴郡長 松垣 伸殿

上第二七号 願之趣聴許ス

明治廿二年四月廿日

上浮穴郡長 松垣 伸 附

平野 辻松 印

中村 忠蔵 印

鶴崎儀太郎 印

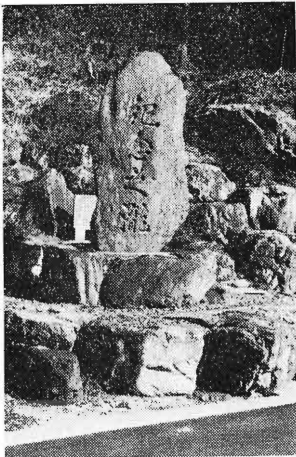
樋口吉次郎 印

。紀念之瀧 昭和二（一九二七）年五月二五日発行『中津の光』によれば

紀念之瀧は大字久主字大谷 県道の近くにあり。高さ五丈余の瀑布にして壯嚴を極む。県道土佐街道開さくの際 時の知事関新平氏之を賞して紀念之瀧と命名せられ、又村内有志も開通を祝福するため、此瀧及び附近の土地を関氏に贈り之を紀念とせり。爾後紀念之瀧と称するに至り、明治二十九年小牧知事は故関知事の同郷佐野常民伯爵に紀念之瀧の題碑を求め其の由来を刻し……………（以下不詳）とある。

碑文

故愛媛県知事関新平在任日 偶議開四国新道 貫通四国
為一大土工 其自高知達松山 中間経久万山險道通 行旅
商販大趣其利便 久万之士喜君斯举 吾課櫻秘泉幽道之地
一区 猷之旅君 以為游息之所 未幾君 以病
卒 今已十餘年矣 有志過其德 弗哀 建石其地 以
供紀念 請君同郷佐野伯爵 題碑 西字又囑余記其事
余風美君政績又嘉有志厚誼 因叙其梗概如此



紀念之瀧碑

明治二十九年九月 愛媛県知事 小牧昌業識

(二) 久万・梶原線の整備

国道昇格

昭和五六年、新緑映ゆる五月三〇日、国道四四〇号線昇格の祝賀会が、来賓をはじめ、多くの村人の参加によって、起点である落出において、盛大に開催された。栄ある祝賀会において村長近澤房男は、この昇格に最大の力を得た塩崎潤代議士をはじめ、関係各位に深く感謝のことばを述べるとともに、「本路線は、村にとって、産業・交通・文化の振興と、住民生活の根幹をなしているものであり、この路線にまつわる歴史は古く、久万・梶原線として、県道に認定された馬道の時代から、車道の開設、また延長へと、地域住民の悲願を負った、幾多の先輩諸氏が涙ぐましい努力を続けられ、ここに夢のような、国道昇格に至る礎を築かれたものであり、あらためて深く感謝の誠を捧げるものであります。」と、遠く先輩を偲び、この喜びをかみしめるとともに、今後、国道改良の早期実現に向かって、邁進することを誓った。

久万・梶原線、これは、国道四四〇号線として、昇格に至るまでの永い本路線の歴史の中で、この路線にまつわる喜怒哀楽はあまりにも多く、地域住民の脳裏に一番深く刻みこまれた名称である。当初は梶原・久万線として、認定されているが、あえて、久万・梶原線と呼ぶ。

西谷往還

西谷への道、それは、黒川の上流奥深く、古味に向かって、柳井川松木で岐れて、永野・崎山を越えて西谷に入り、郷角・本谷・小村・大寺を通して名荷の入口（西谷公民館のずっと上）のククリ松から、赤子（五黒発電所付近）に下りてまた登り、関のうねを越えて滝野へと、山山の上部のうね、さこを、それは遠い道のりであり、往古より西谷往還と呼んでいた。

現在の広域基幹林道西谷・日野浦線は、西谷地域方面では、当時の西谷往還おおかんにはほぼ沿った上部を通っている。昔は、道のことを里道りぢと呼び、これが村道に変わってきた。

明治二三年、柳井川村と西谷村が合併して、柳谷村が生まれた翌二四年には、予土県道が村の一端を走って、対岸の中津村へ渡り、土佐街道とも呼ばれた。

明治二五年、落出から川前・大窪谷の里道が着工開通されたと、里道にふれる村の初めての記録である。おそらく「松木御城下」と呼ばれた、村の政治、経済の中心地から、土佐街道への里道がつくられたものである。

このころから、一〇年もたつて、明治三五年一〇月、村会では、大字柳井川永野から、西谷に通ずる人馬道の里道開さくについて、熟考しようという協議がなされている。とすると、永野くらいまでは、もうそのころ馬道が開通していたようである。

九尺道路開設計画

それから熟考すること四年、日露戦争も終つて、明治三九年一月ようやく西谷往還の里道について、三代村長大窪傳次により、当時としては、驚異的発想と思われる、九尺道路の開設計画が村会で議決されている。

(会議録抜すい)

柳井川落出ヨリ、西谷菅行ノ奥、柵小屋林道ニ接続スル里道改修ノ件

一、路線ハ、測量ノ出来得ル限り、他ノ部落モ通過スルヲ要ス、但シ道路ノ幅ハ九尺トシ、車ノ通ズルヲ要ス。

二、測量手雇入レ実測ノ上、経費ノ如何ヲ鑑ミ、成功期間ヲ定ムルモノトス。

三、里道改修ハ、大字限り負担トシ、各大字ニ於テ改修スルコト。

第六番議員、藤田松次ハ、路線ニ付キ、出来得ル限り、多クノ部落ヲ通過スルト云フハ非ナリ、落出ヨリ川前ヲ経テ、永野

ニ至ル如ク、可成リ近キ方ヲ至当トスト述ブ、第九番議員、鶴井菊太郎ハ、原案賛成ヲ述ブ、三番議員、室木嘉吉、六番説ニ賛成シテ、議題トナル、議長ハ第六番説ト原案ニ付キ、議決スルコトヲ宣告シ、六番議員ニ賛成者二名、原案賛成者八名ニシテ、六番議員説消滅シ、原案ノ通り多数ヲ可決ス。(當時の議員氏名は、政治編参照)

當時小田深山衞小屋へは、現在久万町の落合から、大野ヶ原陸軍演習場のため、開設された砲車道が林道となつていた。落出から、菅行の奥まで、里道を改修して、九尺の車道にしてこれに接続する。日露戦争、戦勝の氣運に燃えていた時代の考えであらうか。県費の補助申請及び運動に要するとして、二五〇円(現在の九八〇万円に相当)の借入れを行っている。しかし、運動がどのように行われたかは不明であるが効を奏せず、断念しなければならなかつたやうであり、七年後の明治四二年九月に至つて、またもとの馬道開さくになつた。

馬道計画

「落出、土佐街道分岐点ヨリ、大野ヶ原車道ニ達スルヲ終岐点トシテ、馬道開鑿^サヲナシ、是ヲ幹線道路トシテ、川前ヨリ高地休場ヲ経テ、休場ニ至ル枝線馬道ヲ開鑿^サスルコトトス。」と決定した。そうして、馬道開さく工事費として、金五〇〇円(現在の一七〇〇万円相当)を借入れることを決め、大字西谷の議員の要求によつて、その着手期限を、明治四三年三月一〇日と決定することによつて全員賛成した。ところが、その後、馬道開さくは測量して認可を要するとされ、なかなか着工に至らなかつたようである。

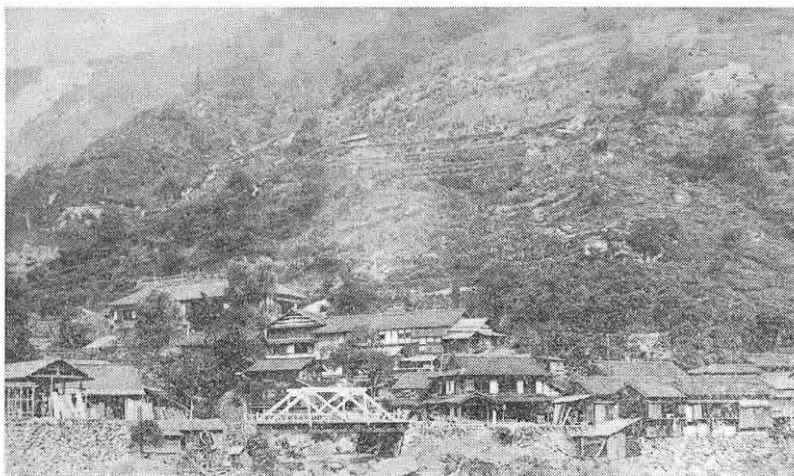
柳橋改修

里道の改修について、多くの谷の橋梁が難関となつていた。その大きな橋梁の一つに、落出トチ谷の柳橋があり、この橋の改修が明治四三年九月、柳橋は落出橋と改名されて改修された。

落出橋の改修については、幸いにして、当時黒川第一発電所の建設中であり、次のように、伊予水力電気株式会社ならびに、才賀藤吉より、多額の寄附を受け、また、柳井川、西谷の住民からもそれぞれ寄附をしている。

落出橋総工事費

八三一円二六銭六厘(現在の二六〇〇万円相当)



落出の風景（明治43年9月、トチ谷に落出橋架設される。一番上の建物は、落出高等小学校）

寄附金

伊予水力電気株式会社社長 才賀藤吉 三〇〇円
大阪市東区今橋四丁目 才賀藤吉 三三一円二六銭六厘
大字柳井川 銚石武吉外三〇四名 一〇三円四〇銭
大字西谷 松井伊藏外二八〇名 九六円六〇銭

馬道開通

明治の時代も終わって、大正も早、三年の一月月を迎え、ようやく里道を馬道にするための、測量が行われた。落出、古味間約六九八三間（二・七キロ）について準備道路として、四か所四二九間（七七二メートル）が先ず改修されることになり大正四年から着手されたようである。

落出・川前間の改修については、明治四二年に九尺幅の車道に改修するよう決っていたが、約八七三間（一五八七メートル）の改修が、大正三年度に行われ、川前部落は伊予水力電気株式会社から、貰った一四七八円八三銭七厘（現在の四六九六万円に相当）を寄附している。馬道の開さくについては、村の財政は極めて貧困の時代、地区部落民の寄附や、勞力奉仕によって行われたものであり、各部落ごとに、区域を分担して事業が進められ、その推進役となった村会議員や組長、また住民の勞苦の

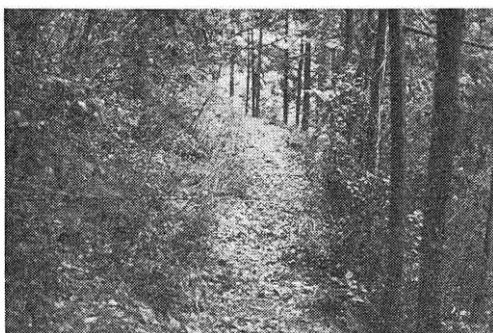
程がしのばれる。馬道が古味まで、全線がどうやら完成したのは、大正九年であろうと思われる。

明治三九年、柗小屋林道への車道開設を夢みてから、もう一四、五年も過ぎて、やっと二メートル幅の馬道がつき、人々は喜んだ。これから西谷往還は新しい馬道の時代を迎えたのである。

大正九年には村道西谷線として道路元標（川前旧役場前）から古味森岡勇次郎宅前までが認定された。落出から川前へ、旧役場前を通って、ヒウチ谷を永野へのぼり、部落の中をすぎて崎山を通り、八釜のうねをこえてから、ほぼ現在の道路沿いに古味までの遠い道であった。

人々は歩いた。古味から落出まで、当時の馬道の道程は、一二・七キロ、約三里となっている。歩いて四時間もかかったのではなからうか。無医地区の西谷、人口の多いそのころ、病人も多かった。生竹を割って三角に曲げ、戸板を置いてかき棒を通し、その上から毛布を掛けて、隣近所の人たちが、かわるがわる病人をかいて（かついで）出る。朝出ても、昼に落出の医者に着くか着かないか、昨日も今日もと西谷から病人をかいた人の群れが、馬道を通った昔の姿を思い出すと、沿線部落の古老は語る。

西谷馬道、林の中を曲りくねって、夏の若葉のかおり、秋は落葉に埋まり、道端のすぐそこには、山芋の葉っぱが黄色くいくらでも見られた。当時、木材をはじめ、ミツマタ・雑穀など生産物の搬出も、また生活物資の搬入も、全部が、主として馬の背によった「駄賃持ち」、あるいは、「馬方」といわれる多くの人たちが、毎日往来していた。途中で荷を積んだ牛馬に会うと、馬道のあど



名残りをとどめる旧西谷馬道

に、よければならないような場所も多かった。悲喜こもごも、人々にとって思い出多き西谷馬道も、いまはもうわずかに、その名残りをとどめているにすぎない。

県道認定

大正一〇年代になって、その年の一〇月には、土佐街道に、仁淀川吊橋（落出大橋）が架設されて、落出の渡し舟は、土佐街道開設以来三〇年余りにして姿を消した。

このころになると、落出を接点として、高知県の野村自動車と、松山の三共自動車が提携して、フォードの乗用車で五人くらいを運ぶ、松山・高知間の自動車が営業を開始し、一年には、中央自動車の松山・久万間に定期便が開通するなど、自動車時代到来の兆しが見えるようになって、西谷線の車道開設が再燃した。地芳峠をもって隣接する現在の梶原町に通じるよう、県道認定をめざした。

大正一一年八月二四日、村会に初めて、土木委員を設置し、次の四名を初代委員に選挙した。現在の産業建設常任委員に当たるものであろうか、当時は土木を専門とした。

室木英雄 兼井兼太郎 丸山鶴蔵 近沢一美

続いて、県道久万・梶原線期成同盟会を結成して、高知県梶原村と提携し、その運動体制を整えた。

時の村長藤田順吉は、土木委員並びに期成同盟会委員とともに、県議、代議士を動かして、運動を続け、また、高知県側の認定を、足掛りとするべく、梶原村と合流して、高知県会へまでも運動に参加したという。かくして大正一二年度において、梶原・久万線として認定されることとなった。

運動費訴訟問題

昭和九年一月一九日の村会で、村長永井元栄は諸般の報告で「梶原・久万線運動費大字西谷負担タルベキ額ニ付キ森岡勇次郎氏対丸山鶴蔵・渡部石太郎貸金取立訴訟問題へ、従来ヨリ、委員会及村会に於テ、常ニ御配慮ヲ煩シ居タル所、遂ニ円満解決ヲ見ズ、来る一月一九日公判トナリタル次第ナリ、然

レ共 是ヲ以テ 事件ハ終了シタルモノニアラズ、禍根ハ、将来ニ残ルモノナレバ此ノ上解決ノ為ニ努力アラン事を望ム」と述べ、また、昭和一四年一二月二八日の「村会議事録」には「鶴井浅次郎議員ヨリ渡部石太郎、丸山鶴蔵、藤田順吉諸氏ノ、本線に関シ払ワレタル犠牲ニ対シ、此ノ際緩和ノ方法ヲ講ズベキニアラズヤノ意見ヲ述ベソレゾレ意見ノ交換ヲ行フ」と記されている。

そもそも、本訴訟問題の真相はつまびらかでなく、当時の久万・梶原線運動衰史として秘められている。当時、県道認定を成功するためには、村長をはじめ、西谷議員がその運動の中心となった。丸山鶴蔵・渡部石太郎・近沢一美らが主となって行われ、松山・高知方面における運動費は、相当多額にのぼったようである。もちろん公費も支出されているが、運動を続けているうちに大字西谷負担の額は、森岡勇次郎に対する丸山鶴蔵・渡部石太郎兩名の借用証となっていたと言う。本人はその借用証に捺印した覚えのないことを主張し、借用証をめぐる裁判が行われたようである。しかしまさしく、本人の印鑑が捺印されており、丸山・渡部の敗訴となった。これが支払いの金額は不明であるが、丸山鶴蔵は、自己の財産である田畑を処分して、返済したと言われ、多年にわたって家をもかえりみず、久万・梶原線運動に没頭し、その果の犠牲はいたましかつたといわれている。

改修事業容易ならず
県道認定が成って、同年六月一七日村会は次のように議決した。

久万・梶原線工事着手ニ関スル件

本線工事着手ニ関シテハ、大正一二年度ニ金五千元（現在の四三〇〇万円に相当）ヲ予算ニ計上シ、内一千元ハ村有林ヲ処分シ、其ノ残額二分ノ一宛ハ村費及ビ大字西谷ノ負担トシ、不均一（反別割）ヲ賦課シ充当スル。

県道認定はされても、改修工事は村単独で実施しなければならず、その地元負担の過重さがうかがえる。

大正一三年二月、村会は、久万・梶原線速成に関する実行委員として、永井元栄・鶴井浅次郎を選挙した。県費助

成について 強力な運動を続けながら、村の単独事業継続を余儀なくされ、大字西谷内部においても、地元負担である特別税（反別割）の納税が困難となってきた。

大正一五年度の当初予算審議においては、村会においても地元西谷議員の反対があるなど、当時のきびしい動きを見せている。

（会議録抜すい）

一二番議員

四款土木費五千元ハ、久万、梶原線ニ対スル寄附金デスカ。

議長

左様デアリマス。

一二番議員

土木費五千元ニ対シ、私ハ不賛成デアリマスカラ、本年度ハ何トシテモ事業ヲ中止シテ貰イタイ。

七番議員

寄附金四千五百円ハ是即チ久万、梶原線土木費ト思イマス。此ノ事業ニ付テハ、二番議員、三番議員ニ願ツテ

居リマシタ、其ノ経過ヲ御報告ガ願イタイ。

議長

之ニ付キマシテ、三番議員ヨリ 報告ライタシテ貰フ事ト致シマス。

三番議員

其経過ニ対シ詳細ノ報告アリ。（内容不明）

七番議員

只今 三番議員ヨリ 御説明ノ末行ニ有リマシタ、特別税反別割徴収ハ、不均一の徴収デアリマスレバ、名荷

組ハ、部落拳ツテ今ニ納付ラシテイナイ。又第四期ノ戸別割モ未納デ有ルト云フガ斯ル事ハ、納税上ハ勿論、

円満上誠ニ欺カハシイ事デ、当局者に於テモ、相当御考ヘナサツテ居ル事ト思ヒマスガ、何ラ云フ御考ヘカ当局ノ御意見ヲ承リタイ。

議長

七番議員ノ御質問ニ対シマシテハ、名荷部落ハ今ニ不納シテ居リマスガ 部落拳ツテノ滞納デ有ツテ、其事情

等ヲ調査シテ了解ノ上、事円満ニ解決ヲ致シタイト考ヘマシテ、過日、名荷部落民ノ集合ヲ願ヒ、其ノ際出張

シテ、種々意見ヲ聞キマシタガ、同部落民ハ、道路ハ村開発上是非必要デ、不賛成デハナイガ、シカシ今日ノ

不景氣ナル場合、負担ニ堪ヘラレント、百人百出デ有リマスノデ私トシテハ、道路ハ必要ナ今、経済ノ不況ニ

付キ、負担ニ困ルト云へ共、其ノ負担力ハ充分アルモノト思ツテ居リマス。ソレデ 不調ナレバ、法ニ依リ処分ノ方法ヲ執ルヨリ、致方ナイト思ツテイマス。

二番議員

私ハ此際各議員ニ伝ヘラレタキ希望ガ御座リマス。御承知ノ如ク、歳出臨時部第四款土木寄附デアリマスガ、本村ハ土木計画ヲ數年前ニ立テ、其ノ後各位ノ熱誠ナル御協力ニ依リマシテ、久万・梶原線ガ生レ、既ニ大正一四年度ニ於テ工事ニ着手スル迄ノ運ビニ到リマシタ事ハ、誠ニ村發展ノタメ、至極結構ナ事ト存ジマス。然ルニ、一五年度に於テモ反別割ヲ徴収シ、事業進行スルコトナレバ、未ダ其ノ税ヲ滞納シテ居ル処モアリマス事デ、此ノ点ニ付イテハ、理事者ニ於テモ、熱心ニ着々ト整理シテ、戴イテ居ルト思ヒマスガ、本土木費ハ、實ニ重大ナ問題デアリマスル故、私ハ前ノ如ク、動議ヲ提出シマシテ、半数ノ賛成者ヲ得ル訳デアリマスガ、斯クノ如ク重要ナル問題ハ、是非満場一致デ、原案ニ賛成シテ貰イタイモノト希望シテ止マナイモノデアリマス。

議長

只今、二番議員ノ申サレマシタ如ク、一四年度モ斯クノ如ク進ンデ参ツテ居リマスレバ、今年ノ予算ニ於カレマシテモ、是非満場デ原案可決ニ考ヘテ貰イタイモノデアリマス。然ル故ニ、休会ヲ致シタノデ有リマスレバ、各位に置カレテモ、充分御考ヘ下サイマシタ事ト存ジマス。

以前ニ於テ満場一致デ可決シテ、本年度ハ一致セストナレバ、今後ノ事業遂行上ニ於テモ面白クナク、又村会ニ於テモ 賛否同數ナル事ハ、例ノ無イ事デモアリマスレバ、何ントカシテ満場一致デ可決ヲ願イタイノデ有リマス。

こう述べて、本村会の議長である 村長藤田順吉は一息ついた。予算村会は、二月二六日に開会されてから、不眠不休の状態で、四日目の三月一日、久万・梶原線の土木費について、一二番議員を除いては、全員賛成にこぎつけたのである。

大正時代においては馬道が開通し、それが県道に認定されたものの、その改修については困難をきわめ、まだ車道

開設に向つての見通しもつかぬまま、久万・梶原線は農村恐慌きせうきやうにあえぐ、昭和初期を迎えた。

地元負担である反別割納税問題は、ややもすると、他の部落まで影響しそうな状態にあった。

昭和二年一〇月一四日の村会では、西谷議員から、久万・梶原線の改修費については、村は起債をもつて、速みやかに完成されたいと建議し、理事者は、充分償還方法などを調査して発案すると答えている。この間においても、県費予算獲得について、運動は続けられており、期成同盟会へ三五〇円（現在の三〇〇万円に相当）を支出している。

当時の政界は、政友会と憲政会とが政権を争つて、その政争は熾烈しりてつを極めていた時代、県会議員選挙は大きく道路事業に影響していた。その当時の我が村は七〇パーセントが政友会であつたと言われ、為政者はその判断を誤ることなく、事を運んだことは、今も昔も変りなかつたようである。

昭和三年度予算村会は、二月二八日に開会されてから、三月三日まで、五日間に亘つて審議が行われ、その論議の焦点はやはり、久万・梶原線の事業費である。

予算原案に計上の事業費七四〇〇円を、四万二〇〇〇円と増額する修正案を提出した西谷議員、論議は論議を呼んで治まらず、やつと五日目、柳井川議員の修正案・事業費を一萬五〇〇〇円（現在の一億二六〇〇万円に相当）とすることが、過半数で議決された。当年度の歳入歳出予算の総額は、四万四四九六円（現在の三億七四〇〇万円）であり、久万・梶原線の事業費はその三〇パーセント近くを占めていた。当年度の予算が動き始めようとする六月村会、村長藤田順吉は、久万・梶原線陳情の経過について「県においては遠からず本格的な測量に着手しうる模様であり、また、梶原村方面においても高知県において実測に着手する模様である。」と述べた。

オリオへ着工

こうした動きの中で、昭和二年度から着工していた、西谷の古味橋架設を見、また当年度において、西谷方面の入口である字オリオにぼつんと二八〇間（第一期工事、五〇〇メートル余り）の県道改

修が行われた。経済不況、政争、まだまだ強かった当時の大字意識、どうしても第一期工事を、西谷地区に着工したいという住民の執念によって、落出基点からという案にどうしても賛成せず、サカイノを越えて、鍬入れされたのであるという。

昭和五年度には、いよいよ落出基点から、延長六〇四間（二〇八八メートル）続いて六年度には二五落出基点より改修始まる

昭和五年度には、いよいよ落出基点から、延長六〇四間（二〇八八メートル）続いて六年度には二五〇間（四五〇メートル）が開設された。第三工区である川前部落の用地交渉に当たっては、現在の通称公園附近における迂回個所では、耕地面積が多く潰れ、それに県の買収費は低廉なるとの理由で、村へ補償の要望強く、交渉が難航したようであるが、久万・梶原線の重要性に理解ある地主の人々によって解決をみている。

匡救土木事業適用

このころ農村不況の旋風は吹き荒れて、国は農村救済のため、時局匡救土木事業と称する制度をつくった。昭和七年度に至って県は久万・梶原線を本事業の対象として取り上げた。

現在における辺地対策、過疎対策事業などのような諸事業に、失業対策を併せたようなものであったのである。村会は六名の委員を選任して、新しい制度の推進に取組んだ。「一〇月二六日の議会で、村長は、会議に先だち、土木委員と共に県庁に出頭して、匡救土木事業について、大字西谷においても分割して、施行できるや否やを質したる経過・及び本県道を引続きヒウチ谷まで、改修方を陳情したことを報告した。」と議事録に記されており、本事業について、分割して西谷方面でも着工できないかと、委員ともども県庁におしかけたものと思われるが、経過報告の内容は不詳であるが、その後の状況からして、分割方法は不可能だったものと想像され、改修事業はまだ、川前ヒウチ谷までは、とても及んでなかったようである。

同日「時局匡救土木府県道梶原・久万線改修工事を柳谷村において、請負せんとす、総工事費八二五六円（現在の

八〇〇万円に相当、村長は匡救事業なるが故に、内務省及び、県の方針に従い、村において請負、直営工事として施行する旨を説明、満場異議なく可決した。」とある。

就労者組合もめる

そうして翌二七日の議会では、附帯決議として、予算全部をそのまま、村内就労者全部を以て組織せしめたる組合に委託して、工事を完成せんと議決しており、失業救済の趣旨が現われているようである。ところが、工事の執行方法について、またもや混乱が生じることとなった。十一月四日、村会を開いて藤田村長は「栲原・久万線工事着手に關し、過日の村会において、工事の執行方法については、土木委員会に於て、審議すべく決定したので、去月二八日土木委員会を開き、村内各大字に団体を組織せしめ、工事を二分して下請なさしむる方針を決定し、同月三〇日村内組長を招集し、その案を示したところ、大字西谷は是とするも、大字柳井川は不可とする説により、一致を見ず、故に一応各組に之を諮り、其の結果を代表者をもって、十一月五日報告せんことを求めたり、而して十一月五日報告によると、柳井川は前回説を変更せず、西谷は団体の組織を終了したる報告ありて、妥協の余地なく、村長は、大字西谷に対し、一団体に賛同するよう、一応協議を求め、その結果を一〇日に報告ありたるも、何等変化をみず、故に一一日更に土木委員会を開催し、この上は村会に於て、慎重協議するを可とする旨決し、ここに本会議を招集したものである。」と述べた。

村会においては、先に就労者組合は一組織とすることを決議しているにもかかわらず、土木委員会は、二つの組織とする方針ですすめたため、大字西谷は直ちに団体が組織され、それを困難とする村の方針で、その団体の解消をめぐる論議を呼んだ。かくして、匡救土木事業による、栲原・久万線の工事執行方法について、村会は九月以来一〇回も招集されて、十一月二七日の村会においてようやく次のような決着を見るに至った。

大字西谷より、団体を解消するについての条件として、強く村当局へ迫り、村は先の附帯決議を取り消すとも

に、請負金をもつて、万一不足を生じる場合の補填金は、特別税（反別割）を充当せず、ほかの一般歳入をもつて、これに充てることを議決したのである。ちなみに、後年、本年度施工の直営事業において、五三〇円（現在の五一八万円に相当）内外の欠損を生じたことを報告している。

永野、古味開設に曙光

あれこれと難問題を繰り返しながら、久万・梶原線も昭和一〇年代を迎えて間もなく、永野部落の端まで、ようやく改修された。落出から約四キロ、古味までの三分の一にも達しない、着工以来六、七年もかかっている。いつの日か古味まで、改修されることがあるのだろうか、西谷部落民の望みも、はかなくならんとするところ、幸いなるかな、伊予鉄道電気株式会社による第四、第五黒川発電所の建設計画によって、曙光が見え、一大転機をもたらした。しかしこれをめぐって、久万・梶原線の道路史上最大の波瀾を巻き起こすこととなる。

この時代、村では久万・梶原線問題もさることながら、教育に関する諸問題、中でも柳谷第一尋常高等小学校の黒川への移転統合問題などが、勃発せんとする矢先であり、あらゆる難局に向って、昭和一〇年二月、八代村長高岸勝繁が就任していた。日華事変が始まって間もないころ、昭和十二年二月、村長高岸勝繁は、伊予鉄道電気株式会社社長太宰孫九との間に、第四、第五黒川発電所建設に伴う協定を結んだ。

その条件の中に久万・梶原線の開設が明記されている。

（協定書抜すい）

協定書

一、乙八県ノ諮問ニ対シ、甲ノ第四、第五黒川発電所建設ニ関シ、何等異議ナキ旨ノ決議ヲ為シ、其ノ旨県へ答申スルモノトス。

二、甲ハ甲ノ負担ニ於テ 府県道久万・梶原線中、現在改修終了点ヨリ、柳谷村字古味古味橋ニ至ル区間ヲ、巾員九尺トシ 県ノ認可ヲ得テ改修スルモノトス。前項改修ニ要スル用地ニ関シテハ、県ノ査定シタル金額ヲ以テ 乙ヨリ甲ニ提供スルモノトス。

(三、四、五 省略)

前記ノ通り、協定セシコトヲ證スル為、正本式通ヲ作製シ、協定者各一通ヲ 保持スルモノトス。

昭和二年二月一〇日

協定者

甲 伊予鉄道電気株式会社社長 太宰 孫九
乙 上浮穴郡柳谷村長 高岸 勝繁

立会者

県会議員 新谷善三郎
愛媛県経済部長 山田 俊介
愛媛県土木部長 千葉 男

この契約の締結について、村会は交渉委員を選任し、村長とともに、会社との交渉を有利に導かんと、県会議員を動かし、また県当局の協力を得て、交渉に当たった。

幅員九尺という会社案に対して、一二尺道路を開設するよう主張し、長期にわたって交渉したけれども、結局九尺道路で、村長は妥結せざるを得なかった。それにしても車道開設は、住民にとって一大朗報であり、発電所建設に大きく期待した。

昭和十三年一月七日の議会、「村長は久万・梶原線改修に関し、本線未工区間を、幅員九尺をもって、施行する

べく、先に交渉が成立しているが、これを村長において一二尺巾と変更すべく交渉し、その成立を見たる上は、拡張の分に対し、幾分の村費を支出するも差支えなきやを議会に諮り、満場異議なく、近沢・永井両議員より、本線幅員は一五尺を最も希望するものであるが、これが延長、または完成を一日も早く希望する次第であり、一二尺にしても差支えなきをもつて、早く完成されたき希望を述べた。」と記されている。

このことから、村長は一二尺道路の実現に向つて、最善の方策を検討していたようである。

西谷の決議

そのころ大字西谷においては、一二尺道路の実現を願つて、大字会を開き、その決議をもつて村当局へ陳情している。

決議録

昭和一四年三月一一、二日両日ニ涉リ、伊予鉄道電気株式会社ガ西谷ニ於テ、施行スル事業ト、道路改修ニ対シ、大字会ニ於テ左記ノ通り決議ス。

- 一、伊予鉄道電気株式会社事業ニ対シ、大字村民ハ、好意ヲ以テ当ルコト。
- 二、久万、榑原線改修ニ付イテ村会ノ決議ニ基キ幅員拾式尺ヲ絶対ニ要望ス。
- 三、路線ハ前ニ、県土木課ニ於テ、測量ニヨル路線ヲ、絶対ニ採用スル事。
- 四、右ニ付イテ、実行員ヲ定メ、村当局及ビ県ニ対シ、陳情ナス事。
- 五、右目的ニ達セザル場合ハ、個人トシテ土地ノ交渉ニ応ゼザル事。
- 六、以上ニ対シ陳情等ニ要スル費用ハ、大字費ヨリ徴収スル事。
- 七、道路改修ニ対スル陳情実行委員左ノ通り選定ス。

大字総代

組長

大西 房吉

全

松井 良雄

右ノ通り決議ス。

昭和一四年三月十二日

(大字西谷各組長 伍長四〇名署名)

同年四月三十日 村会を招集して 村長は次のように述べた。

「久万・袴原線について、三尺の拡張費は村において負担し、会社に施工さすことになりおりたるも、本路線の迂回並びに、路線が旧道を形取っていることは、大字西谷総会の意見として、認容できざる陳情ありたるにより、三月二七日、大字西谷の陳情委員とともに、県庁に出張して、経済部長、土木課長、宮内技師に面接、西谷の意見を陳情したが、考慮を払うとのみの回答を受けたり。其の後宮内技師より、迂回を避けるために更に、一〇、〇〇〇円を増加して、五〇、〇〇〇円(現在の一億九八七〇万円に相当)を負担することを、村は承認できざるやの内意を表明されたり、よって土木委員会に、西谷陳情委員の代表三名を招致して、西谷の内意を確めたるも、決議の貫徹を希望し、右内意承認なき見込みであり、県よりその回答について催促ありたるも、いまだ村内の協議纏まらざるに付き、その猶予を乞うているところである。」

当時の改修計画では、永野部落を過ぎ、谷を渡ってから、迂回をして、上を通っている旧道につなぎ、それを改修していくことになっていた。これを現在のように、水槽付近を通り、福地藏附近の難工を経て、八釜附近で旧道につ

	組長	西川 津賀根
村会議員		高橋 教馬
全		村上 義春
全		近沢 一美
全		西森 義元

なく、この案を要望したものであり、工事費に莫大な差があったことがうかがえる。

五月三日、再度西谷の大字会を開き、議員、組長が集って村と協議を重ねたが、あくまでも要望について譲歩せずものわかれとなった。

五月二三日の村会で村長は、「現在までの経過をふまえて、今後村として執るべき方針に関し、村会の意見を聞きたい。」と述べた。「四囲の情勢より察するに、伊予鉄は着工の意志薄らぎたるにあらざるや。」「本県道問題については、交渉も久しきに及びたる今日、県の調停に委して、速やかに解決すべきものと信ず。」「最善をつくして努力したる結果、取るか捨てるかの場合には大字西谷としても、譲歩すべきと信ずるもまだ尚早にあらざるやと思うから、今一段力を入れて、最高最善のところまで当局において進められたし。」と各議員はそれぞれ意見を述べ、またもや村長の東奔西走とうほんせいそうするところとなった。村長は改修費村負担金五〇、〇〇〇円を極力減額して、早急に議会の一致をみるため、会社と交渉を続ける一方、県の調停を求めて、県庁へお百度を踏み、また武智代議士を動かした。

相田裁定案

村長の努力が実って、当時の県会議長相田梅太良（現在の砥部町原町）の調停乗出しを受け、その裁定案が示された。

裁 定 書

- 一、伊予鉄道電気株式会社ニ於テ、久万・榑原線ヲ昨年一二月二三日付ヲ以テ改修許可ノ処、該設計書ノ内、村ノ希望ニヨリ、勾配改良六ヶ処ノ内第一号及ビ、第二号ヲ会社ニ於テ、金壹万貳千圓也ヲ以テ、変更施行スル事。
- 二、許可道巾九尺ノ処村側希望ニ依リ金四万圓ノ範囲内ニテ、一二尺巾ニ変更拡張スル事。
- 三、前条道巾拡張ハ県改修終点ヨリ、約千七百米（馬道取付）ヲ金貳万貳千圓ニテ施行スル事。
- 四、残額壹万八千圓也ハ、前項終点ヨリ、難工事ヶ処ヲ除キ連続的ニ拡張スル事。

五、前条工事ハ、県命令ノ施行期間ヲ遅延セシメザル範囲ニテ、野上組ニ追加施行セシムル事。

六、第二条ノ工費四万圓ハ、一時会社ニ於テ立替ル事。

但シ元利償還方法ニ付テハ、会社ト村ニ於テ協定ナス事。

此裁定書ハ、式通ヲ作製シ、村及ビ会社ヘ送付ス。

昭和 年 月 日 (裁定書日付は最終的には昭和一五年二月七日である)

愛媛県会議長 相田 梅太良

県会議長は、解決を容易とするために、この裁定についての覚書まで示した。

覚書

一、県道久万・榑原線改良拡張工事に関し、昭和十五、六年度に亘り、県費を最小限七千圓支出せしむる事。

一、村希望の改良線の内第四号は別途考慮の必要あるに付、異論あるやも一委せられたき事。

一、全村計画の道路、大なる支障を来たさざる程度とし、完成せる時は、犠牲者救済の意味にして、相当額の寄附をなさしむること。

右誓約候也

昭和 年 月 日 (裁定書に同じ)

愛媛県会議長

伊予郡原町村 相田 梅太良

上浮穴郡柳谷村長 殿

昭和一四年も暮れんとする一二月二六日の村会で村長は、相田県会議長の裁定案を示して、満場熟議されたいと述べ、引続き二七日開会したが、当日の村会は荒れた。

当時の議事録には「四番議員、昨日村長ヨリ提示セラレタル相田県会議長調定ニ成ル案ハ、従前村長ヨリ示サレタ

ルモノニ比シ、二万円の増額を見ルハ甚ダ遺憾ニシテ、是ハ村長、土木委員ニ於テ村会を呼ビタルモノト断ズ、依テ此上トモ村長、委員ハ、運動ヲ継続シテ、四万円ニテ目的ヲ達成スル様努力セラレタシ、然ラバ議事ニ参与スルモ然ラザル場合ハ議事ニ参与スルコトヲ得ズト述ベ直チニ退場ス。時ニ午後二時二十分、村長ハ、「只今四番議員ノ言ニ依ルト、二万円増額ト成リタルコトハ村長、土木委員ハ村会ヲ呼ビタルモノトノ事ナルモ、村長ノ行動ハ時々報告シ、村会ノ承認ノ下ニ行ヒタルモノニテ、何等呼ビタルモノニ非ズ、且又二万円ノ増額モ物価ノ騰貴及道路ノ改良ニ依ルモノニシテ、村会及大字西谷村民ノ希望ニ副フ為メニハ、止ムヲ得ザルモノナル旨弁明ス。」と記されていテ村会ノ一致ハ、程遠い感じで翌二八日も会議は続き、本問題は解決を見ぬまま年を越した。

昭和一五年この年は「皇紀二六〇〇年」として祝われた年である。新春早々の一三日、村会が開会されて、相田裁定案をめくり、いまだ解決なきうちに、会社は改修工事を請負いにしたとして、論議を呼んだ。

九番議員 会社側ニ於テハ、村長交渉ニ何等交渉ナク、県ヨリ認可ヲ得タカラデキデキ請負ニ成シタルハ、会社ハ、独断ノ仕方ニシテ、スル状態ニナル上ハ、後ニ居ル村民ノ不案ヲ惹起スルコロアリデアルカラ、会社ノ手段ハ不満ナリ、今回ノ会社ノ出方ハ、会社ハ会社、村民ハ村民トナル態度ニナルノデハナイカ。

村長 会社ノ取リタル態度ハ同感ナレ共、村長トシテ、今迄取リタル経過ヲ思フ時、自分トシテハ反省スル事アル旨ヲ述ブ。四番議員 本問題ハ二〇年ヲ有スル歴史ヲ持チ、村トシテハ最モ重大事業デアル、之ニ対シテハ相当多額ノ経費モ支出サレテ居リ、私トシテモ、三期半モ本事業問題ニ携ハッテ居ル次第ナルガ、只今マデノ経過ヲ承リ見ルニ涙が出ルバカリデアル、此ノ重大事ヲ役場及委員ノ盡セル経過ヲ思ヘバ涙ナクシテ考ヘラレズ、又県ヨリ四万円デ委セ等ノ点、今後村長ノ説明等ニ付キ、責任論言ハズトシテ置ク、私モ二十年ノ間、脳裡ヲ離レタル事ナキモ、現在ノ県ノ認可ニヨリ、会社ガ直チニ請負シタル点ハ、七百戸村民ノ全ク存在ヲ認メサルモノト考ヘ、実ニ不満ハ元ヨリ、落涙ノ次第ナリ、然シ事此所ニ至リタル以上ハ、先ヅ二、三日休会ラシテ、村民ノ意向ヲ確メ、尚熟議ノ上開議サレタキ意見ヲ述ブ。

一番議員 本件ニ付キ、二ケ年間ノ運動ヲナシ、其ノ後徐々ニ運動好転シ来タツタルニ、今突然工事ニ着手スルニ至リタル事情ガ解セラレヌ、今マタ考ヘテ見ルト、村ヨリ誰カ会社ニ対シ、工事請負ニセヌ場合ハ、解決ガツカヌカラ請負スベシト申込タル者アルト思フ、之全ク他ヨリ申込スル者モアル筈ハナイニ付キ、村長ヨリ申シタル外ナシト断ズ。

村長 県庁及会社側ニ対シ絶対申入レシタコトナシ、私ガ申込シタト申サルハ実ニ迷惑至極デアリマス。之ハ断ジテナイト云フ事ヲ記録シテ置クカラ、後カラ確カメラレタシ。

一週間の休会をもつて一月二二日開議し、村長は混乱する中において、会社に対する交渉、県への協力依頼など、今日までの経過を整理して説明報告し、各員慎重に審議されたいと述べた。しかしこの日も、それぞれ意見交錯して進展をみなかった。

四番議員 村対会社ノ交渉ノ経過ヲ見ルトキ、モ一應村トシテ再交渉ノ上、其ノ成行ニヨリ、村ノ取ルベキ方法ヲ決定致シタシト述ブ。

九番議員 本問ハ重大問題デアツテ、之ニハ相当経費ヲ要シ、経済ヲ考慮シテ、会社ニ交渉ヲ成シ来ツタガ、現今ハ土木、教育共ニ経費ヲ要スル訳ナレバ、先ヅ西谷大字会ヲスルデナク、村全般ノ意見ヲ聞キ、其ノ上本問題決定ノ運びニ致シ度イ。

七番議員 本問重大事デアル故ニ大字感ヲ去リ、本村一丸トナツテ、最大ノ方法ヲ講ジ目的貫徹ニ邁進サレタイ。

昭和一五年二月三日、久万・梶原線問題による村の混乱を解決するため、県当局が積極的により出し、県庁へ村会議員全員の集合を求めた。村長は、急をもつて各議員に通知した。しかし、当日の

朝、それぞれ全員上松した気配あるも午前一〇時県庁参事会室に顔を見せたのは、半数にも足らず五名の議員だった。待てど探せど行方はわからず致方なし、結局出席議員だけでも、千葉土木課長と面談することになった。午後二時十五分、千葉土木課長参事会室に現われて参集を求めたことによる要旨を次のように述べた。

本日御集合願ったのは、長官(知事)の命により村会議員全員の御参集を煩わした次第である。

恐らく村会議員全員を、県知事より集合する機会はありません。要は、御案内の梶原・久万線道路改修の事であつて伊予鉄会社との交渉問題で、本間は足掛け四年満二ヶ年余日を経過しており、県としても村の意向を考慮して、本職及び宮内技師より協議した結果、迂回を廃止した勾配は、県道と認定する以上法則に叶うのであつて、前の協定書に基き、使用上不便なきものと信じ認可したるものである。

本線は九尺巾であるが、待避所を三百米毎につけ、十二尺で待避所のないものより、遙かによく、一二尺巾にしても待避所のなきものは認可なく、自動車の通行は出来ません。本線は待避所を設け、尚堅固なる道路を付ける故、県に於て責任を以て自動車の通行をさします。尚また、本道路完成の上は、県が竣工検査をして受取るのであつて決して使用上に不便なしと固く信ずるものである。村において、巾一二尺とするため、四万円を投ずるとの事であるが、右の如く何等支障を来たさず、完全に使用の出来ることなれば、この四万円は、延長なり、又は林道なり、他の有益なる方面へ使用される方が村の最も適切な方法だと思ふ。

県自体が工事をするにしても、費用の關係上勾配は理想通り行かず、逆勾配も止む得ぬ場合があるので、現に本線の如きは上出来であると信ずる。尚、会社に於ては、数年間を要する、自分使用の路線なれば、決して悪い事をせず、若し不都合の点あれば、自分で改修して使用するのであつて、この完成道路は、他の待避所のない一二尺巾の道路以上の完全なるものである。それに加工拡張する箇所は、必要に応じ、県が県道である以上責任をもつて拡張するのであるから、一日も早く完通させ、村民福利を増進するよう考慮され度い。若し現下電力問題において、御村に、現在の態度で施工上支障ありとせば、県は強権発動で工事を遂行さすか、会社が中止するかの二ツであり、いずれにしても村は、相当の責任をよく承知してもらいたい。私がお話する点はよくよくお聞取りを願います。

本件は長官の命であり、只今長官は上京中であるが、本月八日に御帰庁の予定であり、それまでに確答を得て置けとのことであります。しかし、今日は多数の御欠席者あるため、明日再招集で御決定の上、明後日午前中に小職まで御回答下さるよう願います。

千葉土木課長は時の県知事持永義夫の命によるものであるとして、二時間に及んで県の意向を述べその回答を迫つた。村長は翌四日、議員全員を呼び集めて松山市内において協議会を開催したが、一名の議員のみ出席なきまま、千葉土木課長による県の意向を詳しく述べ、事態の切迫したことを告げて、村会を開催することとなった。

翌二月五日午後三時、県庁参事会室において柳谷村の村会が開催された。おそらく前後を通じて、村会が県庁において開かれたことはないであろう。

その異例なる村会の会議録を記す。

会議録

昭和十五年二月五日日本県庁参事会室ニ於テ、柳谷村村会ヲ開催ス。

出席者

一番議員	西森 義元
二番議員	中村 慶弥
三番議員	欠 員
四番議員	近沢 一美
五番議員	鶴井浅次郎
六番議員	村上 義春
七番議員	西川 茂一
八番議員	中村 秀儀
九番議員	藤田 順吉
十番議員	高橋 教馬

十一番議員 永井 百蔵
十二番議員 植木 久次

一、午後三時村長高岸勝繁議長席ニ着キ開議ノ旨宣ス。

一、本日議事ニ参与スルモノ左ノ如シ

助役 小坂 卯太郎

一、本日ノ會議ニハ特ニ本県々會議長相田梅太良氏ノ立会ヲ求メタリ。

議長本日ノ會議録署名員ニ左ノ式名ヲ指名ス。

八番議員 中村 秀儀

九番議員 藤田 順吉

一、梶原・久万線県道ヲ、伊予鉄道電気株式会社ニ於テ改修スルニ関スル件。

村長ハ本問題ニ付テ、従来ノ経過ヲ述ベ、且ツ過日ノ縣知事ノ意図ヲモ体シ、此際豫テヨリ、調停ノ為ニ、奔走ヲ煩ハシツツアリ、相田県會議長ニ白紙一任致サレタキ旨ヲ説明ス。次デ相田県會議長ヨリ、本問ニ関スル幹旋ノ経過ヲ詳細ニ説明アリタリ。

四番、九番、十一番議員ヨリ、各々ノ質問及意見ヲ述ベタリ。

一、議長ハ本問白紙一任異議ナキヤヲ諮リ、満場異議ナク賛成アリテ、県會議長相田氏ニ白紙一任ト決定ス。

一 議長ハ、議事終了ノ旨ヲ告ゲ午後三時三十分閉会ヲ宣ス。

右、會議ノ顛末ヲ記録シ其正当ナルヲ證スルタメ左ニ署名ス。

昭和十五年二月五日

八番議員 中村 秀儀

九番議員 藤田 順吉

県庁参事会室に、県会議長の立会を求めて開催した村会は、本問題を相田県会議長への、白紙一任と決し、三〇分をもって閉会した。

相田裁定再確認

これによって、相田裁定書と覚書をもって、すすめることになり、村長は早速このことを、関係組長、有志に文書をもって裁定書の内容を知らせた。

これに対して、郷角、本谷、小村の下三組から、相田裁定案の上へ、さらに一万八〇〇〇円の村費を加算して、勾配を直し、一二尺幅の延長をはかられたい、これが不可能である場合は、三組の地主は土地買収に応じないとの決議がなされ、村長は当惑した。再三にわたって下三組の代表と交渉するも解決せず、二月四日、一五の両日村会を召集し相田裁定案の再確認を諮り、多数の賛成をもって決するところとなり、これにもとづいて村長は、下三組の地主との交渉を続けて行くことになった。こうした動きの中にも改修工事はどんどん進工していた。

用地交渉

地主との交渉は難航しながらも、村長の熱意によって、次第に解決を見るに至った。

全路線の新設あるいは、改良箇所は、毎日鈍音は響き、建設工事は進捗した。しかし、工事施行については、設計外の止むを得ぬ村負担工事が発生して、七〇〇〇円。請負の野上工業会社より、単価値上の要求を、伊予鉄会社に提出し、村に対して約八〇〇〇〇円の要求があるなど、村長は予算の捻出に困難を極めた。村負担の四万円については、相田裁定によって、伊予鉄道電気株式会社への立替を受ける方法を講じ、昭和一六年から七年間に分けて、毎年五一八四円六〇銭宛を償還するよう証書を会社あてに差入れていた。

(この借入金残額三万円の処置については、後年における元村長丸石繁頼のエピソードがある。

昭和一九年二月、丸石村長と、森林組合代表として、小坂卯太郎の二人は、農林省へ砂防工事の陳情をするため上京した。そのとき、伊予鉄道電気株式会社は日本発送電気株式会社となっていたので、二人は日発本社に趣き、総務部長に面会を求め、

丸石村長はこの借金のいきさつについて、久万・梶原線の改修問題を、弁説もあざやかに、長時間にわたって物語ったのである。そうして最後に「この金額を棒引きしてもらいたい。」と懇願したという。

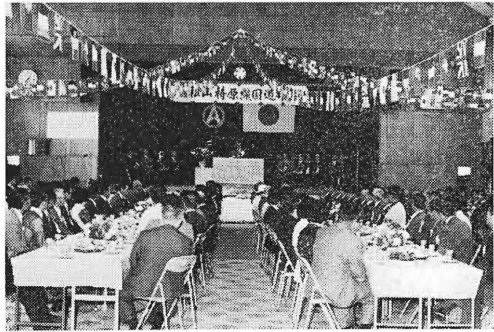
総務部長のげげんな顔に、丸石村長は「棒引き」とは二本線を引いて消すことで、つまり貴社の貸付の帳簿に記載されている三万円（現在の二四〇〇万円に相当）を消してもらいたいと答えたという。

総務部長は、初めて聞いた「棒引き」だっただろうか、丸石村長の語るいきさつに感動したのか、結局、高松支社へ手続きをせよと言うことになり、その後丸石村長は、高松支社と交渉して三万円を棒引きにしたという。）

昭和十五年二月二七日、この日は久万・梶原線の歴史上最も記念すべき日である。思えば、明治三五年
車道開通

年、西谷往還を馬道へと夢みてから三八年、血のにじむような運動をもって、県道認定にこぎつけた大正一二年からすでに二〇年の歳月が過ぎて、ようやく人々の悲願が達成され、西谷への車道開通の日を迎えたのである。これから久万・梶原線は車道の時代となり、徐々に改修されたも太平洋戦争の勃発によって、古味からの延長はおぼつかず、戦後になってようやく陽の目をみることになり、中久保・横野の人達の熱意と努力によって、林道大野ヶ原線として、開設が進み昭和二十九年中久保迄開通した。

昭和三十三年、梶原、久万線は、県道地芳峠、落出線と変更認定された。昭和三五年より、村道地芳峠線として、開設に着手し、四ヶ年をもって、延長約六キロにわたる難工事を完成し、昭和三九年五月七日、愛媛県知事久松定武、高知県知事溝淵増己の両知事を迎え、梶原村長米豊稔、当時就任まだ日浅き村長近澤房男の手によって、盛大な開通式が挙行された。この日、峯越林道としての開通ではあったけれども、梶原・久万線の認定から四十余年を経たいま、ようやくにして先人が夢見た車道が、梶原に通じたのである。実質なる久万・梶原線の開通に両村参列者の感慨は一入であった。翌、昭和四〇年には梶原・落出線として両側側とも変更認定された。



国道昇格祝賀会

県道梶原・落出線の開通は、四国カルスト高原における大規模草地改良事業をはじめ、村の観光開発の根幹をなし、昭和四六年には、主要地方道に認定された。

国道昇格成る 久万・梶原線の最終目標は、国道昇格にある。期成同盟会を

結成し、梶原町との一致団結による大運動を展開し、村長とともに、村議会の当を得た運動によって、県道久万・梶原線は、六〇年に及ぼんとする永き歴史を秘めて、昭和五六年三月、国道昇格が実現したのである。

新国道四四〇号線、予土国境を結んで、落出から梶原まで、延々四〇余キロ、これが改良整備の早期実現に向って、梶原・柳谷両町村一体による運動はスタートした。

重大使命を背にし、新たな決意にもえる村長近澤房男は、五段の碧空に大誦

した。

つづらおる地芳峠にトンネルを

貫けば夢あり予土の村々

(三) 後期 福祉社会化期 昭和二〇年代～五〇年代へ

混乱から安定へ

(二〇年代)

前期（明治五年から昭和二〇年まで）の通産化社会期約七〇年の歩みは、早期近代化した欧米先進諸国のそれに較べて、遙かに効率高い成長ぶりであった。しかし、太平洋戦争という自ら招いた過ちは、「混乱の戦後」という、我々日本人にとって初めて経験する、余りにも高価な代償を報いた。ここに自らに対して謙虚な省察を加え、安定した環境づくりに、懸命の努力を致して、国際社会の一員としての役割を担い得る、敬愛される日本人に再生しなければならぬ。(イ) 自治意識の成長 新しい憲法は、自治意識の高揚を大きくかかげた。普選の実施・公選の拡大・地方税法の整備・自作農創設特別措置（農地解放）等、革新政策を次々に実施し続けた。(ロ) 国民教育制度の改善 義務教育年限延長（六三制学校教育制度）・民意による教育推進（教育委員会制度・P.T.A活動・社会教育活動）・教育財政基盤の確立（義務教育費国庫負担制度）・個性・創造教育重視・女子教育の高度化など。(ハ) 景観変化（黄色い花つける三稜畑は、蒼紺の針葉樹林に）―需要構造の変化（和紙から洋紙へ、紙幣は硬貨に）が、全国有数の局納三稜生産地域（大蔵省印刷局松山分室調 昭和一九（一九四四）年度から昭和五八（一九八三）年度まで四〇年間 柳谷村からの局納三稜数量一〇〇九・四トン。昭和一八年度以前は県農産課扱いで不詳。）として、全国に令聞を馳せていたわが村の、営農構造の大転換を余儀なくさせた。我々は、焼畑経営のモデル地域として、食用作物・特用作物の巧みな組合せ切替えによって、その高い換金性の保持を謳歌してきた。今此らの耕地経営に、大きな転換をしなければならなくなったのである。三稜から植林への切替え転換は、「一年単位から半世紀単位への換金性の転換」である。したがってそれは、生計構造―就労構造―居住構造に、大きな新しい課題を生み、その解決を迫ってくるものであった。

生活基盤中心の社会

つくり(三〇年代)

朝鮮戦争特需の影響もあって、混乱から安定への足どりは早く、経済復興はきわめて堅調であった。新憲法は戦争放棄を鮮明にし、財政の主力は、市町村優先の生活基盤の整った社会つくり投融资された。(イ) 広域市町村圏の育ち(新村柳谷村の生誕) 仁淀川に境されていて

たからとはいえず、御三戸から県境までの右岸が、中津一村であったとはいかにも従順すぎた話。龍宮から県境までの川筋は、黒川の延長と見るのが地形構造での自然。昭和三〇(一九五五)年、多年の懸案どおり、中津村南半と合併して、新柳谷村が生まれた。いかにも待遠しかった誕生である。「同質生活圈」という社会的遺伝子が、村の健全成長を予言してくれている。(ロ) 地方税制の整備 昭和二四(一九四九)年九月一五日のシャープ勧告は、我々日本人自身では、到底構想しえないほど、すっきりとした「日本租税制度論」である。国・都道府県・市町村の三系統の絡み合いからくる干渉と依存の慣行から脱して、それぞれの自主性を強化独立させ、自治の本旨の確立を意図したものであった。その合理税制の段階に至るまでには、年を逐って漸進的に改善を加えていき、いささかも混乱の跡方ものこさない運び方である。その三系統関係の改善の経過は次のとおりである。明治四五(一九一三)年ごろから、国税・府県税の附加税制↓昭和二三(一九四八)年七月七日地方配布税制↓昭和二五(一九五〇)年五月三〇日地方財政交付金制↓昭和二九(一九五四)年五月一五日地方交付税制↓逐年同税率上昇改正が行われ、税額は村税を凌いで首位税目となる。この地方税制整備の経過と共に、特筆すべきものは、地方教育費に係る税制の整備経過である。その梗概は次のとおりである。明治二二(一八八九)年町村制実施、教育費は寄附金(村民各戸より)↓大正八(一九一九)年から昭和一五(一九四〇)年まで、教育費国庫下渡金制(教育費予算額の約二分の程度で定額制)↓昭和一六(一九四一)年義務教育諸学校教員給与県費負担↓昭和二七(一九五二)年七月三十一日義務教育費国庫負担法(国・県各二分の一負担)。なお教育諸施設については、昭和二三(一九五八)年四月二五日義務教育諸学校施設費国庫負担法↓昭和四七(一九七

二〇年六月五日同法負担率上昇。(ハ) 社会保障の施策 社会経済力の充実に伴って、生活保障の基盤づくりが次々に施策されていった。その主なものは次のとおりである。

公布施行日	法・令・規則等件名	施 策 趣 旨
昭和二二・一二・一二	児童福祉法	国民の児童福祉義務・児童の生活保障愛護権。
〃〃二三・七・二九	民生委員会法	社会奉仕の精神を以て、保護指導のことに当り、社会福祉の増進に努める。
〃〃二五・五・四	生活保護法	生活困窮国民に対する必要な保護・最低限度の生活保障・自立助長。
〃〃二七・四・三〇	戦傷病者戦歿者遺族等援護法	軍人軍属の公務上の負傷疾病死亡に対し、国家保障の精神に基づき、軍人軍属であった者又はこれ等の者の遺族を援護する。
〃〃二八・八・一	未帰還者留守家族等援護法	国の責任において、留守家族に手当を支給。帰還者に旅費支給。
〃〃三二・三・三一	原爆被爆者医療法	被爆者の健康診断及び医療健康の保持の向上。
〃〃三三・一二・一七	国民健康保険法	国民健康保険事業の運営・社会保障・国民の健康向上に寄与する。
〃〃三四・四・一六	国民年金法	老齢・廃疾・死亡による国民生活安定失墜を共同連帯して防止、国民生活の維持向上。
〃〃三四・六・一五	国民年金法に基づく老令福祉年金支給規則	
〃〃三五・三・三一	精神薄弱児福祉法	精薄者の厚生援助と、必要保護・精薄者の福祉増進。
〃〃三六・四・一	国民皆保険皆年金実施	
〃〃三八・七・一	老人福祉法	心身の健康保持及び生活安定のための必要措置。
〃〃三九・七・一	母子寡婦福祉法	その生活の安定と向上のため必要措置。
〃〃四五・五・二一	身障者対策基本法	心身障害者の発生を予防し、身障者の福祉の増進。
〃〃五八・二・一	老人保健法	老人健康保持と医療の確保・疾病予防・治療・機能訓練等総合実施。

(二) 地域条件不均衡是正の施策 地域条件の不備・不利による不均衡を是正する施策も整えられた。主な施策が基づく法律は次のとおりである。

公布施行日	法・令・規則等件名	施 策 趣 旨
昭和二九・六・一 〃〃三六・六・一二 〃〃三六・一一・一〇 〃〃三七・四・五 〃〃四〇・五・一一	へき地教育振興法 農業基本法 農業近代化資金助成法 豪雪地帯対策特別措置法 山村振興法	教育の機会均等・へき地教育振興施策・教育水準の向上。 農業と農外他産業の格差不利は正・農業近代化合理化・農業従事者の健康・文化的生活・農業の進むべき新たなみち、農業政策目標 農業者の資本装備の高度化・農業経営の近代化。 雪害の防除・その他産業等基礎条件の改善に関する総合的対策の樹立と実施。 山村経済力の培養・山村住民福祉の向上、地域格差の是正・国民経済の発展に寄与。

(三) 観光開発 村民のくらしの拡充のための、ものの側面整備と共に、文化、観光側面の、価値の発掘と保持に、たゆみない施策が打ち出された。主な実施は次のとおりである。

実施年月日	実施項目	附 記 説 明
昭和三二・二・二 〃〃三五・四・一一 〃〃三五・七・一三 〃〃三六・一〇 〃〃三六・一一・二一	日浦洞探検 村内文化財調査 五段高原観光調査 五段高原学術調査 五段小屋落成	愛大山内浩助教授一行。 愛大藤谷教授一行。 五段高原・八釜溪・日浦洞

<p>昭和三七・五・ // 三七・六・二〇 // 三七・一〇・一〇八 // 三八・八・三〇九 // 三九・七・一八七 // 四一・四・六 // 四四・四・一 // 四五・六・一五 // 四六・一・一六 // 四八・七・二五 // 五五・一・三 // 五八・三・三〇</p>	<p>県観光課観光調査 「四国カルスト」地名統一 四国カルスト観光調査 四国カルスト調査 四国カルスト県立自然公園 開園式 地芳荘落成 柳谷村文化財保護条例制定 柳谷村自然林野保護条例制定 五段高原スキー場開き 国鉄バスヤングメイト号運 行開始 黒川溪歌碑除幕式 「ふるさとの文化財」発行</p>	<p>県立自然公園指定のため、大川峰・木地・八釜・黒川溪等。 柳谷村・野村町・東津野村・梶原町各代表。山内・野村両先生。 文化財の保存及活用のため必要措置。村民の文化的向上に資す。 自然林野の保護をはかり村民の休養と保健・情操涵養に資する。 松山〜五段高原間季節運行。 作者 歌人逗子八郎 場所 柳井川シモオオタニ 柳谷村文化財保護委員会研究調査、柳谷村教育委員会編集発行。</p>
<p>弘化二(一八四五) 昭和三一初夏 // 二七・三・二九 // 四一・五・一</p>	<p>代官 八釜溪見分 御代官 日下甚五右衛門一行一〇名巡村途次。 巖谷小波 八釜溪探勝 八釜溪特別天然記念物として国指定 高松宮殿下八釜溪御高覧</p>	

経済開発と社会 開発（四〇年代）

昭和三五（一九六〇）年一二月二七日の閣議で決定した「国民所得倍增計画」が開花し結実した年代である。実質国民総生産規模を、ほぼ一〇か年で倍増させようとする計画である。この計画が着々と実現を見、いわゆる経済の高度成長が進行するに従って、次の生活様式が頭わに展開した。(イ) 都市の人口過密化―農山漁村の人口過疎化―第二次ひいては第三次産業の急激な伸びは、第一次産業からの労働力吸収を現出した。農山漁村からの人口の流出となり、核家族化の進みにつれて、出生児数の絶対数の減少となり、死亡が出生を上回る自然減も加わって、農山漁村人口の激減を恒常化した。わが村は、昭和二五年の七九六四人を最大値として、逐年急激な減少を続けた。昭和五〇年代に入って、横這い状態を示すに至ったが、わが村の人口は二、〇〇〇人台に減少し、高齢化が進み、就業構造にも大きく影響するに至った。(ロ) 産業構造改善と消費生活の向上―経済の高度成長の波動は、わが村の産業構造の改善をもたらせた。土地改良事業、地域格差対策事業、林業構造改善事業等の施策は、適切に遂行されていた。やがて農林業労働力の省力化と、農林道の開さくに伴って、各集落の生活様相は、モータリゼーションに一変した。兼業化は進み、所得構造と消費構造の向上は、集落間・世帯間の生活格差を縮めて、昭和元祿の生活相を展開した。

安定した福祉社
会へ（五〇年代）

経済の高度成長は鈍った。成長率は低下を続ける。どの点で低下の歩度を終息させるか。どこに成長の均衡点を確立するか。高度成長期にふくらんだ「給付の枠組み」は大きい。支出の合理化はどうして実現するか。これが五十年代の大課題である。

村は過疎化する人口問題をはじめ、生活構造の問題・産業基盤の問題など、多くの問題を抱えている。それらの問題点に立って、安定した堅実な将来像を描き、その実現計画を策定した。はげしい変動社会の中で、不安と焦燥に揺れ動く村民の意識を安定させ、その自覚のもとに、五〇年代以降の村づくりの推進にとり組んだのである。一つ一つ

堅実に、どの面にも洩れなく配慮を致して、村民一人一人の自治意識に立った、「合意と連帯」の村づくり実践を続けてゆく。

(一) 農村総合整備

1 集落整備

(1) 集落間の格差除去

(2) 集落道の整備

(3) 用排水施設整備

(4) コミュニティ施設整備

(5) 防災施設整備

2 道路整備

村道(二二路線)

農道(二八路線)

林道(既設二三路線・新設計画三〇数路線)

集落道 既設道の未改良箇所整備 新設計画路線の早期開さくを進める。

3 水供給施設整備

(1) 農業用水施設整備―老朽化用水路線整備

(2) 飲用水施設の整備―簡易水道・飲用水供給施設設備近く九六パーセント完成

4 排水施設の整備

(1) 河川排水施設整備―出水期災害発生のおそれある河川の改修・地すべり防止区域内対策

中津地域（小松谷川・上場谷川・ヨゴレ谷川・西ノ谷川）

柳井川地域（栃谷川・ケシヨウ谷川）

西谷地域（本谷川・名荷谷川）

(2) 農業排水施設の整備―土掘り土水路をコンクリート水路に、集落排水と一体的に整備

(3) 集落排水施設の整備―農用地排水と集落排水の一体化した排水施設二五路線整備

5 土地基盤の整備

(1) 農用水の整備―畑二団地四ヘクタールの整備

(2) 農用施設用地の整備―米・繭等農産物集出荷場一、肉用牛繁殖牛ふん尿処理施設四

(3) その他公共施設用地の整備―遊園地・農村公園・多目的集会施設・集会所・山村広場・体育館・プール・公

民館・郷土史料館などの用地

6 産業施設の整備

(1) 農林業施設整備―家畜ふん尿処理施設（西村ほか三か所）、農産物集出荷施設三か所、乾燥施設（生産地ごと）

7 その他公共施設整備

(1) 地域コミュニティ施設―多目的集会施設（西谷古味地域）・農村公園・公民館・郷土史料館（落出）・山村広場・体育館・集会所・プール・遊園地（中津地域）・集会所（二二集落）

(2) 観光施設―四国カルスト姫鶴平（高原サマースキー施設・運動広場・一万平方メートルトリムコース一〇ポイント）

大川峰（国民宿舎・キャンプ場・高原植物園） 高野川本川上流（人工溪流つり場） 八釜溪谷（ロープウェー一基、

遊歩道、休憩施設。

(二) 村民福祉の充実

制定施行日	条例等件名	施設趣旨
昭和四〇・四・一	柳谷村交通安全保持条例	交通安全推進協議会の設置とその活動。
〃〃四一・二・二八	柳谷村青少年問題協議会設置条例	青少年問題協議会の設置・青少年の指導・育成・保護及び矯正に関する総合的施策。
〃〃四五・一二・二六	柳谷村児童手当支給条例	児童の健全育成助長。
〃〃四六・一〇・一	柳谷村老人医療費給付条例	老人の保健衛生の向上・老人福祉増進。
〃〃四八・四・五	柳谷村零歳児医療費助成条例	疾病の早期発見・治療の促進・零歳児の保健向上。
〃〃四八・七・二	柳谷村廃棄物処理清掃条例	生活環境保全・公衆衛生の向上。
〃〃四九・三・二〇	柳谷村重度心身障害者医療助成条例	重度心身障害者の生活安定と福祉増進。
〃〃四九・九・三〇	柳谷村母子家庭医療費助成条例	母子家庭の保健向上と福祉増進。
〃〃五〇・九・二五	柳谷村災害弔慰及援護条例	自然災害弔慰金支給・自然災害資金貸付。

ありし日、わが先人この大地に喚び入れられ、おり立ちて村びととなる。あけくれ、文化化のこころみ重ね来りて、今ここに睦み合う。